西 米 良 村 地 域 防 災 計 画

（第２巻）

令和元年度修正

令和２年３月修正

西米良村防災会議

各項目対応部署一覧

地域防災計画項目			通常時部署										消防団
			総務課	むら創生課	福祉健康課	診療所	建設課	農林振興課	村民課	会計室	教育総務課	議会事務局	
第2編 共通対策編	第2章 災害予防計画	第1節 災害に強いまちづくり	●				●		●				
		第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●	●	●	●	●		●		●		●
		第3節 住民の防災活動の促進	●	●	●						●		●
	第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制の確立											●
		第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保											●
		第3節 広域応援活動											
		第4節 救助・救急及び消火活動											●
		第5節 医療救護活動											●
		第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動											
		第7節 避難収容活動											●
		第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動											
		第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動											
		第 10 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動											●
		第 11 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動											
		第 12 節 公共施設等の応急復旧活動											
		第 13 節 ライフライン施設の応急復旧											
		第 14 節 被災者等への的確な情報伝達活動											
		第 15 節 自発的支援の受入れ											
		第 16 節 災害救助法の適用											
		第 17 節 文教対策											
		第 18 節 農林水産関係対策											
	第4章 災害復旧・復興対策	第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定											
		第2節 迅速な現状復旧の進め方											
		第3節 計画的復興の進め方											
		第4節 被災者の生活再建等の支援											
		第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援											

災害対策本部班編成											地域防災計画項目		
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班						
											第１節 災害に強いまちづくり	第2章 災害予防計画	第２編 共通対策編
											第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第３節 住民の防災活動の促進		
●	●	●	●	●	●	●	●				第１節 活動体制の確立	第３章 災害応急対策計画	
●	●										第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		
●											第３節 広域応援活動		
●			●	●							第４節 救助・救急及び消火活動		
●		●	●			●					第５節 医療救護活動		
●				●							第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
●		●				●					第７節 避難収容活動		
●		●		●							第８節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動		
●		●				●					第９節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動		
●			●			●					第 10 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動		
●	●										第 11 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動		
●				●							第 12 節 公共施設等の応急復旧活動		
●				●		●					第 13 節 ライフライン施設の応急復旧		
●											第 14 節 被災者等への的確な情報伝達活動		
●	●	●					●				第 15 節 自発的支援の受入れ		
●											第 16 節 災害救助法の適用		
			●				●				第 17 節 文教対策		
					●						第 18 節 農林水産関係対策		
●											第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	第４章 災害復旧・復興対策	
●											第２節 迅速な現状復旧の進め方		
●											第３節 計画的復興の進め方		
●						●					第４節 被災者の生活再建等の支援		
	●				●						第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援		

地域防災計画項目			通常時部署										消防団
			総務課	むら創生課	福祉健康課	診療所	建設課	農林振興課	村民課	会計室	教育総務課	議会事務局	
第3編 風水害等対策編	第2章 風水害予防計画	第1節 風水害に強いまちづくり	●		●		●		●				●
		第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●	●	●	●	●		●		●		●
		第3節 住民の防災活動の促進	●	●	●						●		●
	第3章 風水害応急対策計画	第1節 災害発生直前の対応	●										●
		第2節 活動体制の確立											●
		第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保											●
		第4節 広域応援活動											
		第5節 救助・救急活動											
		第6節 医療救護活動											●
		第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動											
		第8節 避難収容活動											●
		第9節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動											
		第10節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動											
		第11節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動											●
		第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動											
		第13節 公共施設等の応急復旧活動											
		第14節 ライフライン施設の応急復旧											
		第15節 被災者等への的確な情報伝達活動											
		第16節 自発的支援の受入れ											
		第17節 災害救助法の適用											
		第18節 農林水産物応急対策計画											
		第19節 雪害対策計画											
	第4章 災害復旧・復興対策	第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定											
		第2節 迅速な現状復旧の進め方											
		第3節 計画的復興の進め方											
		第4節 被災者の生活再建等の支援											
		第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援											

災害対策本部班編成											地域防災計画項目		
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班						
											第１節 風水害に強いまちづくり	第２章 風水害予防計画	第３編 風水害等対策編
											第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第３節 住民の防災活動の促進		
											第１節 災害発生直前の対応	第３章 風水害応急対策計画	
●	●	●	●	●	●	●	●				第２節 活動体制の確立		
●	●										第３節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		
●											第４節 広域応援活動		
●			●	●							第５節 救助・救急活動		
●		●	●			●					第６節 医療救護活動		
●				●							第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
●		●				●					第８節 避難収容活動		
●		●		●							第９節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動		
●		●				●					第 10 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動		
●			●			●					第 11 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動		
●	●										第 12 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動		
●				●							第 13 節 公共施設等の応急復旧活動		
●				●		●					第 14 節 ライフライン施設の応急復旧		
●											第 15 節 被災者等への的確な情報伝達活動		
●	●	●					●				第 16 節 自発的支援の受入れ		
●											第 17 節 災害救助法の適用		
					●						第 18 節 農林水産物応急対策計画		
●			●	●	●		●				第 19 節 雪害対策計画		
●											第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	第４章 災害復旧・復興対策	
●											第２節 迅速な現状復旧の進め方		
●											第３節 計画的復興の進め方		
●						●					第４節 被災者の生活再建等の支援		
	●				●						第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援		

地域防災計画項目			通常時部署										消防団
			総務課	むら創生課	福祉健康課	診療所	建設課	農林振興課	村民課	会計室	教育総務課	議会事務局	
第４編 航空災害対策編	第２章 航空災害予防計画	第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え	●	●		●							●
	第３章 航空災害応急対策計画	第１節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保											●
		第２節 活動体制の確立											●
		第３節 広域応援活動											
		第４節 捜索、救助・救急及び消火活動											●
		第５節 医療救護活動											●
		第６節 警戒区域の設定等											
		第７節 関係者等への的確な情報伝達活動											
第５編 道路災害対策編	第２章 道路災害予防計画	第１節 道路交通の安全のための情報と充実	●										
		第２節 道路施設等の管理と整備					●						
		第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●	●		●							●
		第４節 道路利用者に対する防災知識の普及	●										
	第３章 道路災害応急対策計画	第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保											●
		第２節 活動体制の確立											●
		第３節 交通誘導及び緊急交通路の確保											
		第４節 救助・救急及び消火活動											●
		第５節 医療救護活動											●
		第６節 道路施設の応急復旧											
		第７節 関係者等への的確な情報伝達活動											

災害対策本部班編成											地域防災計画項目		
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班						
											第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え	第2章 航空災害予防計画	第４編 航空災害対策編
●											第１節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第３章 航空災害応急対策計画	
●											第２節 活動体制の確立		
●											第３節 広域応援活動		
●			●	●							第４節 捜索、救助・救急及び消火活動		
●		●	●			●					第５節 医療救護活動		
●											第６節 警戒区域の設定等		
●											第７節 関係者等への的確な情報伝達活動		
											第１節 道路交通の安全のための情報と充実	第2章 道路災害予防計画	第５編 道路災害対策編
											第２節 道路施設等の管理と整備		
											第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第４節 道路利用者に対する防災知識の普及		
●	●					●					第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	第３章 道路災害応急対策計画	
●											第２節 活動体制の確立		
●				●							第３節 交通誘導及び緊急交通路の確保		
●			●	●							第４節 救助・救急及び消火活動		
●		●	●			●					第５節 医療救護活動		
●				●							第６節 道路施設の応急復旧		
●											第７節 関係者等への的確な情報伝達活動		

地域防災計画項目			通常時部署										消防団
			総務課	むら創生課	福祉健康課	診療所	建設課	農林振興課	村民課	会計室	教育総務課	議会事務局	
第6編 危険物等災害対策編	第2章 危険物等災害予防計画	第1節 危険物等施設の安全性確保	●										
		第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●			●							●
		第3節 防災知識の普及	●										●
	第3章 危険物等災害応急対策計画	第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡											●
		第2節 活動体制の確立											●
		第3節 広域応援活動											
		第4節 災害の拡大防止活動											●
		第5節 救助・救急及び消火活動											●
		第6節 医療救護活動											●
		第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動											
		第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策											●
		第9節 避難収容活動											●
		第10節 被災者等への的確な情報伝達活動											
第7編 大規模な火事災害対策編	第2章 大規模な火事災害予防計画	第1節 大規模な火事に強いまちづくり	●				●						●
		第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●			●	●						●
		第3節 住民の防災活動の促進	●										●
	第3章 大規模な火事災害応急対策計画	第1節 活動体制の確立											●
		第2節 災害情報の収集・連絡											●
		第3節 広域応援活動											●
		第4節 救助・救急及び消火活動											●
		第5節 医療救護活動											
		第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動											
		第7節 避難収容活動											
		第8節 被災者等への的確な情報伝達活動											
	第4章 大規模な火事災害復旧・復興対策	第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定											
		第2節 迅速な現状復旧の進め方											
		第3節 計画的復興の進め方											
		第4節 被災者の生活再建等の支援											
		第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援											
		第6節 事後の監視等の実施											

災害対策本部班編成											地域防災計画項目		
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班						
											第１節 危険物等施設の安全性確保	第2章 危険物等災害予防計画	第６編 危険物等災害対策編
											第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第３節 防災知識の普及		
●											第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡	第３章 危険物等災害応急対策計画	
●											第２節 活動体制の確立		
●											第３節 広域応援活動		
●											第４節 災害の拡大防止活動		
●											第５節 救助・救急及び消火活動		
●		●	●			●					第６節 医療救護活動		
●				●							第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
●				●		●					第８節 危険物等の大量流出に対する応急対策		
●		●				●					第９節 避難収容活動		
●		●									第 10 節 被災者等への的確な情報伝達活動		
											第１節 大規模な火事に強いまちづくり	第2章 大規模な火事災害予防計画	第７編 大規模な火事災害対策編
											第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第３節 住民の防災活動の促進		
●											第１節 活動体制の確立	第３章 大規模な火事災害応急対策計画	
●											第２節 災害情報の収集・連絡		
●											第３節 広域応援活動		
●			●								第４節 救助・救急及び消火活動		
●		●	●			●					第５節 医療救護活動		
●				●							第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
●		●				●					第７節 避難収容活動		
●											第８節 被災者等への的確な情報伝達活動		
●											第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	第４章 大規模な火事災害復旧・復興対策	
●											第２節 迅速な現状復旧の進め方		
●											第３節 計画的復興の進め方		
●						●					第４節 被災者の生活再建等の支援		
	●				●						第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援		
●											第６節 事後の監視等の実施		

地域防災計画項目			通常時部署										消防団
			総務課	むら創生課	福祉健康課	診療所	建設課	農林振興課	村民課	会計室	教育総務課	議会事務局	
第8編 林野火災対策編	第2章 林野火災予防計画	第1節 林野火災に強い地域づくり	●				●						
		第2節 災害防止のための気象情報等の充実	●										
		第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	●										●
		第4節 住民の防災活動の促進	●										●
	第3章 林野火災応急対策計画	第1節 活動体制の確立											●
		第2節 災害情報の収集・連絡											●
		第3節 広域応援活動											
		第4節 消火活動及び救急・救助活動											●
		第5節 医療救護活動											●
		第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動											
		第7節 住民等の避難及び救助対策											●
		第8節 被災者等への的確な情報伝達活動											
		第9節 二次災害の防止活動											
第9編 原子力災害対策編	第2章 原子力災害予防計画	第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	●										
		第2節 応急体制の整備	●										
		第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	●										
		第4節 医療体制及び健康相談体制の整備	●										
		第5節 住民等への的確な情報伝達	●										
		第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発	●										
	第3章 原子力災害応急対策計画	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保											
		第3節 活動体制の確立											
		第4節 住民等への的確な情報伝達活動											
		第5節 住民避難等の防護活動											
		第6節 医療及び健康相談の実施											
	第4章 原子力災害復旧・復興対策	第1節 住民健康相談											

災害対策本部班編成											地域防災計画項目		
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班						
											第１節 林野火災に強い地域づくり	第2章 林野火災予防計画	第８編 林野火災対策編
											第２節 災害防止のための気象情報等の充実		
											第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
											第４節 住民の防災活動の促進		
●											第１節 活動体制の確立	第３章 林野火災応急対策計画	
●											第２節 災害情報の収集・連絡		
●											第３節 広域応援活動		
●			●								第４節 消火活動及び救急・救助活動		
●		●	●			●					第５節 医療救護活動		
●				●							第６節 緊急輸送のための交通の確保･緊急輸送活動		
●											第７節 住民等の避難及び救助対策		
●											第８節 被災者等への的確な情報伝達活動		
●											第９節 二次災害の防止活動		
											第１節 情報の収集・連絡体制等の整備	第２章 原子力災害予防計画	第９編 原子力災害対策編
											第２節 応急体制の整備		
											第３節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備		
											第４節 医療体制及び健康相談体制の整備		
											第５節 住民等への的確な情報伝達		
											第６節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発		
●											第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第３章 原子力災害応急対策計画	
●											第３節 活動体制の確立		
●											第４節 住民等への的確な情報伝達活動		
●		●									第５節 住民避難等の防護活動		
●		●	●								第６節 医療及び健康相談の実施		
●		●	●								第１節 住民健康相談	第４章 原子力災害復旧・復興計画	

目　次（第２巻）

第１編 総論 1
第１章 総則 1
第１節 目的 1
第２節 計画の基本方針 2
第３節 計画の構成 3
第４節 用語の定義 4
第２章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 5
第１節 各機関の実施責任 5
第２節 処理すべき事務又は業務の大綱 6
第３節 村民の責務 17
第４節 減災に向けた村民運動の展開 18
第３章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 19
第１節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進 19
第２節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正 20

第２編 共通対策編 21
第１章 基本的考え方 21
第１節 基本的考え方 21
第２章 災害予防計画 22
第１節 災害に強いまちづくり 22
第１款 道路等交通関係施設の整備と管理 22
第２款 ライフライン施設の機能確保 22
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 26
第１款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備 26
第２款 活動体制の整備 27
第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備 29
第４款 医療救護体制の整備 32
第５款 緊急輸送体制の整備 33
第６款 燃料の供給体制の整備 34
第７款 避難収容体制の整備 35
第８款 備蓄に対する基本的な考え方 39
第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備 40
第 10 款 住民等への的確な情報伝達体制の整備 43
第 11 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備 44
第 12 款 防災関係機関の防災訓練の実施 46
第 13 款 災害復旧・復興への備え 49
第 14 款 災害に係る検証 49
第３節 住民の防災活動の促進 50
第１款 防災知識の普及 50
第２款 自主防災組織等の育成強化 52
第３款 ボランティアの環境整備 53

第４款 地区防災計画の策定 56
第５款 災害教訓の伝承 56
第３章 災害応急対策計画 57
第１節 活動体制の確立 57
第１款 災害対策本部等の設置 57
第２款　職員の参集及び動員 64
第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 66
第１款 災害情報の収集・連絡 66
第２款 通信手段の確保 73
第３節 広域応援活動 78
第１款 地方公共団体による広域的な応援体制 78
第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 80
第４節 救助・救急及び消火活動 84
第１款 救助・救急活動 84
第２款 消火活動 85
第５節 医療救護活動 88
第１款 医療機関による医療救護活動 88
第２款 医療活動の実施 88
第３款 搬送体制の確保 88
第４款 医薬品等の供給 89
第５款 医療情報の確保等 89
第６款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 89
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 92
第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 92
第２款 輸送体制の確立 92
第７節 避難収容活動 98
第１款 避難誘導の実施 98
第２款 避難所の開設、運営 106
第３款 被災者の把握 109
第４款 避難生活環境の確保 110
第５款 要配慮者への配慮 111
第６款 応急住宅の確保 114
第７款 広域一時滞在 116
第８節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 117
第１款 食料の供給 117
第２款 飲料水の供給及び給水の実施 118
第３款 生活必需品の供給 119
第９節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 121
第１款 保健衛生対策の実施 121
第２款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 122
第３款 災害廃棄物処理 123
第 10 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動 126
第１款 行方不明者及び遺体の捜索 126
第２款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施 126
第 11 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動 129

第１款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持 129
第２款 帰宅困難者対策 129
第 12 節 公共施設等の応急復旧活動 130
第１款 公共土木施設等の応急復旧 130
第 13 節 ライフライン施設の応急復旧 132
第１款 ライフライン途絶時の代替対策 132
第２款 ライフライン施設の応急復旧 133
第 14 節 被災者等への的確な情報伝達活動 141
第１款 被災者・村民への的確な情報伝達 141
第２款 相談窓口の設置 142
第３款 村民等からの被災者の安否確認について 142
第 15 節 自発的支援の受入れ 143
第１款 自治公民館（自主防災組織）等との連携 143
第２款 ボランティア活動の受入れ 143
第３款 義援物資、義援金の受入れ 145
第 16 節 災害救助法の適用 147
第１款 災害救助法の適用 147
第 17 節 文教対策 149
第１款 学校教育対策 149
第２款 文化財保護対策 153
第 18 節 農林水産関係対策 154
第１款 農産物応急対策 154
第４章 災害復旧・復興対策 156
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定 156
第１款 被害が比較的軽い場合の基本的方向 156
第２款 被害が甚大な場合の基本的方向 156
第２節 迅速な現状復旧の進め方 157
第１款 公共施設災害復旧事業計画 157
第２款 激甚災害の指定 158
第３節 計画的復興の進め方 159
第１款 災害復興対策本部の設置 159
第２款 災害復興方針・計画の策定 159
第３款 災害復興事業の実施 159
第４節 被災者の生活再建等の支援 160
第１款 被災者への広報及び相談窓口の設置 160
第２款 生活確保資金の融資等 160
第３款 雇用の確保 164
第４款 税対策等による被災者の負担の軽減 164
第５款 住宅確保の支援 165
第６款 災害復興基金の設立 166
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援 167
第１款 中小企業の復興支援 167
第２款 農林水産業の復興支援 168

第３編 風水害等対策編 169
第１章 災害特性等 169
第１節 基本的考え方 169
第２節 本村における風水害の概況 170
第１款 台風等による災害 170
第２款 低気圧と前線 177
第３款 竜巻等の突風 177
第３節 災害の想定 178
第２章 風水害予防対策計画 179
第１節 風水害に強いまちづくり 179
第１款 風水害に強いまちづくり 179
第２款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編参照） 183
第３款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編参照） 183
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 184
第１款 災害発生直前における体制の整備 184
第２款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編参照） 186
第３款 活動体制の整備（共通対策編参照） 187
第４款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編参照） 187
第５款 医療救護体制の整備（共通対策編参照） 187
第６款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照） 187
第７款 避難収容体制の整備（共通対策編参照） 187
第８款 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編参照） 187
第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編参照） 187
第１０款 住民等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編参照） 187
第１１款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編参照） 187
第１２款 防災関係機関の防災訓練の実施 187
第１３款 災害復旧・復興への備え（共通対策編参照） 187
第３節 住民の防災活動の促進 188
第３章 風水害応急対策計画 189
第１節 災害発生直前の対応 189
第１款 警報等の伝達 189
第２款 避難誘導の実施 198
第３款 災害の未然防止対策 200
第２節 活動体制の確立 201
第１款 災害対策本部等の設置 201
第２款 職員の参集及び動員 202
第３節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 203
第１款 災害情報の収集・連絡（共通対策編参照） 203
第２款 通信手段の確保（共通対策編参照） 203
第４節 広域応援活動 204
第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照） 204
第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照） 204
第５節 救助・救急活動 205
第１款 救助・救急活動（共通対策編参照） 205
第６節 医療救護活動 206

第１款 医療機関による医療救護活動（共通対策編参照）……206
第２款 医療救護班による医療救護活動（共通対策編参照）……206
第３款 搬送体制の確保（共通対策編参照）……206
第４款 医薬品等の供給（共通対策編参照）……206
第５款 医療情報の確保（共通対策編参照）……206
第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動……207
第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照）……207
第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照）……207
第３款 燃料の確保（共通対策編参照）……207
第８節 避難収容活動（共通対策編参照）……208
第９節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編参照）……208
第１０節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編参照）……208
第１１節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編参照）……208
第１２節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編参照）……208
第１３節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編参照）……208
第１４節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編参照）……208
第１５節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編参照）……208
第１６節 自発的支援の受入れ（共通対策編参照）……209
第１７節 災害救助法の適用（共通対策編参照）……209
第１８節 農林水産物応急対策計画（共通対策編参照）……209
第１９節 雪害対策計画……210
第４章 風水害復旧・復興対策……213
第１節　地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編参照）……213
第２節　迅速な現状復旧の進め方（共通対策編参照）……213
第３節　計画的復興の進め方（共通対策編参照）……213
第４節　被災者の生活再建等の支援（共通対策編参照）……213
第５節　被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編参照）……213

第４編 航空災害対策編……214
第１章 基本的考え方……214
第１節 基本的考え方……214
第２章 航空災害予防計画……215
第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え……215
第１款 情報の収集・連絡体制の整備……215
第２款 活動体制の整備……215
第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備……215
第４款 医療救護体制の整備……215
第５款 緊急輸送体制の整備……215
第３章 航空災害応急対策計画……216
第１節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保……216
第１款 航空災害情報の収集・連絡……216
第２節 活動体制の確立……217
第３節 広域応援活動……218
第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照）……218
第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照）……218

第４節 捜索、救助・救急及び消火活動 219
第１款 捜索活動 219
第２款 消火救難活動 219
第３款 救急・救助活動 219
第５節 医療救護活動 220
第１款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 220
第６節 警戒区域の設定等 221
第７節 関係者等への的確な情報伝達活動 222

第５編 道路災害対策編 223
第１章 基本的考え方 223
第１節 基本的考え方 223
第２章 道路災害予防計画 224
第１節 道路交通の安全のための情報の充実 224
第２節 道路施設等の管理と整備 225
第１款 事故災害等発生防止のための措置 225
第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 226
第１款 情報の収集・連絡体制の整備 226
第２款 活動体制の整備 227
第３款　救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編参照） 227
第４款　医療救護体制の整備（共通対策編参照） 227
第５款　緊急輸送体制の整備（共通対策編参照） 227
第６款 訓練、研修等の実施 227
第４節 道路利用者に対する防災知識の普及 228
第３章 道路災害応急対策計画 229
第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保 229
第１款 災害情報の収集・連絡 229
第２款 通信手段の確保 229
第２節 活動体制の確立 230
第３節 交通誘導及び緊急交通路の確保 231
第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編参照） 232
第５節　医療救護活動 232
第１款　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編参照） 232
第６節 道路施設の応急復旧 232
第７節 関係者等への的確な情報伝達活動 233

第６編 危険物等災害対策編 234
第１章 基本的考え方 234
第１節 基本的考え方 234
第２章 危険物等災害予防計画 235
第１節 危険物等施設の安全性確保 235
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 236
第１款 情報の収集・連絡体制の整備 236
第２款 活動体制の整備 236
第３款 消火体制の整備 236

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編参照）……236
第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）……237
第６款 避難収容体制の整備（共通対策編参照）……237
第７款 防災関係機関等の防災訓練の実施……237
第３節 防災知識の普及……238
第３章 危険物等災害応急対策計画……239
第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡……239
第２節 活動体制の確立……242
第１款 活動体制の確立……242
第２款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立……242
第３節 広域応援活動（共通対策編参照）……242
第４節 災害の拡大防止活動……243
第５節 救助・救急及び消火活動……244
第６節 医療救護活動（共通対策編参照）……244
第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編参照）……244
第８節 危険物等の大量流出に対する応急対策……245
第９節 避難収容活動……246
第１０節 被災者等への的確な情報伝達活動……247

第７編 大規模な火事災害対策編……248
第１章 基本的考え方……248
第１節 基本的考え方……248
第２章 大規模な火事災害予防計画……249
第１節 大規模な火事に強いまちづくり……249
第１款 大規模な火事に強いまちの形成……249
第２款 火災に対する建築物の安全化……250
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え……251
第１款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編参照）……251
第２款 活動体制の整備（共通対策編参照）……251
第３款 消火体制の整備……251
第４款 医療救護体制の整備（共通対策編参照）……254
第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）……254
第６款 避難収容体制の整備（共通対策編参照）……254
第７款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編参照）……254
第３節 住民の防災活動の促進……255
第１款 防災知識の普及、予防啓発活動……255
第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編参照）……256
第３章 大規模な火事災害応急対策計画……257
第１節 活動体制の確立……257
第１款 村の活動体制の確立……257
第２節 災害情報の収集・連絡……258
第１款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置……258
第２款 災害情報の収集・連絡……259
第３節 広域応援活動……262
第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照）……262

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照） 262
第４節 救助・救急及び消火活動 263
第１款 救助・救急活動（共通対策編参照） 263
第２款 消火活動 263
第５節 医療救護活動（共通対策編参照） 264
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 264
第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照） 264
第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照） 264
第３款 航空輸送体制の確立（共通対策編参照） 264
第７節 避難収容活動 265
第８節 被災者等への的確な情報伝達活動 266
第４章 大規模な火事災害復旧・復興対策 267
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編参照） 267
第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編参照） 267
第３節 計画的復興の進め方（共通対策編参照） 267
第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編参照） 267
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編参照） 267
第６節 事後の監視等の実施 268

第８編 林野火災対策編 269
第１章 基本的考え方 269
第１節 基本的考え方 269
第２章 林野火災予防計画 270
第１節 林野火災に強い地域づくり 270
第１款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進 270
第２款 防火機能を有する林道、森林の整備 270
第３款 監視体制の強化 270
第４款 林野所有(管理)者への指導 271
第５款 林野火災特別地域対策事業の推進 271
第２節 災害防止のための気象情報等の充実 272
第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 273
第１款 情報の収集・連絡体制の整備 273
第２款 活動体制の整備 273
第３款 消火体制の整備 273
第４節 住民の防災活動の促進 274
第１款 防災知識の普及、予防啓発活動 274
第２款 防災訓練の実施 274
第３章 林野火災応急対策計画 275
第１節 活動体制の確立 275
第１款 村の活動体制 275
第２款 関係機関の活動体制 275
第２節 災害情報の収集・連絡 276
第１款 火災通報 276
第２款 林野火災通報等連絡系統 278
第３款 林野火災マップによる情報の連絡 278

第３節 広域応援活動 279
第１款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照） 279
第４節 消火活動及び救急・救助活動 280
第１款 地上防御 280
第２款 空中消火 281
第３款 救助・救急活動（共通対策編参照） 284
第５節 医療救護活動（共通対策編参照） 284
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 284
第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照） 284
第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照） 284
第３款 航空輸送体制の確立（共通対策編参照） 284
第７節 住民等の避難及び救助対策 285
第１款 入山者等の実態の把握 285
第２款 避難誘導 285
第８節 被災者等への的確な情報伝達活動 286
第９節 二次災害の防止活動 287

第９編 原子力災害対策編 288
第１章 基本的考え方等 288
第１節 基本的考え方 288
第２節 計画の性格 289
第３節　本編の周知徹底 290
第４節　計画においてよるべき指針 291
第５節　計画の基礎とするべき災害の想定 292
第６節　防災関係機関の業務の大綱 293
第２章 原子力災害予防計画 294
第１節 情報の収集・連絡体制等の整備 294
第２節　応急体制の整備 295
第３節　住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備 296
第４節　医療体制及び健康相談体制の整備 297
第５節　住民等への的確な情報伝達 298
第６節　原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発 299
第３章 原子力災害応急対策計画 300
第１節 基本方針 300
第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 301
第３節 活動体制の確立 302
第４節　住民等への的確な情報伝達活動 303
第５節　住民避難等の防護活動 306
第６節　医療及び健康相談の実施 307
第４章 原子力災害復旧・復興計画 308
第１節　住民健康相談 308

第１編 総論

第１章 総則

第１節 目的

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、西米良村の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期する。

１．西米良村の地域に係る防災に関し、村及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
２．西米良村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
３．西米良村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
４．前各号に掲げるもののほか、西米良村防災会議が必要と認める事項

第２節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示す。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定める。

防災計画の策定に当たっては、宮崎県地域防災計画を踏まえ、本村が果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。

また、風水害、火山災害、林野火災等については本村の過去の災害や、宮崎県地域防災計画に示される全国の過去の事例分析等に基づき、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、村民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図る。

第３節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第１巻		第２巻	
第１編	総論	第１編	総論
第２編	地震災害対策編	第２編	共通対策編
第３編	南海トラフ地震防災対策編	第３編	風水害等対策編
		第４編	航空災害対策編
		第５編	道路災害対策編
		第６編	危険物等災害対策編
		第７編	大規模な火事災害対策編
		第８編	林野火災対策編
		第９編	原子力災害対策編

第４節 用語の定義

この計画において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語	意義
防災計画	西米良村地域防災計画をいう。
本部	西米良村災害対策本部をいう。
本部長	西米良村災害対策本部長をいう。
県防災計画	宮崎県地域防災計画をいう。
県本部	宮崎県災害対策本部をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部児湯地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部児湯地方支部長をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
宮崎県地震・津波被害想定調査	宮崎県が実施した宮崎県地震・津波被害想定調査結果をいう
防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第２章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第１節 各機関の実施責任

本村をはじめとする地方公共団体は地域防災計画を、指定地方行政機関等は防災業務計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正する。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおり。

1 村

村は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

2 県

県は、地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、村や指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、村の活動が円滑的確に行われるように協力援助する。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第２節 処理すべき事務又は業務の大綱

１ 西米良村

＜災害予防＞

(1) 西米良村防災会議及び西米良村災害対策本部に関する事務
(2) 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
(3) 防災施設の整備に関すること
(4) 防災に関する教育､訓練に関すること
(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
(6) 防災に必要な資機材等の整備､備蓄に関すること
(7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
(8) 給水体制の整備に関すること
(9) 管内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
(10) 災害危険区域の把握に関すること
(11) 各種災害予防事業の推進に関すること
(12) 防災知識の普及に関すること

＜災害応急対策＞

(13) 水防･消防等応急対策に関すること
(14) 災害に関する情報の収集､伝達及び被害調査に関すること
(15) 避難の勧告･指示及び避難所の誘導並びに避難所の開設に関すること
(16) 災害時の文教､保健衛生に関すること
(17) 災害広報に関すること
(18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
(19) 復旧資機材の確保に関すること
(20) 災害対策要員の確保・動員に関すること
(21) 災害時の交通､輸送の確保に関すること
(22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
(23) 地域安全対策に関すること
(24) 災害廃棄物の処理に関すること
(25) 災害時の医療体制の確保に関すること

＜災害復旧＞

(26) 被災施設の災害復旧に関すること
(27) 被災者に対する見舞金等の給付及び融資に関すること
(28) 村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
(29) 義援金品の受領、配分に関すること
(30) その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること

〔西米良診療所〕

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
(2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
(3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
(4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること

2 宮崎県

＜災害予防＞

(1) 防災会議に係る事務に関すること
(2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
(3) 防災施設の整備に関すること
(4) 防災に係る教育、訓練に関すること
(5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
(7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
(8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
(9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
(11) 防災知識の普及に関すること

＜災害応急対策＞

(12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
(13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
(14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
(15) 災害救助法の適用に関すること
(16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
(17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
(18)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
(19)農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
(20)緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
(21)自衛隊の災害派遣要請に関すること
(22)県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
(23)地域安全対策に関すること
(24)災害廃棄物の処理に関すること

＜災害復旧＞

(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
(26) 物価の安定に関すること
(27) 義援金品の受領、配分に関すること
(28) 災害復旧資材の確保に関すること
(29) 災害融資等に関すること

〔西都土木事務所〕

(1) 災害情報の収集・伝達及び村との連絡調整に関すること
(2) 所管に係る公共土木施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関すること

〔高鍋保健所〕

(1) 災害時における医療、助産及び救護の指導調査に関すること
(2) 災害時における防疫その他保健衛生及びその指導に関すること

〔児湯福祉事務所〕

(1) 災害救助法の適用及びその指導に関すること
(2) 災害救助の連絡調整に関すること

〔児湯農林振興局〕
(1) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する災害対策並びに応急措置及びそれらの指導に関すること
(2) 農地及び農林水産用施設の災害対策並びに応急措置及びこれらの指導に関すること

3 宮崎県警本部（西都警察署）

＜災害予防＞
(1) 災害警備計画に関すること
(2) 通信確保に関すること
(3) 関係機関との連絡協調に関すること
(4) 災害装備資機材の整備に関すること
(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(7) 防災知識の普及に関すること
＜災害応急対策＞
(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
(9) 被害実態の把握に関すること
(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
(11) 行方不明者の調査に関すること
(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
(13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
(17) 広報活動に関すること
(18) 死体の調査・検視に関すること

指定地方行政機関

4 九州管区警察局

＜災害予防＞
(1) 警備計画等の指導に関すること
＜災害応急対策＞
(2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
(3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
(4) 他の管区警察局との連携に関すること
(5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
(6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
(7) 警察通信の運用に関すること
(8) 津波予報の伝達に関すること

〔宮崎県情報通信部〕
＜災害応急対策＞
(1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること
(2) 他の県情報通信部との連携に関すること
(3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること

(4) 警察通信運用に関すること

5 九州財務局宮崎財務事務所

＜災害応急対策＞

(1) 災害時における金融措置に関すること

(2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること

＜災害復旧＞

(3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること

(4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること

6 九州厚生局

＜災害応急対策＞

(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること

(2) 関係職員の現地派遣に関すること

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

7 九州農政局

＜災害予防＞

(1) 米穀の備蓄に関すること

(2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること

(3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

＜災害応急対策＞

(4) 農業関係被害の調査・報告に関すること

(5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること

(6) 応急用食料の調達・供給に関すること

(7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること

＜災害復旧＞

(8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること

(9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること

(10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること

(11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること

(12) 被害農林水産業者等に対する災害融資に関すること

(13) 技術者の緊急派遣等に関すること

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

＜災害予防＞

(1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること

(2) 林野火災予防体制の整備に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 林野火災対策の実施に関すること

(4) 災害対策用材の供給に関すること

＜災害復旧＞

(5) 復旧対策用材の供給に関すること

9 九州経済産業局

＜災害予防＞

(1) 地盤沈下の防止に関すること

(2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること

(4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること

(5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

＜災害復旧＞

(6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること

(7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

10 九州産業保安監督部

＜災害予防＞

(1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること

(2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

(3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること

(4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと

＜災害応急対策＞

(5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること

(6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

＜災害予防＞

(1) 交通施設及び設備の整備に関すること

(2) 宿泊施設等の防災設備に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること

(4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること

(5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること

(6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること

(7) 緊急輸送命令に関すること

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

＜災害予防＞

(1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること

(2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること

(4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

13 国土地理院九州地方測量部

(1) 地殻変動の監視に関すること

(2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

(3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

14 宮崎地方気象台

＜災害予防＞

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

15 九州総合通信局

＜災害予防＞

(1) 非常通信体制の整備に関すること

(2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 災害時における電気通信の確保に関すること

(4) 非常通信の統制、管理に関すること

(5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

(6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

16 宮崎労働局

＜災害予防＞

(1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること

(2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及び高揚に関すること

＜災害補償対策＞

(3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

＜災害応急対策＞

(4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること

(5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

17 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

＜災害予防＞

(1) 気象観測通報についての協力に関すること

(2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること

(3) 災害危険区域の選定または指導に関すること

(4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること

(5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること

(6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること

(7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること

(8) 洪水予報の発表及び伝達に関すること

＜災害応急対策＞

(9) 水防活動の指導に関すること

(10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
(11) 災害広報に関すること
(12) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
＜災害応急対策＞
(13) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
＜その他＞
(14) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

18 九州地方環境事務所

＜災害予防＞
(1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること
＜災害応急対策＞
(2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること
(3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること
＜災害応急＞
(4) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること

19 自衛隊(第４３普通科連隊重迫撃砲中隊)

(1) 災害派遣計画の作成に関すること
(2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
(3) 災害派遣による災害応急対策の支援、協力に関すること

指定公共機関

20 日本郵便株式会社(村所郵便局・越野尾郵便局)

(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(2) 災害時における郵便事業運営の確保
(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

21 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ (宮崎支店)、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社

＜災害予防＞
(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること
＜災害応急対策＞
(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること
(4) 災害時における重要通信に関すること
(5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

22 日本銀行(宮崎事務所)

＜災害予防・災害応急対策＞
(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

23 日本赤十字社(宮崎県支部)

＜災害予防＞

(1) 災害医療体制の整備に関すること

(2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること

(4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

24 日本放送協会(宮崎放送局)

＜災害予防＞

(1) 防災知識の普及に関すること

(2) 災害時における放送の確保対策に関すること(災害応急対策)

＜災害応急対策＞

(3) 気象予警報等の放送周知に関すること

(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること

(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

(6) 災害時における広報に関すること

＜災害復旧＞

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

25 日本通運株式会社(宮崎支店)、福山通運株式会社（宮崎支店)、佐川急便株式会社（南九州支店)、ヤマト運輸株式会社（宮崎主管支店)、西濃運輸株式会社（宮崎支店）

＜災害予防＞

(1) 緊急輸送体制の整備に関すること(災害応急対策)

＜災害応急対策＞

(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

＜災害応急＞

(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

26 九州電力株式会社(宮崎支社)

＜災害予防＞

(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

＜災害応急対策＞

(2) 災害時における電力の供給確保に関すること

＜災害復旧＞

(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

指定地方公共機関

27 宮崎交通株式会社

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること

(2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること

(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること

28 宮崎日日新聞社

＜災害予防＞

(1) 防災知識の普及に関すること

(2) 災害時における報道の確保対策に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 気象予警報等の報道周知に関すること

(4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

(5) 災害時における広報に関すること(災害復旧)

＜災害復旧＞

(6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

29 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

＜災害予防＞

(1) 緊急輸送体制の整備に関すること

＜災害応急対策＞

(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること(災害復旧)

＜災害復旧＞

(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

30 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

＜災害予防＞

(1) 防災知識の普及に関すること

(2) 災害時における放送の確保対策に関すること

＜災害応急対策＞

(3) 気象予警報等の放送周知に関すること

(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること

(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

(6) 災害時における広報に関すること

＜災害復旧＞

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

31 宮崎県医師会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること

(2) 負傷者に対する医療活動に関すること

32 宮崎県歯科医師会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における歯科医療の実施に関すること

(2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること

33 宮崎県薬剤師会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること

34 宮崎県看護協会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること

35 宮崎県ＬＰガス協会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること

(2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること

36 宮崎県管工事協同組合連合会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること

37 宮崎県警備業協会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること

38 一般社団法人宮崎県建設業協会

(1) 災害時における応急対策に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

39 農業協同組合（ＪＡ西都西米良支所）

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

(2) 農作物災害応急対策の指導に関すること

(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること

(4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること

40 森林組合（児湯広域森林組合西米良支所）

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

(2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること

41 漁業協同組合（西米良漁業協同組合）

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

42 西米良村商工会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること

(2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること

(3) 災害時における物資の需給調整に関すること

43 組合営水道事業者及び専用水道管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 村が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること

(2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること

44 金融機関

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること

45 社会福祉施設の管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること

(2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

46 西米良村社会福祉協議会

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 災害時要援護者名簿の作成及び対象者の援護に関すること

(2) ボランティアセンターの運営に関すること

47 危険物施設の管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 安全管理の徹底に関すること

(2) 防護施設の整備に関すること

48 自主防災組織（自治公民館）

＜災害予防・災害応急対策＞

(1) 防災研修、防災訓練に関すること

(2) 災害発生の初動活動（けが人の救助・救出、災害の初動対応など）に関すること

(3) 避難所の運営に関すること

第３節 村民の責務

基本法の平成７年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第７条第２項)」と定められた。

村民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

第４節 減災に向けた村民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、村、県、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する村民運動の展開を図る。

第３章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第１節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

第２節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

村、県はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図る。

1　高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策等との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

2　社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

3　住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織（自治公民館）の育成、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者等を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

4　近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的変化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、防災計画については、機を失することなく必要な修正を行う。

第２編 共通対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、第３編 風水害等対策編、第４編 航空災害対策編、第５編 道路災害対策編、第６編 危険物等災害対策編、第７編 大規模な火事災害対策編、第８編 林野火災対策編に共通する事項を定める。

第３編から第８編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）による。

第２章 災害予防計画

第１節 災害に強いまちづくり

実施担当	総務課、建設課、村民課

第１款 道路等交通関係施設の整備と管理

第１項　基本方針

道路は、村民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第２項　対策

1　道路施設の安全性の向上

(1)　橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

(2)　落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

第２款 ライフライン施設の機能確保

1　簡易水道施設の整備

村は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進する。

①　応急給水・復旧体制の整備
②　相互応援体制の整備
③　基幹的施設の安全性の向上
④　安全性の高い水道システムの構築
⑤　給水の安全性の確保

2　下水道施設の整備

村は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとする。耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう必要に応じて随時ＢＣＰの改定を行い対応を図る。

3　電力施設の整備（九州電力株式会社（宮崎支社））

(1)　電力設備の災害予防措置

ア　水害対策

(ｱ) 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化･ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検･整備を実施する。

①　ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸
②　導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係
③　護岸、水制工、山留壁
④　土捨場
⑤　水位計

(ｲ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

c 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、 出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ　雷害対策

(ｱ) 送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努める。

(ｲ) 変電設備

「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ｳ) 配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取り付けによる雷害対策を実施する。

エ　土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのＰＲを徹底する。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

ア　観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備する。

イ　通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(3) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて次の事項に対する認識を高めていただくよう広報活動を行う。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

ウ　断線垂下している電線には絶対触らないこと。

エ　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

オ　屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

キ　その他事故防止のため留意すべき事項

4　通信施設の整備（西日本通信電話株式会社（宮崎支店））

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア　中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ　中継伝送路の２ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の２ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ　耐震・防風対策

ＮＴＴビルや無線用鉄塔は、震度６程度の地震及び風速 60m/sec にも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ　停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ　受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- 104 呼　九州管内の 104 センターへランダム分散受付される。
- 116 呼　宮崎をはじめ九州管内の 116 センターへ分散受付される。
- 113 呼　受付交換機の分散化を図っていく。
- 115 呼　九州管内の 115 センターへ分散される。

カ　地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア　防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ　防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、診療所、建設課、村民課、教育総務課、消防団

第１款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

第１項　基本方針

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図る。

第２項　対策

1 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

各地区の被害状況等の調査収集者一覧は、資料編―資料-10 のとおりである。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

2 通信訓練、研修会の実施等

村は県と連携し、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

3 情報の分析整理

(1) 人材育成等

村は県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) ハザードマップ等の作成等

村は県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害における防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 地理情報システムの構築等

村は県と連携し、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

村は県と連携し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第２款 活動体制の整備

第１項　基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村、県、防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第２項　対策

1　組織体制の整備

(1) 村の組織体制整備

村は、基本法第 16 条に基づき、西米良村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2　初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時に職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配布により、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話等を利用した職員の状況把握を行う。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせて、随時行う。

訓練の目的

① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
③ 災害警戒本部など実働部門の訓練
④ 本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
⑤ 救助関係機関合同訓練

訓練の時期

Ａ 平日の早朝
Ｂ 木曜・金曜の夜間
Ｃ 休祭日の昼間
Ｄ 勤務時間内

訓練の内容

イ 緊急動員訓練
ロ 緊急伝達訓練
ハ 総合指揮本部・現地本部訓練
ニ 機器の設置訓練
ホ 機器取扱い習熟訓練
ヘ 総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

村は県と連携し、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

村は、手際よく本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置要領（マニュアル）の整備を行う。

(6) 本部職員用物資の確保

本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時３日分の職員用食料等の備蓄に努める。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

村は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底する。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を生かせるような仕組みを平常時から構築することに努める。

3　防災活動拠点の整備

村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4　航空消防防災体制の整備

村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備し、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

5　広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模災害発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、村においては普段からこれらの活用を検討する。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

村は、平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

(3) 村、県と自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

村は、村消防団との実践的な訓練等を通じて、他の消防組織との連携体制の整備に努める。

6　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておく。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行う。

村は、「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件」の要件Ａ及びＢに基づき、最低２か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、１か所選定しておく。

緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件は、資料編―資料-1 のとおりである。

7　アクセス整備

村、県及び防災関係機関は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備

1　消防力の充実強化

(1) 消防施設の現況

消防施設の整備計画は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強計画及び更新計画を図る。

ア 消防施設の現況

消防施設の現況は、資料編―資料-2 のとおりである。

イ 消防施設の増強、更新計画

消防施設の増強、更新計画は、資料編―資料-3 のとおりである。

(2) 調査計画

ア　消防水利調査

消防水利は必要に応じその状況を調査する。

イ　災害危険区域等調査

災害区域等については、年 1 回、行政、消防団、関係機関、地域住民による当該区域の調査を行ない、災害発生に際しての具体的措置を検討しておく。

ウ　その他

建築物の増加や危険物等により特に必要と認められるときは、臨時に調査しその結果を取りまとめ、関係機関で情報を共有する。

(3) 教育訓練計画

「第 2 章第 2 節第 12 款　防災関係機関の防災訓練の実施」、「第 2 章第 3 節第 1 款　防災知識の普及」、「第 2 章第 3 節第 2 款　自主防災組織等の育成強化」に定めるところによる。

(4) 建築物災害予防計画

「大規模な火事災害対策編第 1 章第 2 節第 2 款　火災に対する建築物の安全化」に定めるところによる。

(5) 火災予防計画

「大規模な火事災害対策編第 1 章第 2 節第 1 款　大規模な火事に強いまちの形成」に定めるところによる。

(6) 消防の常備化の検討

本村は、消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している。

現段階では消防の常備化は困難なため、現状に即した非常備消防のあり方とともに広域による消防の常備化の検討を行う。

(7) 消防の広域化の推進

大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想され、これに的確に対応するため、村は県と連携し、消防組織法第 31 条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、消防の広域化を検討する。

(8) 消防団員の充実強化

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、村は支援団員や女性消防団などを含む消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図る。

イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の装備及び活動資機材のほか、防火水槽や消防道等の充実を図る。

(9) 総合的な消防計画の策定

「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

(10) 消防団員の教育訓練等

村は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校等に必要に応じ派遣するほか、夏季訓練大会等の総合的な訓練を実施する。

2　消防水利の確保

(1) 村は、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3　救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

村は、大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 村職員や消防団員による初動対応の訓練
イ 救急搬送車両や資機材等の維持管理
ウ 救急業務担当看護師等の研修・教育の実施
エ 村外の医療機関との連携強化
オ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

ア 村は、救助に必要な資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
イ 村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する村外の関係機関との連携を強化する。
ウ 村は、消防団及び自治公民館（自主防災組織）による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、村は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

(3) 救助機関の連携体制の強化

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成８年４月１日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置している。

村は、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図る。

宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織

議長　宮崎県危機管理課長

機　関　名	委　　員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第 43 普通科連隊第３科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第 24 普通科連隊第３科長
航空自衛隊新田原基地	第 5 航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

第４款 医療救護体制の整備

１　災害拠点病院等の整備充実

県では、平成９年３月及び平成 15 年２月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、本村を含む西都児湯の災害拠点病院には西都児湯医療センターが指定されている。

村内の医療施設の状況は、資料編―資料-12 のとおりである。

災害拠点病院一覧

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院 社会医療法人泉和会千代田病院 医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院
	西諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	日南串間	県立日南病院

第５款 緊急輸送体制の整備

1　緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、計画的な緊急輸送道路の整備を行う。

本村では、国道 219 号が第１次緊急輸送道路ネットワークに、国道 265 号が第２次緊急輸送道路ネットワークに指定されている。

緊急輸送道路ネット計画図は、資料編―資料-5 のとおりである。

第１次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第２次緊急輸送道路ネットワーク	第１次緊急輸送道路と市区町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

2　緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

(1) 重要物流道路（国指定）

災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路網を「重要物流道路」と指定し、機能強化、重点支援を実施する。

(2) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。

(3) 緊急通行車両等の事前届出制度

村は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を行う。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

(ｱ) 災害時に、基本法第 50 条第 1 項の業務に従事する車両

(ｲ) 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 事前届出の申請手続

(ｱ) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

(ｲ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

(ｳ) 申請書類（各２通）

a 緊急通行車両等事前届出書（様式 1）

b 自動車検査証の写し

c 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類

ウ 証明書の交付

県公安委員会において緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証が交付される。

(4) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行う。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの

(ｱ) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(ｲ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ｳ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(ｴ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 申請手続

(ｱ) 申請者

(2)のイ(ｱ)を準用する。

(ｲ) 申請先

(2)のイ(ｲ)を準用する。

(ｳ) 申請書類（各２通）

a 規制除外車両事前届出書(様式２)

b 自動車検査証の写し

c 業務の内容を証明する書類または車両の写真

ウ 証明書の交付

県公安委員会において規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証が交付される。

3 道路啓開車両等の調達体制の整備

村は道路管理者として、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

第６款 燃料の供給体制の整備

1 燃料の備蓄

村は保有する施設・設備について、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図り、停電時には十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うよう努める。

2 村民への協力要請

村は、平時より、大規模災害発生時における燃料供給を円滑に実施し、応急復旧を速やかに行うため、村民に対し下記のとおり普及啓発を行う。

(1) 普段からの備え

大規模災害発生時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。

(2) 災害時における心構え

災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控えるものとし、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

第７款 避難収容体制の整備

1　避難計画等の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

村は次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。なお、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ア 避難勧告又は指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ｱ) 飲料水の供給

(ｲ) 炊き出しその他による食品の供給

(ｳ) 被服寝具その他生活必需品の給与

(ｴ) 負傷者に対する応急救護

(ｵ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ｱ) 避難収容中の秩序保持

(ｲ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ｳ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(ｴ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ｱ) 広報車による周知

(ｲ) 避難誘導員による現地広報

(ｳ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

村は、以下の区域について避難対象地区として避難立退き先を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

ア 洪水、地滑り等により危険が予想される区域

イ それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておく。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

2　避難場所、避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める

等管理体制を整備しておく。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努める。

(2) 指定避難所

村は、できるだけ炊き出し可能な既存建物を指定避難所として応急的に整備して使用する。更に、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定しておく。また、村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難所に適する施設がないところについては、プレハブ住宅等を設定する場所を選定しておく。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。また、避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。

イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

オ 村内に適当な施設場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。

カ 避難所の予定施設又は、場所については、予め土地建物の所有者又は管理者の了解を受けておく。また、避難所の利用関係を明確にするため、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

キ 村の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、村と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ク 村は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努める。

地区別避難所は、資料編―資料-4 のとおりである。

(3) 避難路の確保

村は、避難所にいたる避難路を確保するため、防火性を付与した村道の整備の推進を図る。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

避難路の状況は、資料編―資料-9 のとおりである。

(4) 村中心部、観光地における避難場所等の確保

多数の人や家屋が集まる村中心部、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3　避難所等の広報と周知

村は、避難のための立退きの万全を期するため災害時における避難者の心得について、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・ＰＲ紙を活用して、あらかじめ住民に周知徹底する。また、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図る。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め

る。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 避難所等の広報

指定された避難所について村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所等を表示する。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、村中心部における自家用車による避難は、避難所周辺での交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので高齢者や歩行困難者等避難弱者を優先するものとし、その他の避難者には自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識
イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(4) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

また、村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、

障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

5　応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備する。

村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保する。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所とする。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にする。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。

建設資材の調達先は、資料編―資料-13 のとおりである。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設する。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間空き家の他村内宿泊施設の借り上げ等により実施する。

第８款 備蓄に対する基本的な考え方

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や県等からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、村民自らが行うことを基本とするとともに、村は県と連携し、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

1 住民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも３日間分（可能な限り１週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも３日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治公民館（自主防災組織）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治公民館の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

2 村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は住民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない住民が発生することが想定されることから、村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

(1) 村の役割

発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(2) 備蓄する品目

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児

用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品や避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、村等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため村は可能な限り物資の運搬が容易な村内又は隣接市町村の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第１項　基本方針

村は県と連携し、「宮崎県備蓄指針（平成 28 年 12 月 1 日）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第２項　対策

1　食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努める。

イ 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努める。

ウ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、村内の米生産者、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

村は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

なお、村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね４週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

・初めの３日間３ﾘｯﾄﾙ/人日
・7 日目まで 20 ﾘｯﾄﾙ/人日
・14 日目まで 100 ﾘｯﾄﾙ/人日
・15 日から 28 日目まで 250 ﾘｯﾄﾙ/人日
・29 日目以降通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

・初めの 3 日間避難所
・7 日目まで避難所・給水拠点
・14 日目まで 150m 程度
・15 日から 28 日目まで 10m 以内
・29 日目以降通常通水

カ 応急資機材の確保

県及び他市町村からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する.

ク 応援受入拠点の整備

・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
・緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

コ　集落水道の支援等

村は、集落等で維持管理している水道施設等の被災住民による速やかな復旧が困難な場合、必要な支援を講ずるものとする。

2　生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努める。

被服等物資の調達先は、資料編―資料-11 のとおりである。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

・寝具
　就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
・外衣
　ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
・肌着
　男女下着、子供下着等
・身の回り品
　タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
・食器、日用品
　食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、乳児用・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、マスク、粉ミルク用品、電池等
・その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備える。

3 備蓄推進のための取組

(1) 住民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

村、県及び防災関係機関が連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

大規模災害時では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、村又は郡内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 県との情報共有

災害発生時に市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に受けるため、村は県と備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

第10款 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線デジタル化の推進

村は、住民に対して災害情報の伝達を図るため、村防災行政無線のデジタル化の整備を推進する。

なお、村が使用する防災行政無線には、次の２種類がある。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を村役場から屋外拡声器により、住民に周知する通信システム

(2) 行政告知端末（ホイホイライン）整備の推進

光情報網を活用した各家庭用個別受信機による通信システムの整備を推進する。

(3) 消防無線整備の推進

消防無線は消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

(4) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災告知端末、防災行政無線等のほか、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、本部等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

(1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

(1) 住民等からの問い合わせに対しての窓口において、職員が適切に対応できるよう体制の整備を図る。

(2) 行政告知端末（ホイホイライン）等を活用し、地域に密着した情報を提供する。

(3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

1　社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備する。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、日頃から関係構築に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 村及び県への協力

村及び県が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

村及び県は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、村外の社会福祉施設等との相互調整を検討する。

2　避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

村では「災害時要援護者名簿」を西米良村民生委員・児童委員協議会が社会福祉協議会の協力を得て作成しており、概要は次のとおりである。

ア　災害時要援護者名簿に記載する者の範囲は次のとおりである。

(ｱ) 75 歳以上の者

(ｲ) 75 歳以下でも民生委員が災害時に援護が必要であると判断した世帯、または個人

イ　災害時要援護者名簿の内容は次のとおりである。

(ｱ) 組名

(ｲ) 氏名
(ｳ) 生年月日
(ｴ) 年齢
(ｵ) 住所
(ｶ) 電話番号
(ｷ) 同居・別居の別
(ｸ) 暮らしの状況
(ｹ) 心身の状況
(ｺ) 運転について
(ｻ) 備考

ウ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、年度当初に見直しを行い、①福祉健康課、②消防担当（総務課）、③西都警察署西米良駐在所及び④社会福祉協議会で情報共有を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿の適切な管理に努める。

オ 災害時の避難支援等の実効性を高めるために、災害時における要援護者の支援については、「西米良村災害時要援護者避難支援プラン」を別に作成し、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会、自主防災組織（自治公民館）、福祉事業者等と連携して避難行動支援のための個別計画の策定に努める。

カ 避難行動要支援者と避難支援の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努める。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、緊急通報システムの整備や地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備する。

(3) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域包括ケアシステムやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

自主防災組織、地域包括ケアシステムやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努める。

3 外国人に対する防災対策の充実

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

(1) 外国人の状況の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

村は県と連携し、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県と連携して外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

村は県と連携し、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

村は県と連携し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

村は県と連携し、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため､あらかじめ｢担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施

1 村総合防災訓練の実施

村総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施する。

(1) 訓練参加機関（例）

ア　西米良村	オ　国土交通省九州地方整備局
イ　西米良村消防団	カ　自衛隊
ウ　西都警察署村所駐在所	キ　その他の関係機関、団体
エ　西都土木事務所西米良駐在所	

(2) 訓練項目

ア　消防訓練　　イ　救出救護訓練

ウ　通信訓練　　エ　炊き出し訓練

オ　水防訓練　　カ　その他必要な訓練
キ　避難訓練

(3) 訓練実施時期
原則として上半期に行う。

(4) 県総合防災訓練への参加
県が毎年実施する県総合防災訓練に参加するよう努める。
参加にあたっては、自主防災組織（自治公民館）、ボランティア組織、要配慮者も含めた地域住民等とも連携する。

2 個別防災訓練の実施

(1) 水防訓練
水防訓練は、次の基準により、水防訓練実施要領を定め実施する。

ア　訓練項目
(ｱ) 観測訓練（水位、雨量、気象情報システム）
(ｲ) 通報訓練（電話、無線、操作、伝達）
(ｳ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
(ｴ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
(ｵ) 工法訓練（各水防工法）
(ｶ) 樋門等操作訓練
(ｷ) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
(ｸ) その他

イ　訓練実施時期
上半期の間に行う。

(2) 消防訓練
消防教育訓練は、消防教育基準に基づき次により実施する。

ア　教育
(ｱ) 学校教養
消防団員の学校教養については、次の教養科目別に県消防学校において実施する。
・基礎教育　・専科教育　・特別教育
(ｲ) 一般教養
一般教養は、次の区分について実施計画を定めて行う。
・科目　・受講者　・受講期間
(ｳ) 委託教養
委託教養は、消防団員を派遣して行うものについて実施する。

イ　訓練
(ｱ) 基礎訓練
基礎訓練については、次の種目別に実施計画を定めて行う。
・規律訓練　・車両訓練　・操法訓練
(ｲ) 火災防ぎょ訓練
火災防ぎょ訓練は、次の種目別に実施計画を定めて行う。
・基本訓練　・建物火災防ぎょ訓練　・林野火災防ぎょ訓練　・車両火災防ぎょ訓練
・その他危険物の訓練

(3) 避難訓練
避難訓練は、

ア　村長、村教育委員会及び小中学校長はその管理する施設に係る避難訓練計画を定め実施

する。

イ　村長は、社会福祉施設（村において管理する施設を除く）、診療所等、宿泊施設、観光施設等の管理者に対し避難訓練の実施について指導、協力を行う。

(4) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

(5) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(6) 広域防災訓練

村は県と連携し、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(7) ライフライン復旧訓練

村は、水道等のライフライン復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

(8) 医療救護活動訓練

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、西米良診療所における医療救護活動、ＤＭＡＴによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

(9) 防災行政無線通信訓練

災害が発生した場合に防災行政無線通信が十分な効果を発揮できるように、宮崎県市町村防災行政無線運営協議会で計画する防災行政無線通信訓練計画に基づき実施する。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、診療所、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施する。

また、地域の一員として、村、消防団及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織（自治公民館）等における訓練

各自主防災組織（自治公民館）等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織（自治公民館）等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織（自治公民館）等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、村、県及び防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動

を継続的に実施するよう努める。

4 防災訓練の検証

村は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

第13款 災害復旧・復興への備え

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村においては、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

2 罹災証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

4 防災資機材等の備蓄

(1) 水防施設等の整備

村は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに水防器材の備蓄を行う。

(2) 水防施設等の状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、資料編―資料-6 のとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第14款 災害に係る検証

村は県と連携し、大規模災害が発生した場合やその他必要があると認める場合に、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うとともに、検証結果を公表し、防災対策に反映させる。

第３節 住民の防災活動の促進

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、教育総務課、消防団

第１款 防災知識の普及

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため村、県及び防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

1　住民に対する防災知識の普及

村は、自治公民館（自主防災組織）を中心として研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

(1) 講習会等の開催

村は県や防災関係機関と連携して、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア　広報紙等の配布

(ｱ) 広報誌その他村で発行する刊行物による普及
(ｲ) 地区掲示板による普及
(ｳ) 広報車の巡回による普及
(ｴ) ハザードマップによる普及
(ｵ) その他の方法

イ　その他のメディアの活用

(ｱ) テレビ・ラジオ局の番組の活用
(ｲ) 普及啓発用映像の貸出
(ｳ) インターネットの活用
(ｴ) 教育設備の貸出

ウ 「宮崎県防災の日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

５月第４日曜日の宮崎県防災の日、８月 30 日～９月５日の防災週間、１月 15 日～21 日の防災とボランティア週間において、重点的な普及活動を行う。

2　児童生徒等に対する防災教育

児童、生徒に対しては、学校教育はもとより地域コミュニティにおける多様な主体と連携し

ながら、発達段階など子どもの実態に即した防災教育を計画的に進めるとともに、防災に対する実践的な訓練を行う。

(1) 児童生徒に対する防災教育

ア　災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
イ　教職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
ウ　災害時の行動計画の策定及び周知徹底
エ　防災訓練の実施
オ　防災に関する講座等の開催
カ　防災関係団体と連携しての関係行事への参加
キ　ビデオ等による防災知識の普及
ク　地域ごとの連絡網及び、児童、生徒の引き取り体制確立

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるよう、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3　防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施することとなる職員には、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア　応急対策活動の習熟

被災者救護活動､情報収集活動､応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ　研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設は、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的実施により、自主防災体制の強化を図る。

ア　防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
イ　事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
ウ　防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
エ　災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4　観光客等への広報

村は県と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報

を行うよう努める。

5　相談窓口の設置

村は県と連携し、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第２款 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、村は県と連携し、自主防災組織（自治公民館）の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による自主防災組織（自治公民館）の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織（自治公民館）の活動カバー率の向上及び充実を図る。住民は、自発的な防災活動の参加に努める。

1　活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

自治公民館活動の一環として防災活動を組み入れ、既存の自治公民館を一の単位として自主防災組織を結成することを基本とする。

事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

村は県と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、自主防災組織（自治公民館）の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ｱ) 防災知識の普及に関すること。
(ｲ) 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。
(ｳ) 災害時における情報の収集及び伝達、救出、救護、避難指導等に関すること。
(ｴ) 避難所の運営支援に関すること。
　a 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
　b 要配慮者の安全確保　等
(ｵ) 火災発生時における初期消火活動及び延焼防止に関すること。
(ｶ) 防災訓練の実施に関すること。
(ｷ) 防災機材の備蓄に関すること。
(ｸ) 火気使用器具の点検に関すること。
(ｹ) 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等に関すること。
(ｺ) その他自主防災組織（自治公民館）の目的達成に関すること。

(2) 自主防災組織への活動支援

村は県と連携し、自主防災組織（自治公民館）に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、国や県の制度を活用し、緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織（自治公民館）単位できめ細かく配置するよう努める。

また、村は自主防災組織（自治公民館）に対して以下のような指導・協力等を行う。

ア　自助共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識し、併せて防災意識の高揚のための広報活動を実施する。

イ　地域の役員を対象に、災害に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

ウ　自主防災組織（自治公民館）が実施する防災訓練に対して、積極的に指導及び協力を行う。

(3) リーダーの育成

村は県と連携して、自主防災組織（自治公民館）のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織（自治公民館）の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2　訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織（自治公民館）等は、「第 2 章第 2 節第 12 款　防災関係機関の防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3　事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

村は県と連携し、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 防火管理体制の強化

学校・診療所等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(3) 危険物等施設事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

第３款 ボランティアの環境整備

災害発生時に、応急対策を迅速、かつ的確に実施するために、県・村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、村は県と連携し、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図る。

ボランティアは、一般ボランティアと、専門技術型ボランティアに区分し、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼する。

1　活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの活動環境の整備

村及び社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、次のことを行う。

ア　支援環境の整備

(ｱ) ボランティア活動の普及・啓発

(ｲ)活動拠点としての施設の提供
(ｳ)教材や備品等の貸出、又は提供
(ｴ)事務用品等の提供
(ｵ)ボランティア保険への加入促進、及び保険料の助成

イ　連絡調整窓口の整備

ボランティアセンターとの連携を確保するため、連絡調整窓口となる部署を定め連絡調整員を災害支援センターに派遣できる体制を整備する。

ウ　協力関係の構築

災害時におけるボランティア活動との円滑な連携を図るため、平素から村社会福祉協議会や日本赤十字社宮崎県支部西米良地区との情報の共有化を図り、協力関係の構築に努めるとともに、ボランティアの登録状況等の把握に努める。

エ　「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

オ　ボランティアコーディネーターの配置

社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

カ　ボランティア保険への加入促進

社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(2) コーディネートシステムの構築

社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア　被災者のニーズ調査
イ　被災者やボランティアからの相談受付
ウ　要援護者への支援
(ｱ) ボランティア活動希望者の派遣
(ｲ) ボランティア活動プログラムの策定と提供
(ｳ) ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
エ　被災者やボランティアに対する情報提供
オ　各関係機関・団体との連絡・調整

(3) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生委員・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

ウ ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(4) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

2 実施体制の確立

災害発生後、直ちに社会福祉協議会等に受け入れ窓口を設置し、一般ボランティアの確保を図る。

(1) 設置組織　　西米良村災害ボランティアセンター

(2) 設置場所　　西米良村保健センター

(3) 活動内容

ア　村からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握

イ　ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り

ウ　ボランティア活動用資機材の確保

エ　ボランティアの受付

オ　村との連絡調整

カ　その他ボランティア活動について必要な活動

3 ボランティアの活動内容

(1) 一般ボランティア

ア　災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達

イ　避難生活者の支援(飲料水の提供、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け配布)

ウ　在宅者の支援(高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供)

エ　配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、輸送)

オ　その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者であって、災害支援の目的及び、活動範囲が明確であるものをいう。

ア　災害支援ボランティア講習等の修了者

イ　大工、電気工事士等の資格を有する者

ウ　医師、看護師、保健師、助産師、保育士等

エ　建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者

オ　航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者

カ　外国語、手話等の通訳者

キ　その他の専門性を持つ者

4　地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を

脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、関連事項の広報周知、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第４款 地区防災計画の策定

村は、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第５款 災害教訓の伝承

1 村は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。村は県と連携し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第３章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送等について計画し、その迅速かつ円滑な実施を図る。

第１節 活動体制の確立

実施担当	総務班、商工観光班、福祉健康班、医療班、建設班、農林班、村民班、教育班 消防団

村長は村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより、「西米良村災害対策本部」を設置し、防災の推進を図る。

本部を設置するに至らない災害にあっては、平常時における組織をもって対処する。西米良村防災会議を構成する関係機関は、村内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本部と緊密に連絡協調するよう努める。

なお、村は、県と緊密な連繋を保ち災害対策に万全を期する。

第１款 災害対策本部等の設置

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、総務課長（総務班長）を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務班、建設班及び消防団員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

2 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は、副村長（災害対策本部副本部長）を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

3 西米良村災害対策本部

本部の組織等は「西米良村災害対策本部条例」及び「西米良村災害対策本部規程」ならびに本計画に定める。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

(1) 災害対策本部

本部は、本部長、副本部長、本部会議及び消防団をもって構成し、防災及び災害対策等に関する重要な事項について協議し、対応にあたる。

(2) 本部会議

本部会議は、各班長（役場各課長等）をもって構成し、各班における防災及び災害対策等に関する事項について情報共有及び協議を行う。

(3) 組織

本部の組織編成は、表―１のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができる。

本部に班を設け、班に班長及び班員を置く。班長は、表―１の２に掲げる職にある者を、班員は村職員をもって充てる。

本部に班のほか消防団をおく。消防団の組織等は、「西米良村消防団条例」及び「西米良村消防団規則」に定める。

本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長及び各班長をもって構成し、災害応急対策その他災害前の防災に関する重要な事項について協議する。

本部に連絡会議を置く。連絡会議は、各班の班長がそれぞれ指名する者（水防本部にあっては水防本部長、消防団にあっては消防団長がそれぞれ指名する者）をもって構成し、各班相互間の連絡調整に関する事項について協議する。

表―1　西米良村災害対策本部組織

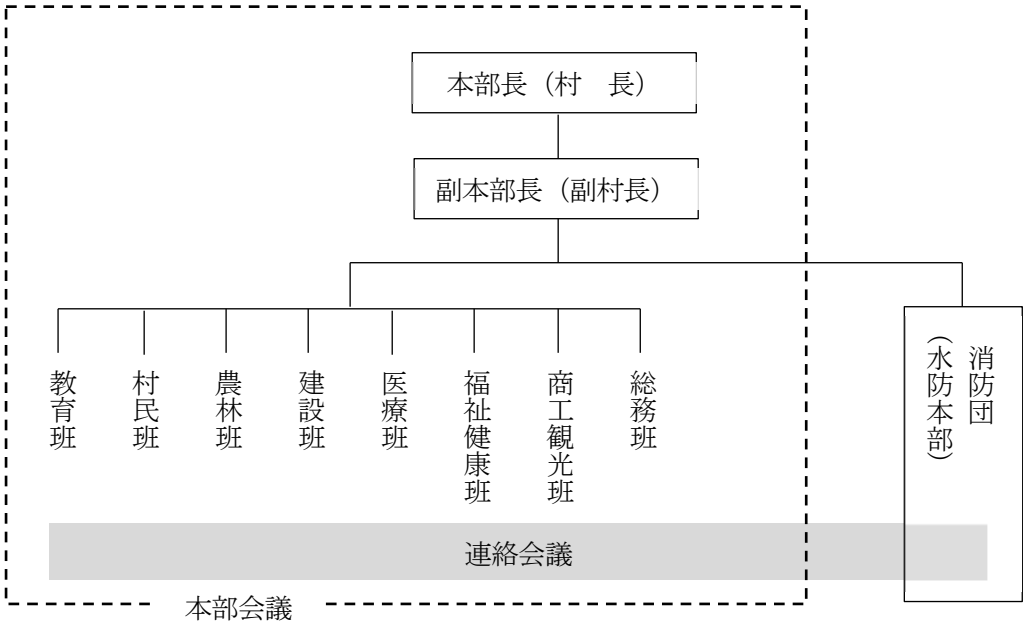

表－1の2 本部会議班編成

本部会議構成班（班長）	所属課	主な業務
総務班（総務課長）	総務課	総括・情報・受援・消防
	議会事務局	災害対策本部運営支援
商工観光班（むら創生課長）	むら創生課	商工・観光・移住
	会計室	商工観光支援
福祉健康班（福祉健康班）	福祉健康課	避難支援・健康管理 ふたば園管理 社会福祉協議会との連携
医療班（診療所事務長）	診療所	医療・救護
建設班（建設課長）	建設課	避難路の確保・管理道路の災害対策及び被害調査
農林班（農林振興課長）	農林振興課	農林の災害対策及び被害調査
村民班（村民課長）	村民課	交通対策・施設管理等
教育班（教育総務課長）	教育総務課	学校管理・社会教育

(4) 事務分掌

本部が設置されたときは、災害対策業務を優先して行う。また、災害の種別、状況によって、特に職員を傾注する必要がある業務が発生した場合は、各班が人員調整など協力して対応する。

本部設置時に優先的に行う事務を表－２のとおり定める。

本部廃止後、期間を設けて速やかに対処すべき事務については括弧書きにて示す。

表―2 西米良村災害対策本部事務分掌

班名	所属部署	事務分掌
総務班	総務課 議会事務局	1　本部会議に関すること 2　災害対策本部室の設置（村民課と議会で協力） 3　警報等の伝達に関すること 4　災害情報の収集及び分析に関すること 5　災害情報の伝達報告に関すること 6　消防団に関すること 7　避難所の設置及び避難者の把握 8　避難所の運営（自主防災組織との連携）に関すること 9　被害状況の収集、報告に関すること 10　職員の安否確認及び被害調査に関すること 11　関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 12　災害時の受援に関すること 13　自衛隊の派遣要請に関すること 14　災害用食料及び救援物資の確保・調達に関すること 15　各班との連絡調整に関すること 16　災害関係文書の受理配布に関すること 17　災害記録・広報に関すること 18　災害対策の予算及び資金に関すること 19　その他、いずれの班にも属しない災害関連事項 （災害の記録・情報の整理に関すること） （罹災証明に関すること）
商工観光班	むら創生課 会計室	1　観光施設の災害対策及び被害調査に関すること 2　商工業者の災害対策及び被害調査に関すること 3　観光等により来村した方（外国人含む）への対応、支援に関すること 4　移住者等への避難支援等に関すること 5　通信事業者等との連携・応援に関すること 6　義援金品の受付保管に関すること （災害要望書の作成配布に関すること） （災害時の統計調査に関すること） （被災商工業者への支援に関すること） （義援金品の配布に関すること（福祉健康課と連携））
村民生活班	村民課	1　災害対策本部会議室の設置（議会事務局と協力） 2　庁舎の災害対策及び停電時の庁舎の電力等機能維持 3　村有施設及び財産の災害対策及び被害調査に関すること 4　公営住宅等の被害調査に関すること 5　災害時の交通対策に関すること 6　災害時の防疫、清掃、ごみ処理に関すること 7　被災地のし尿収集に関すること 8　被災地のごみ収集に関すること （被災納税者の調査に関すること） （被災納税者の減免等に関すること） （被災者の住宅支援に関すること）

班名	所属部署	事務分掌
農林班	農林振興課	１　農地の災害対策及び被害調査に関すること ２　農作物及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること ３　家畜及び家畜施設の災害対策及び被害調査に関すること ４　水産物及び水産施設の災害対策及び被害調査に関すること ５　林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関すること ６　貯木・立木の災害対策及び被害調査に関すること ７　村有林の災害対策及び被害調査に関すること ８　ジビエ加工施設と百菜屋の災害対策及び被害調査に関すること ９　関係機関との連絡調整や協定に基づく応援要請に関すること （被災農家の支援に関すること） （被災農家の営農指導に関すること） （被災林業者の支援に関すること） （災害用木材の払い下げに関すること）
建設班	建設課	１　避難路の確保に関すること ２　災害対策用機材器具の調達に関すること ３　労務者の確保に関すること ４　林道の災害対策及び被害調査に関すること ５　村道の災害対策及び被害調査に関すること ６　水道施設の災害対策及び被害調査に関すること ７　下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること ８　被災者の給水対策に関すること （住居等の障害物除去に関すること） （交通規制等の措置に関すること） （上下水道施設の早期復旧に関すること） （被災者の安定的給水に関すること） （農業用施設の災害復旧に関すること）
福祉健康班	福祉健康課	１　災害時要援護者に関すること ２　乳幼児の安全確認及び施設の災害対策に関すること ３　認定こども園の被害調査に関すること ４　災害時の母子の健康・安全に関すること ５　福祉施設の被害調査に関すること ６　避難者の健康管理に関すること ７　救援物資の配布に関すること ８　災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること（社協） ９　炊き出しに関すること（社協） （被災保護世帯の措置に関すること） （被災者の心身の健康に関すること） （義援金品の配布に関すること） （ボランティアセンターの運営、記録に関すること（社協））
医療班	診療所	１　医療施設の災害対策及び被害調査に関すること ２　災害時の医療に関すること ３　傷病者の搬送に関すること ４　村外医療機関（DMAT 含む）との連携・応援に関すること ５　遺体対応に関すること （医療品の調達に関すること）

班名	所属部署	事務分掌
教育班	教育総務課	１　児童生徒の安否確認及び被害調査に関すること ２　教育関係職員等の安否確認及び被害調査に関すること ３　児童生徒の避難等による安全確保に関すること ４　教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ５　社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ６　文化財等の被害調査及び保護・保管に関すること （災害時の応急教育に関すること） （災害時の学校給食に関すること） （教育義援金品の受付に関すること）
消防団		１　消防団員の安否確認及び被害調査に関すること ２　消防団活動に関すること （消防資機材の使用状況及び調査・調達に関すること）

(5) 本部の設置場所

本部は西米良村役場に設置するが、被災しその機能を果たさない場合は、次の代替候補地に設置する。

	設置場所
通　　常	西米良村役場
代替地①	西米良村基幹集落センター
代替地②	西米良村保健センター

(6) 本部設置の通知及び公表

本部を設置したときは、次の要領により通知、公表する。

通知又は公表先	担　　当　　班	通知又は公表の方法
本 部 構 成 員	総務班	庁内放送、電話その他迅速な方法で通知
県及び関係機関	総務班	電話その他迅速な方法で通知
一　般　住　民	総務班	行政告知端末、防災行政無線等により公表
マ ス コ ミ 等	総務班	各種問い合せに随時対応

(7) 本部長の職務代理者

本部の設置後、 村長 （本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。 なお、第３順位以下は、「村長の職務代理に関する規則」を準用する。

	職務代理者
第１順位	副村長
第２順位	総務課長
第３順位以下	「村長の職務代理による規則」を準用して決定

(8) 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、名札の着用のほか、適切な方法により明示する。

4 県等への報告・通報

村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県本部設置前にあっては危機管理局、県本部設置後にあっては総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、必要に応じ警察等の関係機関へ通報する。

5 本部の廃止

本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき廃止する。

本部を廃止したときは、「(6)本部設置の通知及び公表」の要領により通知公表する。

6 西米良村防災会議

西米良村防災会議会長は、応急対策推進上必要と認めたときは、防災会議を招集し、災害に関する情報の収集及び災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整について協議し、応急措置の万全を期する。

防災会議の組織、所掌事務及び運営については基本法関係法令、西米良村防災会議条例及び西米良村防災会議運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西米良村防災会議の組織は、次のとおりである。

(2) 所掌事務

西米良村防災会議の所掌事務は、おおむね表－３のとおりである。

ア　村地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ　災害情報を収集すること。

ウ　災害対策及び災害復旧に関し、村ならびに関係機関相互間の連絡調整を図ること。

エ　その他法令によりその権限に属する事務。

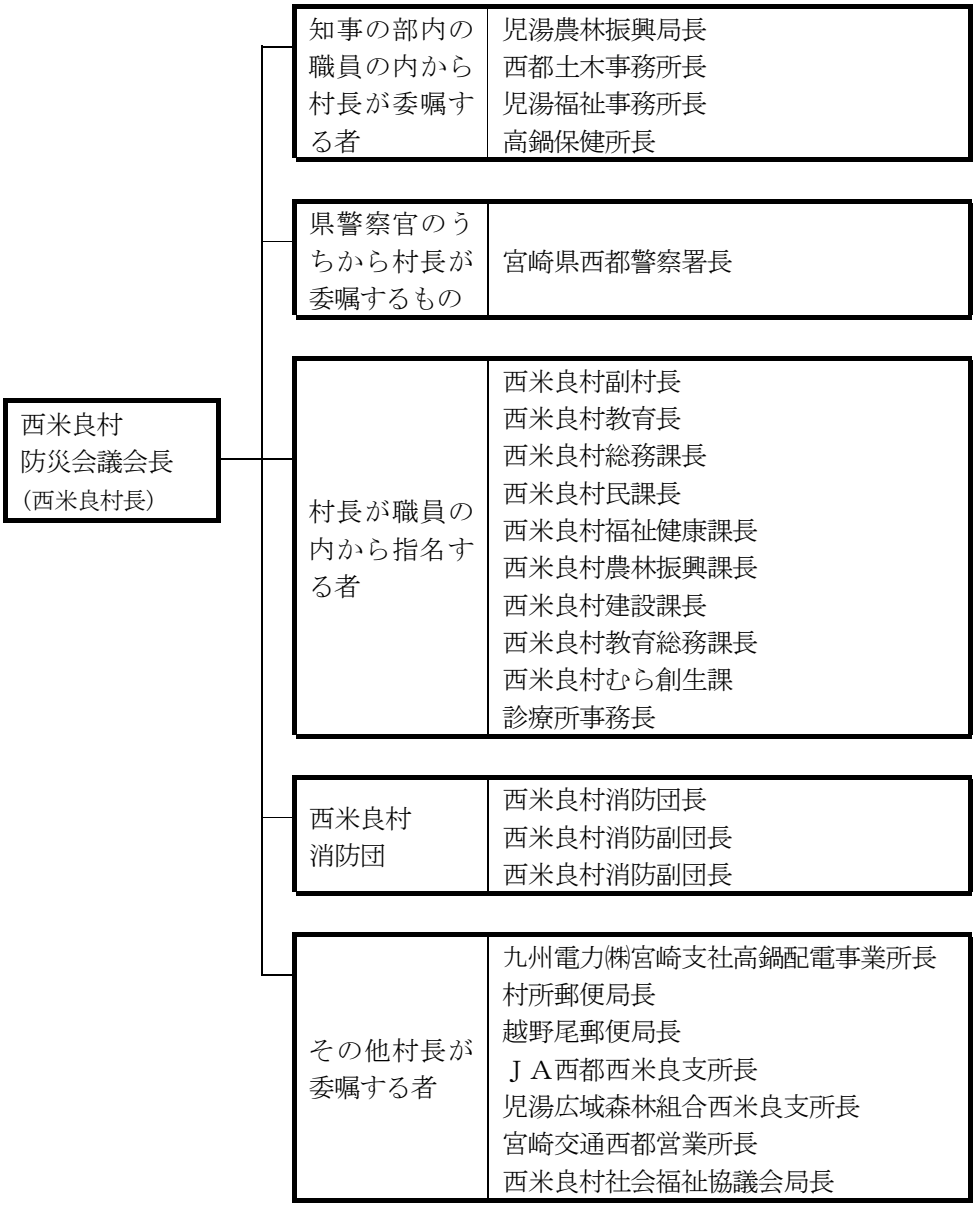

第２款　職員の参集及び動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の動員は次による。

１ 災害発生のおそれがある場合の動員

関係課長は次の発表、通知又は指示があったときは、必要に応じ直ちに所属職員を指揮監督して災害予警報の伝達、災害情報の収集、伝達その他災害応急措置がとれるような体制を整備しておく。

(1) 災害発生のおそれがある気象情報等が宮崎地方気象台から発表があったとき。
(2) 災害発生のおそれのある異常気象の通報が警察官等からあったとき。
(3) 村長が必要と認め､指示したとき。

2 災害発生時における動員

関係課長は、災害が発生したときは直ちに所属職員を指揮監督して応急措置に従事できるような体制を整備しておく。

3 本部が設置された場合の動員

(1) 非常連絡員

各課長は所属職員の動員を円滑に行うため、課ごとに非常連絡員（補佐等）を必要に応じて定め、協力して連絡をとる。各課の非常連絡員は、資料編―資料-18 のとおりである。

(2) 動員方法

ア　職員の動員は、次の系統で行う。

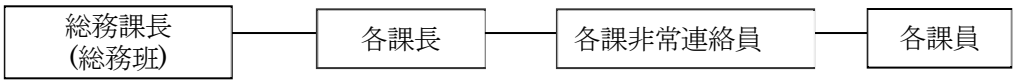

イ　退庁時における各課員に対する連絡方法は、各課長においてあらかじめ定めておく。

4 宿日直職員による非常連絡

宿日直職員は、次に掲げる場合は直ちに村長、副村長及び総務課長に連絡する。

(1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

5 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属課長等と連絡をとり、又は自らの安全を確保しながら速やかに登庁する。

6 応援のための動員

村長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要があると認めるときは、各課（各班）に所属する職員を他の課（班）に派遣する。

第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

実施担当	総務班、商工観光班、消防団

第１款 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

１ 第１次情報等の収集

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ＦＡＸ等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) その他の手段による情報の収集

ア　参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ　住民からの情報収集

自治公民館長や区長の他必要に応じ、一般住民等から情報を収集する。

ウ　テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

エ　アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

オ　民間企業からの情報収集

建設事業者、村内企業の協力を得て情報を収集する。

(3) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村は現地消防団や自主防災組織（自治公民館）のほか、県及び防災関係機関と連携して、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。また、村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

2 被害情報、応急対策活動情報の連絡

本部は、各防災関係機関等より被害状況、応急対策活動等の状況を収集、とりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、村(消防団)及び警察署等防災関係機関から収集し、県本部において集約する。なお、県本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

＜情報収集･伝達の流れ＞

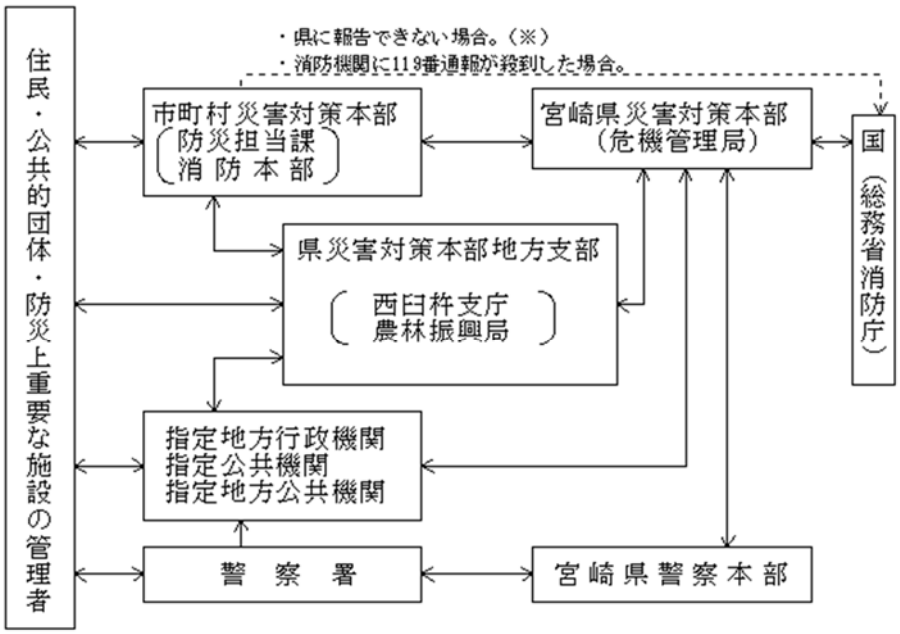

(※)は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

村は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア　被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ＦＡＸその他最も迅速かつ確実な手段を使う。

イ　有線が途絶した場合は、防災行政無線、ＮＴＴ災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

ア　即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ　確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

ウ　事務処理フロー

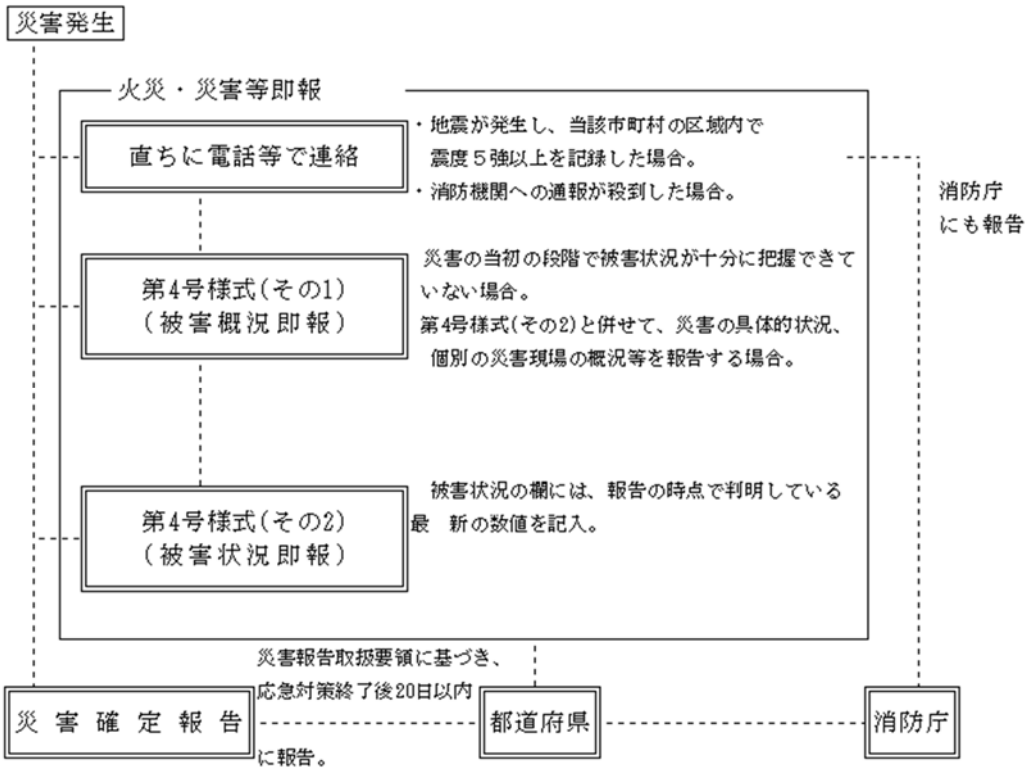

	平日	夜間・休日
報告先 消防庁	(NTT 回線) 03-5253-7527 3-5253-7537(FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033(FAX) (地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033(FAX)	(NTT 回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX) (消防防災無線) 90-49102 90-49036(FAX) (地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ) TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036(FAX)

第４号様式（その１）は資料編―資料-20、第４号様式（その２）は資料編―資料-21 のとおりである。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

ア　村は地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行う。

(ｱ) 本部が設置されたとき

(ｲ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
(ｳ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
(ｴ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ　事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県本部に直接連絡をとる。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

ウ　災害規模が大きく、情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

エ　消防庁への直接報告

地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

オ　災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いる。

(ｱ) 災害の概況

a 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入する。

b 災害種別概況

風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(ｲ) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおく。

(ｳ) 応急対策の状況

当該災害に対して､村(消防団を含む｡)が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

カ　被害状況即報

(ｱ) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(ｲ) 災害対策本部の設置状況

設置及び解散の日時を記入すること。

(ｳ) 災害救助法適用市町村名

適用日時を記入すること。

(ｴ) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

a 災害の発生場所
　被害を生じた場所（村全域もしくは地域名まで）
b 災害の発生日時
　被害を生じた日時又は期間
c 災害の種類、概況
　台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等
d 応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況など
e 119 番通報件数
　10 件単位で記入すること。

なお、災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、資料編―資料-22 のとおりである。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。
ア 情報収集・伝達系統 1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

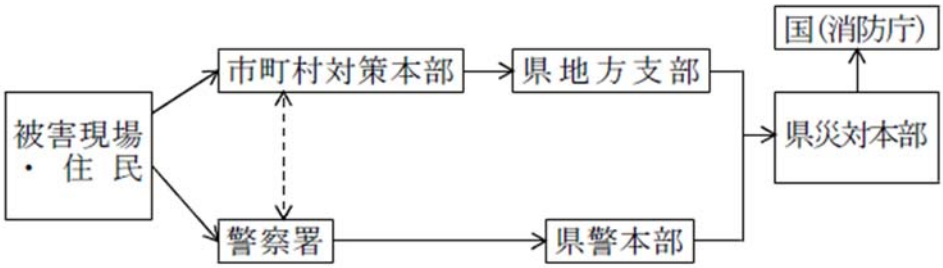

イ 情報収集・伝達系統 2(道路被害)

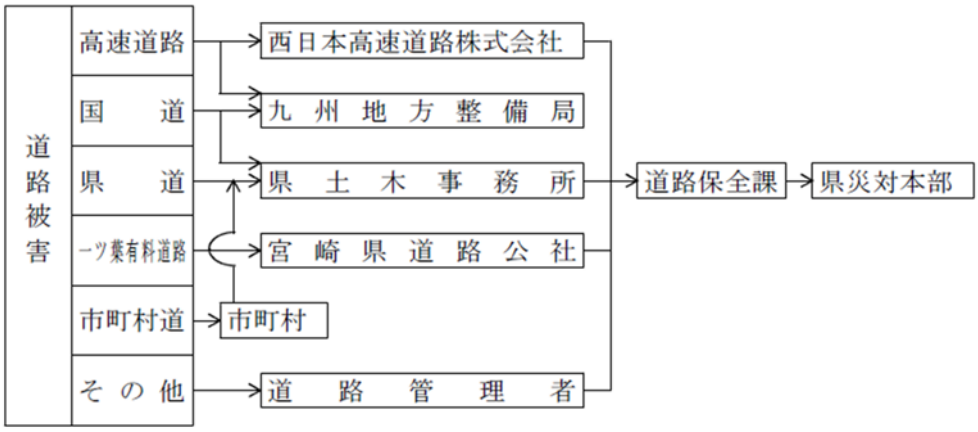

ウ 情報収集・伝達系統３(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)

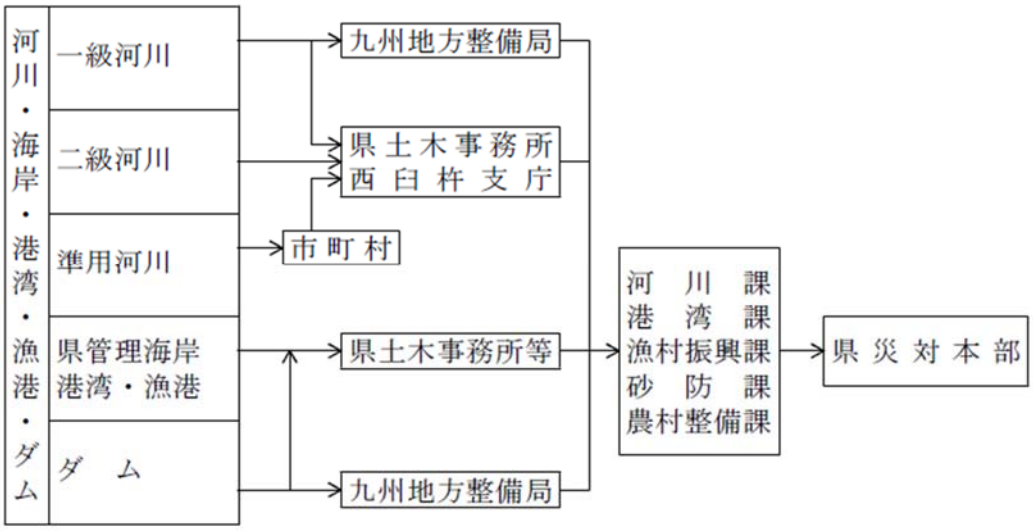

エ 情報収集・伝達系統４(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)

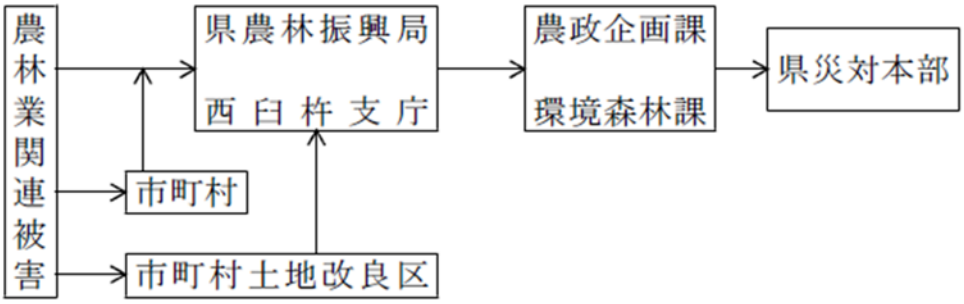

オ 情報収集・伝達系統５(その他公共施設)

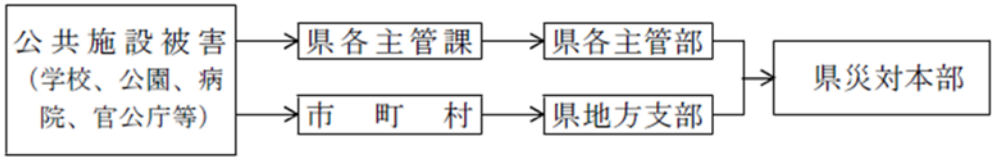

3 被害状況等の集約

本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

4 住民への広報

(1) 村における広報

村における災害情報、被害状況等の広報は総務班が行う。

(2) 被害写真の収集

ア　総務班は職員を現地に派遣して、又は現地消防団等の協力を得て、災害状況を撮影する。

イ　総務班は各班等が撮影した写真の収集を図る。

ウ　その他現地における資料の収集を図る。

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

村において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、次の事項について適宜行う。

ア　災害の種別及び発生日時

イ　災害発生の場所又は地域

ウ　被害状況
エ　村における応急対策の状況
オ　その他

(4) 村民に対する広報

村において収集した災害情報及び応急対策等の村民に対する広報は、次の方法による。

ア　独自の手法

(ｱ) 行政告知端末又は広報車により広報を行う。
(ｲ) 写真、ポスターを貼付又は配布する。
(ｳ) 洪水ハザードマップを配布する。
(ｴ) 報道機関を通じて周知を図る。

イ　報道機関への依頼

村は必要に応じて、県に報道機関(NHK 宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎)に対して上記の内容を広報するよう依頼する。

(5) 広報内容

ア　被災地住民等に対する広報内容

村は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
② 避難勧告・指示（緊急）の発令されている地域、避難勧告・指示（緊急）の発令の内容
③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
⑥ 公的な避難所（福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
⑧ バスの被害状況、運行状況
⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
⑩ し尿処理、衛生に関する情報
⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
⑬ 臨時休校等の情報
⑭ ボランティア組織からの連絡
⑮ 全般的な被害状況
⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ　被災地外の住民に対する広報内容

村は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

① 避難勧告・指示（緊急）の発令されている地域、避難勧告・指示（緊急）の発令の内容
② 流言、飛語の防止の呼びかけ
③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
⑥ 全般的な被害状況

⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

(6) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、村は可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

(ｱ) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

(ｲ) 発表は、原則として本部が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、あらかじめ本部に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

(ｳ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

(ｴ) 本部は、報道機関に発表した情報を、本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第２款 通信手段の確保

災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等、災害時における通信はおおむね次による。

1 専用電信設備の利用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時には、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

ア　気象警報等共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部）等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ　災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ　被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。

エ　その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

(1) ＮＴＴの災害優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、ＮＴＴ西日本宮崎支店

（延岡・都城）へ依頼する。

(2) ＮＴＴの非常・緊急通話

災害発生時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第８条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア　非常通話とは、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(または、発生のおそれがある場合)救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

イ　緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめＮＴＴに電話番号を登録しておく事が必要である。

ウ　電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

なお、村が指定を受けている電話は次のとおりである。

設置場所	電話番号	備考
役場	36－1111	
西米良診療所	36－1031	
西米良中学校	36－1224	
村所小学校	36－1034	

非常・緊急通話を利用できる機関例

非常通話	・気象機関相互間 ・水防機関相互間 ・消防機関相互間 ・水防機関と消防機関相互間 ・災害救助機関相互間 ・消防機関と災害救助機関相互間 ・輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 ・警察機関相互間など
緊急通話	・予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 ・緊急事態発生の事実を知ったものと前項の機関との間 ・犯罪が発生、または発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ・選挙管理機関相互間 ・新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間など ・水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

また、非常・緊急通話の利用方法は次のとおりであり、102 をダイヤルして、オペレータ応答後下記の内容を告げる。

ア　非常扱い、緊急扱いを告げる

イ　登録された電話番号と機関などの名称

ウ　相手の電話番号

エ　通話の内容

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し､又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合､又はこれを利用することが著しく困難である場合は､電波法第 52 条の規程に基づいて、無線局は非常無線通信「以下「非常通信」という。」を行うことができる。

ア　利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ　非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ　非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

(ｱ) 人命の救助、避難者の救護に関するもの

(ｲ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

(ｳ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

(ｴ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ　発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)に力タカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

(ｱ) あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号

(ｲ) 本文(200 字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)

(ｳ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(4) 携帯電話の利用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

通信設備が優先利（使）用できる機関名

優先利（使）用するもの	通信施設設置機関	申込み窓口
知事 村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防団長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部－通信指令室長 各警察署－署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR 九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支社・配電センター・営業センター 電力センター・耳川水力整備事務所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。

このため西日本電信電話（株）は孤立防止対策用衛星電話を、ＮＴＴ西日本の各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

＜利用方法＞

●電話をかけるとき

★MODE ランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102 番」をダイヤルします。

(注)MODE ランプ消灯時は 102，117 以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

・衛星電話からの通話であること。

・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること。

・お客様の機関の名称

・相手の電話番号

・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話ください。

★MODE ランプ消灯時(自動接続)：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話ください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(7) 放送機能の利用

村長及び知事は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を必要とする時は、次の事項を明らかにして県に放送の要請を依頼する。

ア　放送を求める理由

イ　放送の内容

ウ　その他必要な事項

3 村における通信利用系統

村における災害通信利用系統は、表―４のとおりである。

4 通信設備の状況

(1) 有線無線通信設備

災害関係機関の有線電話及び防災行政無線電話の一覧表は資料編―資料-19 のとおりである。

表―4　村における通信利用系統表

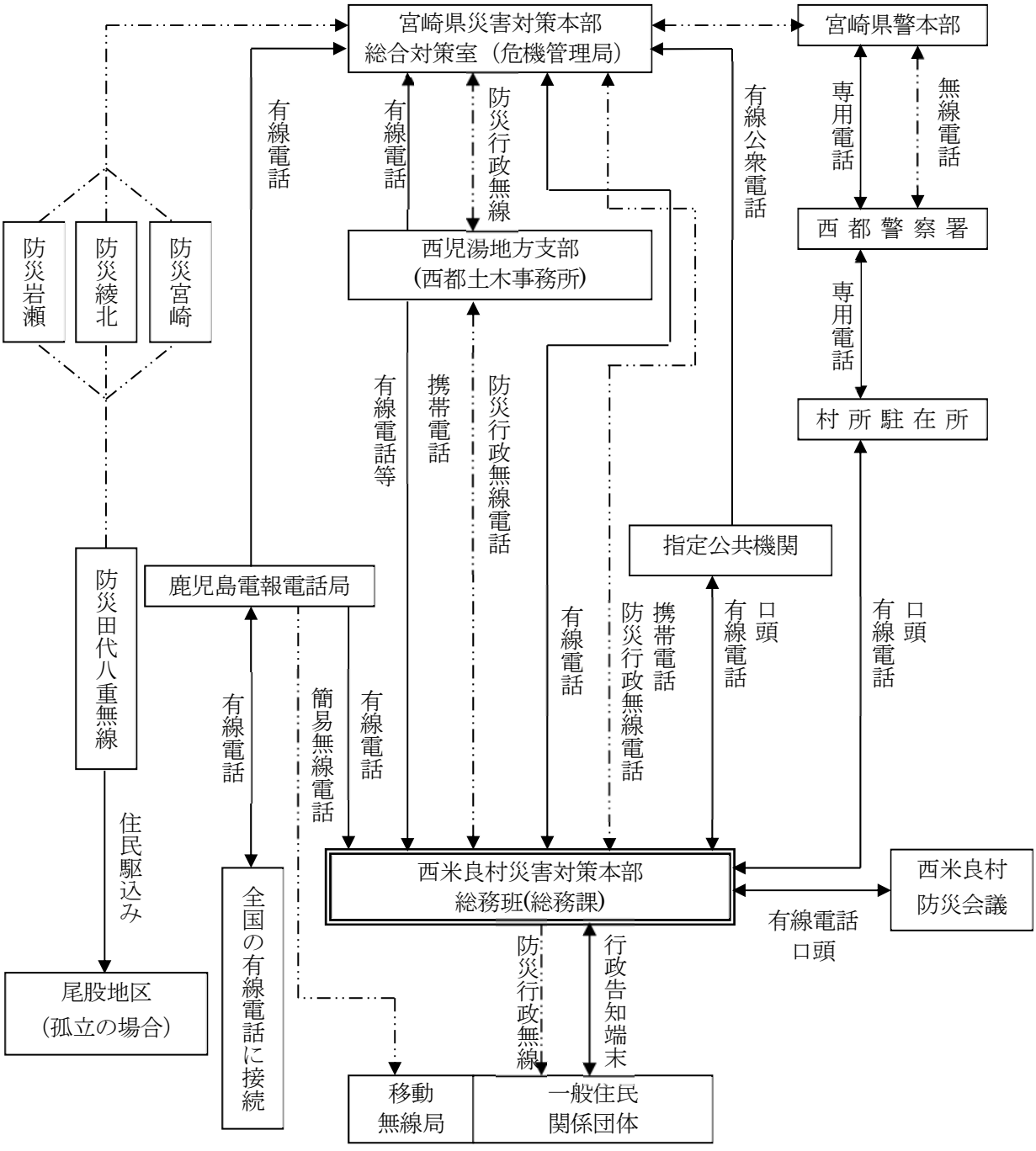

第３節 広域応援活動

実施担当	総務班

第１款 地方公共団体による広域的な応援体制

１ 応援要請の実施

(1) 他市町村への要請

村長は、村域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に揚げるとおりとする。

① 災害応急措置に必要な職員の派遣
② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
⑨ その他応援のため必要な事項

(2) 県への応援要請または職員派遣の斡旋

村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

ア　応援要請時に記載する事項

① 災害の状況
② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
④ 応援(応急措置の実施)を必要とする楊所
⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
⑥ その他必要な事項

イ　職員派遣斡旋時に記載する事項

① 派遣の斡旋を求める理由
② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
③ 派遣を必要とする期間
④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、村域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

① 派遣を要請する理由
② 派遣を要請する職員の職種別人員
③ 派遣を必要とする期間
④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

村長は、村域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 物資等の受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

イ 物資等の受入体制の整備

村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておく。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努める。

3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

村は、村の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 広域受援・応援計画

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また、他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援ができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努める。

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

１　自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊災害派遣の要請者は知事とする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準による。

ア　天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ　災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。※　公共性、緊急性、非代替性の３要件が基本となる。

(3) 派遣要請を行う場合

ア　村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し災害派遣要請依頼を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話を持って行い、その後速やかに文書を提出する。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要する理由
(ｲ) 派遣を必要とする期間
(ｳ) 派遣を希望する人員、用途別車両、船舶、航空機等の概数
(ｴ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(ｵ) 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
(ｶ) その他参考となる事項

イ　自衛隊の災害派遣要請は、総務班が行う。

ウ　派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理局とする。

自衛隊災害派遣要請書様式は、資料編―資料-23 及び資料-24 のとおりである。

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示す。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S.33.総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

＜災害派遣要請系統図＞

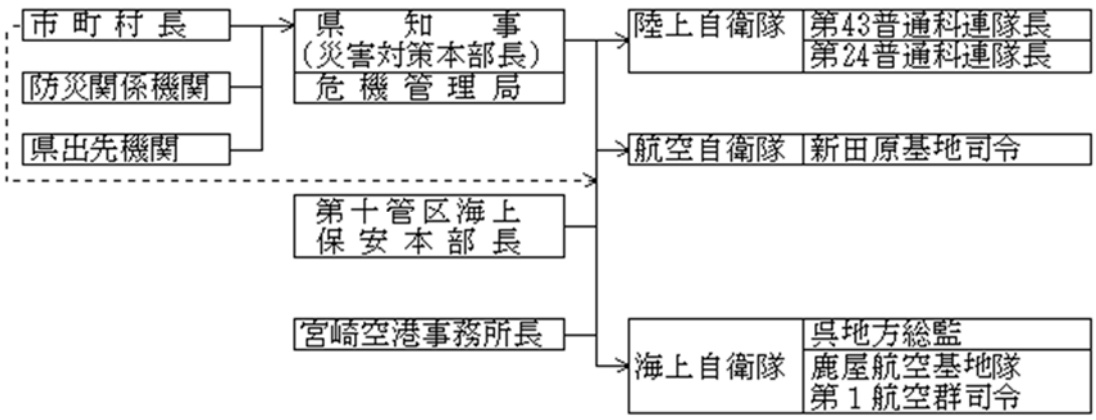

2　自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（例）

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（例）

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

（例）

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3　自衛隊受入れ体制の確立

(1) 受入れ側準備

村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

ア 災害派遣部隊到着前

(ｱ) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。

(ｲ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。

(ｳ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

イ 災害派遣部隊到着後

(ｱ) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

(ｲ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を知事に報告

する。

(2) ヘリコプターの受入れ・交信

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に揚げるものは村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と村が協議する。

4 派遣部隊等の撤収要請

村長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、知事に対し撤収要請の依頼をする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で撤収要請を依頼し、その後文書を提出する。

撤収要請の様式は、資料編―資料-25 及び資料-26 のとおりである。

5　緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、資料編―資料-27 のとおりとする。

第４節 救助・救急及び消火活動

実施担当	総務班、医療班、建設班、消防団

第１款 救助・救急活動

1 救助・救急活動の原則

(1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、村長が行うことを原則とする。
(2) 県、県警察及び自衛隊は、村長が行う救助・救急活動に協力する。
(3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
(4) 村は、村域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
(5) 自主防災組織（自治公民館）、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
(6) 自衛隊の救助・救急活動は「第３節第２款自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 村及び消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達
ア 被害状況の把握
村は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織（自治公民館）等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
イ 災害状況の報告
消防団長は、村からの要請があった場合、災害の状況を把握し、村長に対して速やかに報告する。また村は、消防団等からの災害状況の報告について県に報告する必要がある場合は、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。
(2) 救助・救急要請への対応
災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。
ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
(3) 救助資機材の調達
家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。
(4) 応急救護所の設置
災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、診療所、自主防災組織（自治公民館）、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。
(5) 後方医療機関への搬送
ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い診療所に搬送する。

イ 診療所が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合は村外、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療班に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 住民相互、自主防災組織（自治公民館）、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織（自治公民館）及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

(1) 自主防災組織（自治公民館）内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 自主防災組織（自治公民館）と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。

(4) 自主救助活動が困難な場合は、消防団、警察等に連絡し早期救助を図る。

(5) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防団、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第２款 消火活動

災害発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防団は組織内相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

1 組織計画

西米良村消防団の組織は次のとおりである。

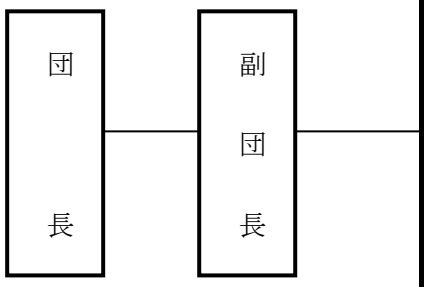

部　名	担当（構成）区域
本　部	村内全域（役場）
第１部	村　　所
第２部	小　　川
第３部	越 野 尾
第４部	横　　野
第５部	上 米 良
第６部	板　　谷
第７部	竹　　原
第８部	八　　重

2 消防団による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織（自治公民館）等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防団長は、村の応援要請等の手続きに遅れの生じないよう、災害の状況を村長に対して速やかに報告するよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 火災現場活動の原則

(ｱ) 消防団の現場指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる診療所及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(ｲ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ｳ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第 44 条第１項に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請を依頼する。

(4) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の 3 に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

3 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織（自治公民館）の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防団が到達したときは現場指揮者の指揮に従う。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ｱ) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(ｲ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

石油類等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ｱ) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(ｲ) 警察及び消防団に直ちに通報する。

(ｳ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第５節 医療救護活動

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第１款 医療機関による医療救護活動

発災直後（発災～６時間）、超急性期（発災～７２時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（３日目～１週間程度まで）、亜急性期（１週間～１ヶ月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、村は、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の支援に万全を期する。

第２款 医療活動の実施

1 医療は、県地域防災計画の定めるところにより、厚生労働省が認めた専門的な研修を受けた医療従事者による DMAT 及び医療救護班等を要請することにより行う。
2 救助法の適用にいたらない場合の医療は、西米良診療所等の医療関係者をもって行い、医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生材料の確保は、西米良診療所が行う。
3 負傷者等に対する医療はもとより、被災者や避難者に対する心のケアに関する必要な措置について、医療従事者やボランティア等を含め、本部福祉健康班が中心となって実施する。

第３款 搬送体制の確保

1 傷病者の搬送

原則として西米良診療所の搬送車で対応するが、十分な対応ができない場合は、村公用車、自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、診療所名の明記及び緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図る。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

(1) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて、被災地域で対応困難な重症患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで搬送するものであって、航空搬送時の診療、ＳＣＵにおける診療、ＳＣＵの運営等を含む。

※ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）：Staging Care Unit 略。
航空搬送に際して、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地内外を問わず航空搬送拠点に設置されるもの。

航空搬送拠点候補地（SCU設置候補地）

地域	施設名	所在地	備考
県央	航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田 19581	広域・地域
県央	宮崎空港	宮崎市大字赤江飛江田	広域・地域
県北	九州保健福祉大学	延岡市吉野町 1714-1	地域
県南	日南総合運動公園	日南市大字殿所 2200	地域

(2) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、村が、県、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送するもの（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のもの。

ア 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院等に優先的に搬送する。

イ 搬送する車両等又はヘリコプターが不足する場合は、他県又は自衛隊に協力を要請し確保する。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第４款 医薬品等の供給

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達先及び調達可能量は、資料編―資料-29 のとおり。

第５款 医療情報の確保等

村は、県、医療機関、消防機関等と連携し、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない場合は、あらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第６款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の多数の死傷者を伴う航空災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療体制については、次によるものとする。

1 災害発生の通報連絡

災害発生についての各関係機関に対する通報連絡は総務班が行う。

(1) 通報・連絡については通報連絡等救急医療対策系統図のとおりとする。

(2) 通報の内容は次のとおりとする。

ア　事故発生（発見）の日時

イ　事故発生（発見）の場所
ウ　事故発生（発見）の状況
エ　その他参考事項

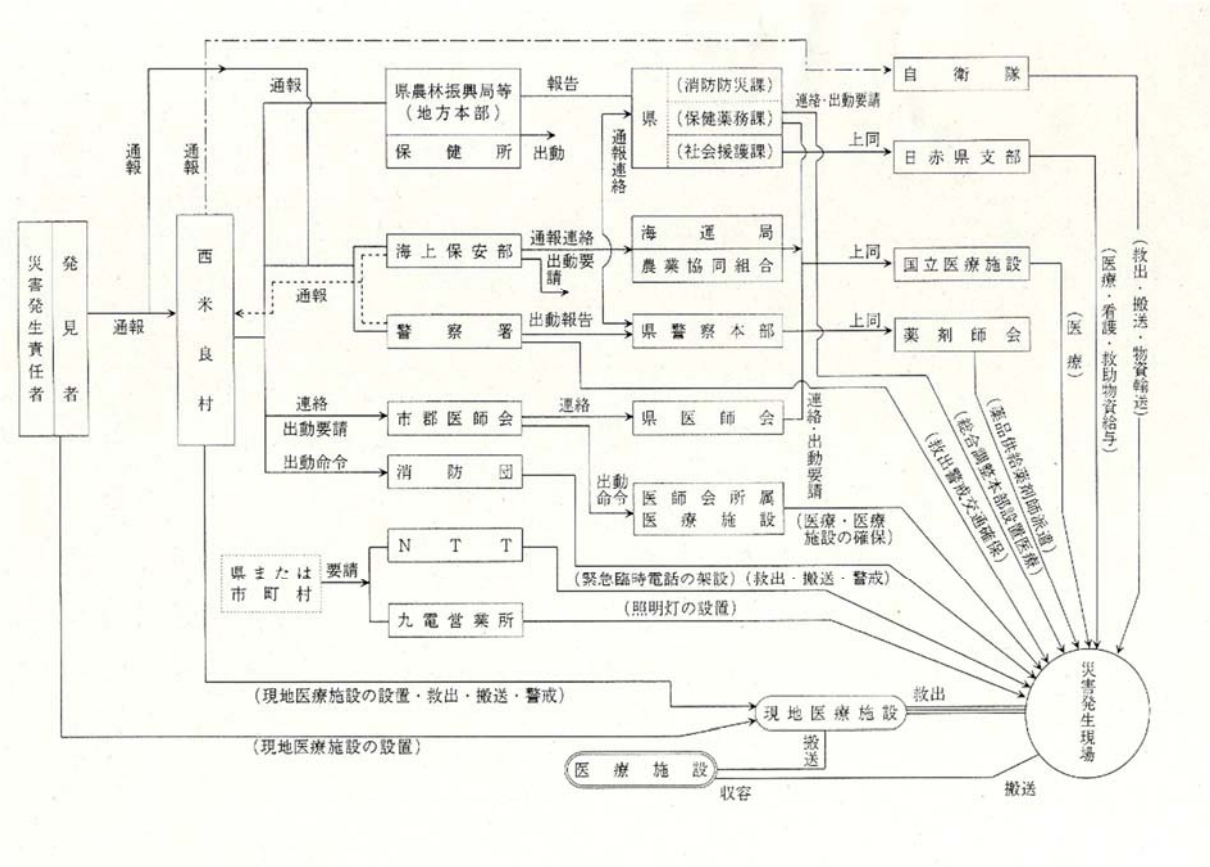

＜通報連絡等救急医療対策系統図＞

2 現地事故対策本部の設置等

(1) 県地方支部長（児湯福祉事務所長等）が現地に到着する間は、消防団の協力を得て総務班が「現地事故対策本部」を設置し、関係機関との連絡調整を図る。
(2) 現地事故対策本部の総括責任者は村長とする。
(3) 現地事故対策本部設置に必要な場所、資器材等のあっせんは、村民班が行う。
(4) 県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、調整本部内において調整を行う。

3 災害現場の警戒

災害現場の警戒は、消防団がこれに当る。

4 傷病者の救出及び搬送

(1) 傷病者の救出及び搬送については、消防団が実施する。
(2) 搬送についての調整は、医療班が福祉健康班の協力を得て行う。
(3) 搬送に必要な車両の確保は、「第 3 章第 6 節第 2 款　輸送体制の確立」により総務班が行う。

5 応急的医療施設の設置

災害現場における応急的医療施設の設置については、消防団の協力を得て医療班（診療所）が設営する。なお、これらの管理については、医療班（診療所）が行う。

6 医療班の派遣及び要請

村長は、災害発生の通報を受けたときは、ただちに医療班（西米良診療所の医師等、看護師）を現地に派遣するとともに西都市西児湯医師会へ医療班の出動要請を行う。

7 給食のあっせん

傷病者及び救急業務に従事する者等に対する給食のあっせんは福祉健康班が行う。

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第１段階(災害発生直後の初動期)
ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
オ 村の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第２段階(応急対策活動期)
ア 前記(1)の続行
イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第３段階(復旧活動期)
ア 前記(2)の続行
イ 災害復旧に必要な人員、物資
ウ 生活用品
エ 郵便物
オ 廃棄物の搬出

2 村及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、村が行うことを原則とする。
(2) 村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
(3) 村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
(4) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は、本部に必要な措置を要請する。

第２款 輸送体制の確立

1 実施責任者

災害時における交通の規則、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行う。

(1) 交通の規制
災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

ア　道路法に基づく規制　～　道路の管理者
災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するた

め必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する。（道路法第 46 条）

イ　道路交通法に基づく規制　～　県公安委員会

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の交通を禁止し、又は制限する。（道路交通法第 4 条）

ウ　基本法に基づく規制　～　県公安委員会

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、県公安委員会は、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。（基本法第 76 条）

(2) 交通施設の応急対策

村が管理する交通施設の応急対策は村長が行う。

(3) 緊急輸送

村が災害応急対策を実施するために行う緊急輸送は、村長が行う。

2 交通の規制

(1) 危険箇所における交通の規制

村長は、災害時において村が管理する道路の破損、決壊その他の事由により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、禁止又は制限の区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。

車両通行止の標示（様式１）は、資料編―資料-28 のとおりである。

(2) 緊急輸送車両の手段

村長は、災害時における交通の禁止又は制限下において、緊急輸送に車両を使用しようとするときは、県計画の定めるところにより、知事又は県公安委員会に申し出て緊急輸送車両確認証明書等の交付を受ける。

緊急輸送車両に関する標章等（様式２～４）は、資料編―資料-28 のとおりである。

(3) 交通規制の実施

ア　災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から 4、5 日ないし 1 週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

(ｱ) 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換える。（規制表示の変更）

(ｲ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させる。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

(ｳ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。

(ｴ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。

(ｵ) 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

(ｶ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

(ｷ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。

(ｸ) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。

(ｹ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定に基づき措置する。

イ　道路交通法に基づく交通規制(4、5 日ないし 1 週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

(4) 自動車運転者のとるべき措置（交通の方法に関する教則）

ア　根拠

交通の方法に関する教則(昭和 53 年 10 月 30 日国家公安委員会告示第 3 号)第 10 章第 3 節災害などのとき

イ　内容

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ｱ) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(ｲ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ｳ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務（災害対策基本法）

ア　根拠

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 76 条の 2

イ　内容

(ｱ) 自動車運転者のとるべき義務

a　災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

b　前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

c　前記ａｂの規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(ｲ) 駐車の適用除外

a　前記(ｱ)のａｂによる駐車については、道路交通法第 3 章第 9 節〔停車及び駐車（第 44 条から第 51 条の 4)〕及び第 75 条の 8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は、適用されない。

b　前記(ｱ)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

3　道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

道路管理者等は、所管する緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

村は、区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

(3) 障害物の除去

道路管理者等は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 応急復旧

村長は、村が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに、迂回

道路等の有無を十分調査し、迂回道路がある場合はこれを利用して交通を確保する。

ア　応急工事

(ｱ) 応急工事の体制

a 要員及び資材の確保

村長は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

(a) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(b) 地元建設業者の現況把握及び緊急時における協力要請の方法

(c) 応急工事の施行に必要な資機材の確保

(d) 建設機械等の現況把握及び緊急時における調達の方法

b 応援又は派遣の要請

村長は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、「第 3 章第 3 節第 2 款　自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をするとともに、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(ｲ) 応急工事の実施

村長は、次により災害時における道路施設の応急工事の迅速な実施を図る。

a 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

(a) 排土作業又は盛土作業

(b) 仮舗装作業

(c) 障害物の除去

(d) 仮道、さん道、仮橋等の設置

(ｳ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

イ　建設機械の調達

建設機械の調達先、種別は資料編―資料-34 のとおりである。

4　道路輸送手段の確保

(1) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法による。

ア　道路輸送

イ　空中輸送

ウ　人力による輸送

(2) 道路輸送

ア　村における車両等の確保

村が業務遂行上必要とする車両等の確保は、次の方法により行う。

(ｱ) 村有車両等の確保

a　車両等の掌握は総務班において行う。

b　各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。

c　総務班は上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(ｲ) 村有以外の車両等の確保

a　各班は、村有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務班に車両等の確保を要請

する。

b 総務班は上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を要請する。

(ｳ) 車両等の確保の協力要請

村長は、村内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は隣接の市町村又は県に協力を要請して車両の確保を図る。

イ　村有車両の状況

村有車両の状況は、資料編―資料-30 のとおり。

ウ　車両の調達

車両の調達先、種別、数量等は資料編―資料-31 のとおり。

エ　燃料の調達

燃料の調達先、所在地等は資料編―資料-32 のとおり。

(3) 空中輸送

ア　村長は、災害による交通の途絶その他の理由により、山間へき地等への緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、「第 3 章第 3 節第 2 款　自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより、知事に空中輸送の要請を行う。

イ　村長は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に努める。

ウ　ヘリコプター発着可能地点の状況

ヘリコプター発着可能地点の状況は、資料編―資料-33 のとおり。

(4) 人力による輸送

ア　災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

イ　人力による輸送は、消防団及び住民の協力を要請して行う。ただし、これが困難な場合は、村職員による輸送又は県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

第７節 避難収容活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班、消防団

第１款 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は、別に定める「西米良村避難勧告等判断基準・伝達マニュアル」及び次による。

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の勧告・指示等

避難のための準備情報、立退きの勧告、指示、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容保護は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連繋を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

避難勧告・指示等		実施責任者
避難準備・高齢者等避難開始（災害全般）		**村長** 高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方が避難を始めなければならない段階であり、災害発生の危険性が高まり、人的被害の発生の可能性がある場合に、村長は避難のための準備情報を発する。
避難勧告（災害全般）		**村長** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは村長は立退きを勧告する。（基本法第 60 条第 1 項）
避難指示（緊急）	洪水について	**知事、その命を受けた県職員又は水防管理者** 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事その命を受けた県職員又は水防管理者は立退きを指示する。（水防法第 29 条）
	地すべりについて	**知事又はその命を受けた吏員** 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた吏員は立退きを指示する。（地すべり等防止法第 25 条）
災害全般について		**村長** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で急を要すると認めるときは、立退きを指示する。（基本法第 60 条第 1 項）
		警察官 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場の危害をさけるため、その場にいるものを避難させる。（警察官職務執行法第 4 条） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において村長が指示できないと認められるとき、又は村長から要求があったときは、警察官はみずから立退きを指示する。（基本法第 61 条第 1 項）
		自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で警察官がその場にいないときはその危害をさけさせるため、その場にいる者を避難させる。（自衛隊法第 94 条）
避難の誘導、避難の勧告及び指示者		避難所への誘導は、避難の勧告又は指示者が行う。
避難所の開設及び収容保護		避難所の開設及び収容保護は村長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行う。

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。

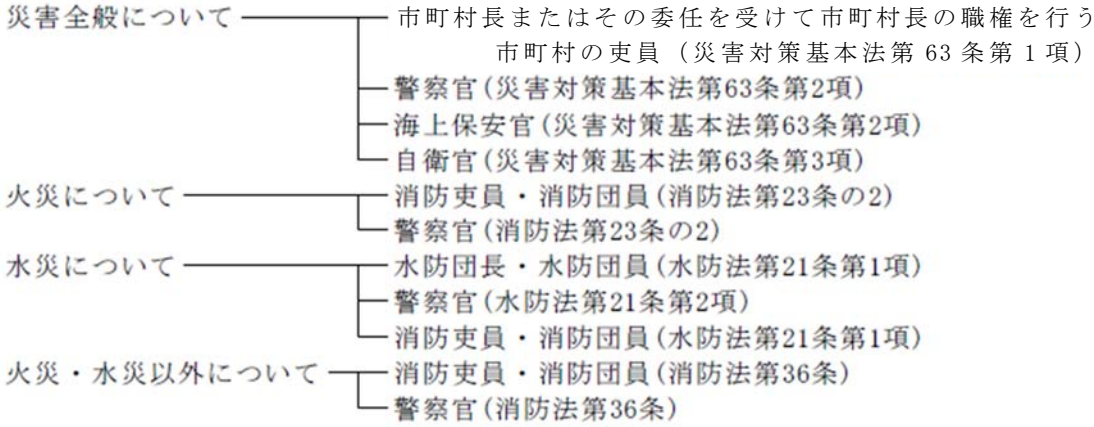

(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難所の開設及び避難者の誘導については、第 11 節災害救助計画第 4 款避難所の供与に定めるところによるものとする。

(4) 避難者の移送

避難者の立退きは、避難者が各自行うことを原則とするが、災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、第 11 節災害救助計画第 14 款救助物資等の輸送に定めるところによるものとする。

2 防災気象情報等と避難情報の連携

災害発生のおそれの高まりに応じて、住民がとるべき行動を５段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。

警戒レベルと対応する行動、情報は以下のとおりとする。

■警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報	
		避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル１	災害への心構えを高める	警報級の可能性		
警戒レベル２	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報・大雨注意報	氾濫注意情報	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル３	高齢者は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル４	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急) ※２	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※４
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※１	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害) ※３

※１：可能な範囲で発令
※２：緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
※３：洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当として運用する。ただし、村長は警戒レベル５の災害発生情報の発令基準としては用いない。
※４：「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて件とする。

3　避難勧告・指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)	・建物倒壊
・延焼火災	・水害(河川等)
・危険物漏えい(劇毒物、爆発物)	・その他

(2) 避難の勧告又は指示

村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

避難の勧告・指示等の発令基準は次のとおりである。

■警戒レベルと避難勧告･指示等の発令基準

【水害】

警戒レベル	避難情報	河川はん濫等
警戒 レベル３	避難準備・ 高齢者等 避難開始	ア～エのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 ア　一ツ瀬川の村所橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 4.9mに到達した場合 イ　一ツ瀬川の村所橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（4.5m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　村所橋上流の大藪川合流水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②　一ツ瀬川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ウ　軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが想定される場合
警戒 レベル４	避難勧告	ア～エのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。 ア　一ツ瀬川の村所橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 5.3mに到達した場合 イ　一ツ瀬川の村所橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.9m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　村所橋上流の大藪川合流水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②　一ツ瀬川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ウ　異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ　避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが想定される場合
	避難指示 （緊急）	ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。 ア　一ツ瀬川の村所橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） イ　異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれが高まった場合 ウ　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
警戒 レベル５	災害発生 情報	次の場合に、災害発生情報を発令する。 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

【土砂災害】

警戒レベル	避難情報	土砂災害
警戒 レベル３	避難準備・ 高齢者等 避難開始	ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 ア　宮崎県土砂災害危険度情報で「警戒　実況または予想で警戒基準値を超過（避難準備を開始する目安）」する場合 イ　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（警報級）２時間先までに警報基準に到達と予想（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）」する場合 ウ　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
警戒 レベル４	避難勧告	ア～エのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。 ア　宮崎県土砂災害危険度情報で「危険度１　２時間以内に基準値超過を予想（避難を開始する目安）」する場合 イ　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ウ　気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で、「非常に危険　２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）」する場合 エ　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
	避難指示 （緊急）	※緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。 ア　宮崎県土砂災害危険度情報で「危険度２　１時間以内に基準値超過を予想（避難を完了する目安）」する場合 イ　気象庁の土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、「極めて危険　すでに土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）」する場合 ウ　避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
警戒 レベル５	災害発生 情報	次の場合に、災害発生情報を発令する。 土砂災害が発生した場合

(3) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。

ア 発令者

イ 差し迫っている具体的な危険予想

ウ 避難対象地区名

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知する。

イ 村長はみずから避難の勧告または指示を行ったとき、または避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ｱ) 関係機関への連絡

村長及び県は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(ｲ) 住民への周知徹底

村長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

a テレビ、ラジオ、行政告知端末（ホイホイライン）、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のＳＮＳ（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・ＦＡＸ・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織（自治公民館）、近隣住民等による積極的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。

b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

c 広報車等による伝達

広報車により、地区を巡回して伝達するとともに、電話、急使等により自治公民館長、区長、消防部長を通じて周知徹底を図る。

(5) 避難勧告等の助言

村は必要に応じて、県及び宮崎地方気象台より避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言を受けることができる。

(6) 避難の勧告又は指示の解除

避難勧告又は指示等の解除の基準は次のとおりである。

■警戒レベルと避難勧告･指示等の解除基準

【水害】

警戒レベル	避難情報	河川はん濫等
警戒 レベル３	避難準備・ 高齢者等 避難開始	水位が避難判断水位（レベル３水位）である 4.9m及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。
警戒 レベル４	避難勧告	水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 5.3m及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からのはん濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。
	避難指示 （緊急）	

【土砂災害】

警戒レベル	避難情報	土砂災害
警戒 レベル３	避難準備・ 高齢者等 避難開始	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が解除され、かつ、宮崎県土砂災害警戒判定メッシュ情報及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」が解除された段階を基本とする。
警戒 レベル４	避難勧告	土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とする。 土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、国や県の助言を求め検討する。
	避難指示 （緊急）	

4　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）の伝達方法

(1) 避難の勧告及び指示（緊急）は次の事項を明らかにして発するものとする。

ア　発令者

イ　避難の理由

ウ　避難日時、避難先及び避難経路

(2) 村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）をしたとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して、次の方法のうち実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

ア　避難信号による伝達

洪水にともなう避難の勧告又は指示の伝達は、次の水防信号によるものとする。

種　　別	水防信号	警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号			
避難の勧告 又は指示 （緊急）	避難信号	乱　　打	約１分 ○	約５秒 休　止	約１分 ○	約５秒 休　止

イ　放送による伝達

必要に応じて放送機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。

ウ　広報車等による伝達

広報車により、地区を巡回して伝達するとともに、電話、急使等により自治公民館長、区長、消防部長を通じて周知徹底を図る。

5　避難実施の方法

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。

ア　高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者

イ　防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

ア　避難の誘導は消防団等が行う。

イ　避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。

ウ　誘導に当たっては、混乱を避けるため可能な地域においてはその実情に応じ、避難経路を複数選定しておく。

エ　避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

オ　避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、または要救出者の有無を確かめる。

6　警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

ア　村長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、村長（権限の委託を受けた村職員を含む。）が現場にいないとき、または村長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 村長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 村長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

7　避難場所への職員等の配置

村が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため村職員、消防団員又は警察官を配置する。

8　避難場所における救護等

(1) 避難場所に配置された村職員、消防団員又は警察官は自主防災組織（自治公民館）等の協力を得て次の事項を実施する。

ア　火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

イ　避難した者の掌握

ウ　必要な応急の救護

エ　状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

(2) 村が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

9　避難状況の報告

(1) 村は、自主防災組織（自治公民館）及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に揚げる避難状況の報告を求める。

ア　避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ｱ) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

(ｲ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ｳ) 村に対する要請事項

イ　避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。

(ｱ) 避難場所名

(ｲ) 避難者数・避難世帯数

(ｳ) 必要な救助・保護の内容

(ｴ) 村に対する要請事項

(2) 村は、避難状況について、県へ報告する。

第２款 避難所の開設、運営

1　避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、総務班の指示により消防団において行う。避難所を開設した時は各避難所ごとに必要に応じ職員を派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当らせる。

ア　基本事項

(ｱ) 対象者

避難所を設置した場合は、以下によらず避難して来るすべての被災者を適切に受け入れることが望ましい。

a 災害によって被害を受けた者

(a) 住家が全壊（焼)、半壊（焼）等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け日常起居する場所を失った者

(b) 自己の住家の被害に直接関係はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)

b 災害によって被害を受けるおそれがある者

(a) 避難勧告又は指示を受け避難しなければならない者

(b) 避難勧告又は指示は受けないが、緊急に避難することが必要である者

(ｲ) 開設場所

a 避難所はあらかじめ整備された施設を利用する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借上げて設置する。

b 被害が激甚のため、a による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村に収容を委託しあるいは建物又は土地を借り上げて設置する。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

c 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

d 避難所開設のための作業は、でき得る限り労力奉仕によるが、野外仮設、便所仮設のために特別な技術者を要する場合は技術者を雇い上げて行う。

e 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

(ｳ) 設置期間

a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。

b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめる。

d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限 7 日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議する。

(ｴ) 県への報告

村長は、避難所を設置したときはただちに避難所開設状況（開設の日時･場所･収容人員･開設期間の見込み）を知事に報告する。

(ｵ) 県への要請

村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ その他

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されたとしても原則として開設しない。

(2) 避難所の運営

村は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織（自治公民館）、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として村職員又は消防団員による管理責任者を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

(ｱ) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。

(ｲ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収

容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

(ｳ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

(ｴ) ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

(ｱ) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

(ｲ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

・畳、マット、カーペット
・間仕切り用パーテーション
・冷暖房機器
・仮設風呂・シャワー
・洗濯機・乾燥機
・仮設トイレ
・その他必要な設備・備品

(ｳ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(ｴ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。

(ｵ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。

(ｶ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。

ａ 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置

ｂ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。

ｃ 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

ｄ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。

ｅ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

ｆ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する

こととし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(ｷ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治公民館（自主防災組織）や村職員、消防団、民生委員・児童委員等による見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第３款 被災者の把握

１ 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項

(ｱ) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号

(ｲ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年

(ｳ) 親族の連絡先

(ｴ) 住家被害の状況や人的被害の状況

(ｵ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況

(ｶ) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
(ｷ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
(ｸ) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしいない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、ＮＰＯやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、災害時要援護者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。

2 被災認定

村は被災認定を、「第 3 章第 16 節第 1 款　災害救助法の適用」の基準により行う。

第４款 避難生活環境の確保

1　避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

村は、要配慮者（高齢者や乳幼児等）の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

村は県と連携し、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

ア　村は県と連携して、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ　巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ　継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

ア　村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ　村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

村は県と連携して、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

村は県と連携して、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報等の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第５款 要配慮者への配慮

１ 要配慮者に配慮した応急対策の実施

災害時における要援護者の支援については、「西米良村災害時要援護者避難支援プラン」を別に作成する。

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

(2) 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

ア 一般の避難所での対策

(ｱ) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。

(ｲ) 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。

(ｳ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。

(ｴ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がいに対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

(ｵ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請す

る。

(ｶ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意する。

(ｱ) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。

(ｲ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。

(ｳ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

2 関係団体等との連携

村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織（自治公民館)、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、赤十字宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

村は県と連携して、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 要員の確保

村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2) 安否確認、救助活動

村は県と連携して、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

村は県と連携して、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、村所有車両や社会福祉施設所有の車両等により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

村は県と連携して、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

村は県と連携して、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

村は県と連携して、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、

巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

村は県と連携して、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ｱ) 村は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。

(ｲ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。

(ｳ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

村は県と連携して、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は県と連携して、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て在日外国人、訪日外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は県と連携して、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて速やかに(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じ、村においても、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第６款 応急住宅の確保

1 基本事項

応急仮設住宅の供与及び応急修理は原則として知事が行う。なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、村長が行う。

知事が村長に委任した場合又は救助法の適用にいたらない場合は、以下の基準で村民班が行う。

2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(2) 設置戸数の決定

応急仮設住宅の設置数は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

(4) 規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当り 29.7 ㎡を基準とする。また構造は一戸建、長屋建、あるいはアパート式建築のいずれでも差しつかえない。

(5) 費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、付帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて一戸当り平均 2,342,000 円以内とする。

(6) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

なお、建設業者の一覧表は、資料編―資料-35 のとおりである。

(7) 入居者の選定等

県は村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。なお、村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課（総務課）、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

・生活保護法の被保護者並びに要保護者
・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
・前各号に準ずる者

(8) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

(9) 応急仮設住宅の管理

ア　県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。
ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市町村長に委任することができる。

イ　管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

ウ　応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置するよう努めること。

エ　応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

(10) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(11) 地域社会づくり

ア　応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ　自治公民館（自主防災組織）では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。

ウ　応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治公民館（自主防災組織）活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

エ　高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治公民館（自主防災組織）を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(12) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

ア　恒久住宅需要の的確な把握

イ　住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ　公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ　高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ　その他、住宅等に関する情報の提供

3　被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から１ヶ月以内とする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を村を通じて速やかに把握し、村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維

持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

修理のため支出できる費用の限度は、１戸当り 500,000 円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課（総務課）、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 半焼、半壊又は準半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

村は建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。村長は、この事務について、村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

第７款 広域一時滞在

村は、必要に応じて広域一時滞在について県と協議を行う。

第８節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

実施担当	総務班、福祉健康班、建設班

第１款 食料の供給

１ 炊出しその他による食料の給与

村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

なお、災害時における罹災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、村長が直接又は知事の委任を受けて行う。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

ア　主食

応急用米穀の供給は「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」に基づいて、次により実施する。

(ｱ) 応急配給の措置

村長は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を直ちに知事に申請し、供給の措置をとる。

なお、災害救助法が発令された場合で、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の取引に関する知事の支持を受けない場合、村長は災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある災害救助用米穀について、最寄りの農政事務所長、又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して緊急引渡文書をもって要請する者とする。

(ｲ) 応急供給の方法

主食の配給は福祉健康班が行うものとし、供給の方法、その他配給の手続き等については、「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」による。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

村は多大な被害を受けたことにより、村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、以下を踏まえ、必要に応じて漬物及び野菜等

の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

なお、主食、副食の調達先及び調達可能量は、資料編―資料-36 のとおりである。

ア　食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ　乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

ウ　食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

2 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

村はあらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

村は県と連携して、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期する。

村は県と連携して、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第２款 飲料水の供給及び給水の実施

1　飲料水の供給

村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1 人 1 日当たりの所要給水量は、3 リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア　飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのち使用するものとし、飲料水は、末端給水箇所において、塩素の残留効果が 0.1mg/ℓ以上あることを適宜測定し確認する。

イ　供給の方法は、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも検討する。

(ｱ) ろ水器によるろ過給水

a 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

b ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送用容器」という。）に入れ、自動車等により搬送するなど適切な方法により給水する。

(ｲ) 容器による搬送給水

a 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水量等を定める。

b 取水した水は、給水車（給水車に代用できる散水車、消防車等を含む。以下同じ。）又

は搬送用容器に入れ自動車等により搬送し給水する。

c その他の給水

ろ水器によるろ過給水又は給水車、自動車等による搬送給水開始までに、飲料水を供給する必要がある場合はヘリコプター等による給水を行う。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。

2　応急給水の実施

(1) 公平で効率的な応急給水

村は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。

(2) 応急給水基本計画

村は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を適宜見直す。

(3) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、地域外からの応援水道事業者を受け入れる場合は、その作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行う。

(4) 重要施設の優先的給水

村は、医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行う。

3 供給の費用及び期間

(1) 費用

飲料水の供給に必要な費用は、次のとおりである。

ア　ろ水その他給水に必要な人夫費及び輸送費。

イ　ろ水器その他の給水に要する機械機具の借上費、修繕費及び燃料費。

ウ　浄化用の薬品及び資材費。

(2) 期間

供給期間は、災害発生の日から 7 日間以内とする。

(3) 水利の状況

水利の種別、所在及び水量は資料編―資料-37 のとおりである。

(4) 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行う。

なお、施設の管理者は、応急工事施行等の対策をあらかじめ定めておく。

第３款 生活必需品の供給

1 生活必需品の給(貸)与

村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必帯品を、現物備蓄等から給(貸)与する。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者で、次のアに掲げる者であってイウ

に該当する者とする。

ア　災害により住家に被害を受けた者

住家の被害の程度は、全壊（焼）、半壊（焼）であって、非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

イ　被服、寝具その他生活上必要な最少限の家財道具をそう失した者。

ウ　被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア　衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与は、福祉健康班において救助物資配分計画表を作成し、物資支給責任者を決め、自治公民館長及び区長の協力を得て世帯の構成員数に応じ実施する。

(ｱ) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与する。

(ｲ) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与する。

イ　所要物資については、県において調達する。ただし、救助法の適用にいたらない場合の調達は、福祉健康班において行う。

(4) 品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

(例)

① 寝具(毛布等)

② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等)

③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)

④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)

⑨ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

村は多大な被害を受けたことにより、村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第９節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班

大規模災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

第１款 保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、村は県と連携して、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障がいを生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

1　健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーテーションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(2) 巡回健康相談の実施

ア　村は県と連携して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ　村は県と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア　村は県と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ　村は県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

村は保健所に心の相談所の設置を要請する。また、必要に応じて、ＤＰＡＴの派遣要請を行う。

イ 心の相談所は、ＤＰＡＴの派遣等支援体制の進展に応じて、次のとおり救護活動を実施する。

(ｱ) 第一段階

a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

b ＤＰＡＴ活動拠点本部を通じた保健所とＤＰＡＴ先遣隊・ＤＰＡＴとの連携

(ｲ) 第二段階

a ＤＰＡＴによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ｳ) 第三段階

a 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(ｴ) 第四段階

a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動

b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発

c ＤＰＡＴ活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有

d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、村は県と連携して「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第２款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

村は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な訓練を行うなど、防疫上必要な措置を行う。

防疫実施のための防疫班の編成は資料編―資料-38 のとおり。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は県と連携して、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

村は県と連携して、被害の状況などを考慮し、災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

村は県と連携して、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

なお、防疫用薬剤の調達先、調達可能量は資料編―資料-29 のとおりである。

(5) 防疫措置等の実施

村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 患者等の措置

災害地に発生した一類・二類感染症患者、第二種感染症指定病院に入院させる。

災害の状況によって感染症指定病院に収容困難なとき又はその他の感染症が集団発生した場合には高鍋保健所長と協議し対応する。

(7) 予防教育及び広報活動

村は県と連携して、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(9) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和 40 年 5 月 10 日付け衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 愛護動物の救護の実施

(1)愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2)被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管
イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管
ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管
エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
オ　愛護動物に関する相談の実施等

第３款 災害廃棄物処理

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡する。

(2) 作業体制の確保

ア　人員、資機材等の確保

村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　応援要請

村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア　災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ｱ) 村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(ｲ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。村は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ｳ) 損壊家屋については、石綿やＰＣＢ等の有害物質、ＬＰガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(ｴ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

イ　仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

2 避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア　村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ　村はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア　人員、資機材等の確保

清掃実施のための清掃班の編成は、資料編―資料-39 のとおりである。

村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ　応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア　避難所ごみ、生活ごみの収集

ごみ及びし尿処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める基準に基づいて、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に実施する。

また、清掃用薬剤の調達先、調達可能量は資料編―資料-29 のとおりである。

イ　住民への広報

村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

3　し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア　村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ　村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ　村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア　人員、資機材等の確保

清掃実施のための清掃班の編成は、資料編―資料-39 のとおりである。

また、清掃用薬剤の調達先、調達可能量は資料編―資料-29 のとおりである。

イ　応援要請

(ｱ) 村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(ｲ) 村は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア　処理施設の復旧と収集・運搬の実施

村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、民間業者等と連携し、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ　住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ　河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ　仮設(簡易)トイレの設置

村は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど､比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討する。

第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

実施担当	総務班、医療班、村民班、消防団

第１款 行方不明者及び遺体の捜索

1　捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、村が、県・県警察本部及び消防団等の協力のもとに実施する。

対象者は、災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

2　捜索活動の実施

村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察等の協力を得て、村職員、消防団員、自主防災組織（自治公民館）、地元のボランティア等と捜索する。

遺体捜索の計画は総務班が行い捜索活動は災害の規模に応じて捜索班を編成し必要に応じ関係機関及び地域住民の協力を求めて実施する。

ア　捜索の費用及び期間

(ｱ) 費用

借上費、修繕費、燃料費の実費とする。

(ｲ) 期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

第２款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

1　遺体の検視、検案

(1) 村は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者(遺族等または村長)に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、 遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配意する。

(3) 村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(4) 警察は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てＤＮＡ型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。

(5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに村長に引き渡す。なお、戸籍法第 92 条第 1 項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行う。

(6) 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力する。また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

2　遺体の安置、一時保存

遺体の措置は村が実施する。ただし、村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

上記により行う遺体の措置への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

(1) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が処理できないもの。

(2) 遺体の措置の方法

ア　遺体の措置の計画及び実施は医療班主体として処理班を編成し必要に応じて地区住民等の協力を求めて実施する。

イ　変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規制に定める検視を待つものとし、この計画による遺体の処理に着手しない。

ウ　遺体の身元が判明している場合は原則として遺族、親族又は当該市町村長に連絡の上、遺体を引渡す。

エ　検視、検案を終えた遺体は、村の設置する遺体収容所に収容する。

(ｱ) 遺体検案所・収容所(安置所)の設置

村は被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物､公園等)に遺体の検案所･収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した地域では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて村は、周辺地域への設置、運営に協力を要請する。

(ｲ) 棺の確保

村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(ｳ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のための措置として行うもので遺体の撮影等により、身元確認の措置をとる。

(ｴ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合等において、遺体を特定の場所（神社等の施設の利用又は学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。

(3) 処理の費用及び期間

ア　費用

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当り 3,300 円以内。

(ｲ) 遺体の一時保存

a 既存建物利用借上実費

b 既存建物が利用できないとき 1 体当り 5,000 円以内（人夫賃輸送費を含む）

(ｳ) 検案

救護班によるものを原則として、これらによらない場合は当該地域の慣行料金の額以内（検案料のみで、検案書の作成に要する費用は認められない。）

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(4) 他市町村において罹災した遺体が漂着した場合等の措置

ア　遺体の身元が判明している場合は、その遺族親戚縁者又は被災地の市町村長に連絡して引取らせる。ただし、被災地域に救助法が発令されている場合にあってはこれを引取るい

とまがない場合は知事に遺体漂着の日、時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ　遺体の身元が判明しない場合であって、救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、アと同様に取扱う。なお、遺体の取扱いに関しては遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影して記録として残しておく。

ウ　遺体の身元が判明せずかつ被災した市町村が推定できない場合は、行旅病人、行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

3　遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、村民班が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

(3) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が埋葬を行うことが困難なもの。

(4) 埋葬の費用及び期間

ア　費用

大人（満 12 才以上）	1 体当り	199,000 円以内
小人（満 12 才未満）	1 体当り	159,200 円以内　（人夫賃、輸送費を含む）

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4 遺体の捜索、処理等に必要な機械、器具の借上げ

遺体の捜索、処理等に必要な機械、器具等の借上げはその都度村長が定める。

5 遺体収容所の状況

遺体収容所の所在、名称、収容能力等は、資料編―資料-40 のとおりである。

6 火葬場の状況

火葬場の所在、名称及び処理能力は、資料編―資料-41 のとおりである。

7 埋葬場所の状況

埋葬場所の所在、名称及び埋葬能力は、資料編―資料-42 のとおりである。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

実施担当	総務班、むら創生班

第１款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

１．警察が行う災害時における公安警備活動のうち、村に関係のある事項は県防災計画及び宮崎県警察警備計画ならびに警察署災害警備計画による。
２．村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、西都警察署長に連絡するものとし、両者は緊密に協力する。
３．村長が、警察官の協力を求める場合は、原則として西都警察署長に対して行う。
４．村長が、警察官の出動を求める場合は、西都警察署長を経て、災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第２款 帰宅困難者対策

村は県と連携して、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

実施担当	総務班、建設班

第１款 公共土木施設等の応急復旧

1　道路の応急復旧

(1) 道路施設の防護

ア　村長は、常に村の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。

イ　村長は、自動車の運転者、地区の住民等が道路の決壊、崩土、橋梁流失等の災害が発生した場合は、直ちに村長に報告するように指導啓蒙しておく。

ウ　村長は、村が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を西都土木事務所長に報告する。

(ｱ) 被害の発生した日時及び場所

(ｲ) 被害の内容及び程度

(ｳ) 迂回道路の有無

(2) 応急措置

村長は、村が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路がある場合はこれを利用して交通を確保する。

(3) 応急工事

ア　応急工事の体制

(ｱ) 要員及び資材の確保

村長は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

a 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

b 地元建設業者の現況把握及び緊急時における協力要請の方法

c 応急工事の施行に必要な資機材の確保

d 建設機械等の現況把握及び緊急時における調達の方法

(ｲ) 応援又は派遣の要請

村長は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、「第 3 章第 3 節第 2 款　自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をするとともに、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

イ　応急工事の実施

村長は、次により災害時における道路施設の応急工事の迅速な実施を図る。

(ｱ) 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

a 排土作業又は盛土作業

b 仮舗装作業

c 障害物の除去

d 仮道、さん道、仮橋等の設置

(ｲ)応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

(4) 建設機械の調達

建設機械の調達先、種別は資料編―資料-34 のとおり。

(5) 情報の連絡・広報

村は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、県本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、県等に報告し、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

3 農業用施設の応急復旧

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設については受益者からの通報があった場合、村は協力して点検を行う。農道については村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

用水施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先して補修を行う。

(3) 農道の交通確保

村は、路面に崩落した土砂等がある場合、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先して補修を行う。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

実施担当	総務班、建設班、村民班

第１款 ライフライン途絶時の代替対策

1　上水道停止時の代替措置

「第 3 章第 8 節第 2 款　飲料水の供給及び給水の実施」参照

2　下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

村は、避難場所、避難所等に下水道ＢＣＰに基づき仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3　電力停止時の代替措置（九州電力株式会社(宮崎支社)）

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

4　電話停止時の代替措置（西日本電信電話株式会社(宮崎支店)）

(1) 警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入（平成 11 年３月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(2) 消防 119 番通話

故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

(3) 特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア　特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ　街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(4) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合せやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法は、資料編―資料-43 のとおりである。

第２款 ライフライン施設の応急復旧

1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

村は、村外の他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を策定し、定期的に見直しを行う。

(2) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、地域外からの応援水道事業者を受け入れる場合は、その作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

村は、医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようにしておく。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

村は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧

村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア　下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、移動式発電機により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、影響のあった地域から下水を排除させるため、仮設ポンプ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

ア　情報の連絡

村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、県本部に密に連絡する。

イ　住民への広報

村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3　電力施設の応急復旧

(1) 九州電力における電力施設

ア　災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

＜災害対策組織図＞

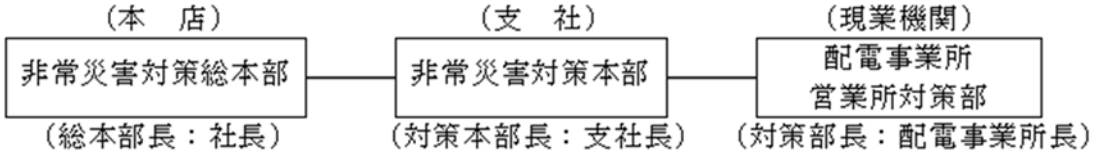

イ　災害時における情報の収集、連絡

(ｱ) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及び NTT 電話等を利用して行うこととする。

(ｲ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a　一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(c) 対外対応状況

（地方公共団体の本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(d) その他災害に関する情報(交通状況等)

b　当社被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響

(c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(d) 従業員の被災状況

(e) その他災害に関する情報

(ｳ) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ｴ) 通話制限

a　災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

b　防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

ウ　対策要員の確保

(ｱ) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(ｲ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。な

お、供給区域内において震度５弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

(ｳ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

エ　災害時における復旧資材の確保

(ｱ) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a　現地調達

b　対策組織相互の流用

c　他電力会社等からの融通

(ｲ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

(ｳ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

オ　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

カ　災害時における応急工事

(ｱ) 応急工事の基本方針

a　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

b　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(a) 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(b) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

(c) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(d) 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

(e) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(ｲ) 復旧計画

a　対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

(a) 復旧応援要員の必要の有無

(b) 復旧要員の配置状況

(c) 復旧資材の調達

(d) 復旧作業の日程
(e) 仮復旧の完了見込み
(f) 宿泊施設、食糧等の手配
(g) その他必要な対策

b　上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(ｳ) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設　備　名	復　　旧　　順　　位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

キ　災害時における広報

(ｱ) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(ｲ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4　通信施設の応急復旧（西日本電信電話株式会社(宮崎支店)）

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

ア　社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡

を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

ア　復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「ＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ　非常召集と自主出社

(ｱ) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(ｲ) ＮＴＴ西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ　グループ一体となった復旧体制

ＮＴＴ西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ　広域応援体制

大規模災害発生時に、ＮＴＴ西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

＜レスキュー隊＞

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ　防災訓練

大規模災害時に備え、定期的に実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

図－NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図

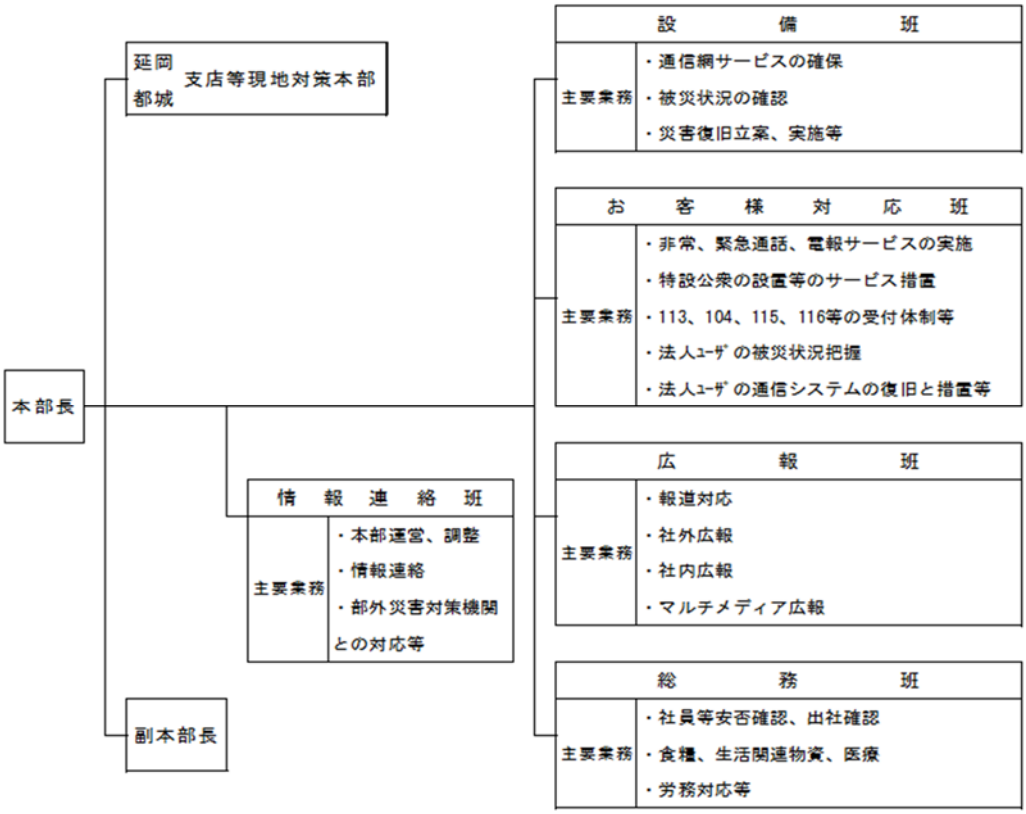

(3) 資機材の確保

ア　各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

＜ＮＴＴの主な災害対策用機器・資材＞

・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
・衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ　広域調達体制

ＮＴＴ西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ　緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機器・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア　復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復

旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの。

電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各１回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話１個以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の10(%)以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関(第１順位)の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。 尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に１契約回線以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の10(%)以上
	電報サービス		・電報中継回線１回線以上
	専用サービス等	専用サービス	・重要通信を確保する機関（第１順位）の専用回線各１回線以上 ・テレビジョン放送中継回線１回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用線の10(%)以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用線の10(%)以上
		社内専用線	・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の当該回線各１回線以上 ・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第二順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第２順位）の加入電話回線各１回線以上 ・人口１千人当たり公衆電話１個以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関(第２順位)の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。　尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に　１契約回線以上
	専用線サービス等		・重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第２順位）の当該回線各１回線以上 ・第２順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第三順位	第１順位、第２順位に該当しないもの。		

（注）その他新規のサービスについては、別途定める。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア　マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ　広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

第１款 被災者・村民への的確な情報伝達

1 村における広報担当

村における災害情報、被害状況等の広報は総務班が行う。

2 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

村は県と連携して、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

① 家族、縁故者等の安否
② 不足している生活物資の補給
③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
④ メンタルケア
⑤ 介護サービス
⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、村職員、県職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
② 病院通院介助
③ 話相手
④ 応急仮設住宅への入居募集
⑤ 縁故者への連絡
⑥ 母国との連絡

3 生活情報の提供

村において収集した災害情報及び応急対策等の村民に対する広報は、次の方法による。

① 行政告知端末又は広報車により広報を行う。
② 防災行政無線により広報を行う。
③ 写真、ポスターを貼付又は配布する。
④ 洪水ハザードマップを配布する。
⑤ 報道機関を通じて周知を図る。
⑥ インターネットを活用する。

第２款 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

村は県と連携して、2 に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、村、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

村、県各部局は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

＜相談窓口の例＞

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第３款 村民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第15節 自発的支援の受入れ

実施担当	総務班、むら創生班、福祉健康班、教育班

第１款 自治公民館（自主防災組織）等との連携

大規模な地震が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、自主防災組織としての自治公民館の役割及び村内各種団体等の協力が必要不可欠となっている。

このため村は、災害応急対策の実施や被災者の生活救援のため、必要に応じ各種団体等への協力を要請し、連携体制を構築し、被災者のニーズや支援活動を推進する。

第２款 ボランティア活動の受入れ

1　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については本部内にボランティア調整グループを編成し、村社会福祉協議会等と連携してボランティアの総合調整を図る。

(2) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

(3) 「受入れ窓口」の運営

ア　ボランティア現地本部の活動内容

① 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
② ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
③ 活動中のボランティアへの支援
④ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
⑤ 被災者やボランティアに対する情報提供
⑥ ボランティア連絡会議の開催
⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
⑧ 本部との連絡調整
⑨ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
⑩ ボランティアコーディネーターの受入れ
⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

イ　ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボ

ランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

① ボランティア現地本部の支援
② 県内外からのボランティアの登録と派遣
③ 全国からの支援の受入れと提供
④ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
⑤ 被災地本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

ウ　ボランティア支援本部

① 報道機関等への情報提供・広報
② パソコン・ＦＡＸ等を活用した情報提供
③ 他都道府県からの支援受入れと要請
④ ボランティア現地本部や災害対策本部のボランティア調整グループとの連絡調整

2　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を必要に応じて配置し村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに県・村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア　災害・安否・生活情報の収集・伝達
イ　避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
ウ　在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
エ　配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
オ　その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

村は県と連携して、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

村は県と連携して、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

村は県と連携して、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

ア　被災地では基本的に２人以上で行動する。
イ　被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
ウ　被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
エ　女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

3　地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

ついては、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・村との連携・協力体制の構築に努める。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア　平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

・避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に対する周知活動
・危険箇所の点検活動
・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
・地域でのパトロール活動
・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ　災害時における主な地域安全活動

・地域での安全パトロール活動
・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
・高齢者等の弱者宅訪問活動
・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第３款 義援物資、義援金の受入れ

１　災害義援物資の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア　品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で１包みとすること。
イ　梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
ウ　物資は、新品が望ましいこと。
エ　物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
オ　物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

村、県及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

村は物資の配送を受けた場合、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分封画書等を作成の上、計画的に配分する。

2 義援金の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第３者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第16節 災害救助法の適用

実施担当	総務班

第１款 災害救助法の適用

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、村長は知事の補助機関として実施する。ただし、法第 30 条第 1 項の規程により委任された救助については、村長がこれを行う。

(救助の種類)

① 避難所及び応急仮設住宅の供与
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④ 医療及び助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 被災認定の基準

救助法の適用にあたっては、村が被害状況の把握及び認定を次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯 1 世帯をもって被災世帯 1 世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって被災世帯 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては 3 世帯をもって被災世帯 1 世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア　住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

イ　住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

ウ　住家の一部損壊（準半壊）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 10%以上 20%未満のもの。

エ　住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア　住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断､独立しており､日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

イ　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

１棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 災害救助法の適用基準

西米良村における救助法適用基準は、おおむね次のとおりである。

各自治体の災害救助法の適用基準は、資料編―資料-46 のとおりである。

(1) 村内の住家の被害が、次の基準に達したとき。

村内の人口	被害世帯数	摘要
1,089 人	30 世帯	平成 27 年国勢調査人口

（注）被害世帯とは、全壊（焼）流出等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊（焼）床上浸水等により被害をうけた場合は、一世帯をそれぞれ半壊（焼）にあっては全壊（焼）流出等の２分の１世帯、床上浸水にあっては、３分の１世帯として換算する。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が、1,500 世帯以上である場合であって村内の被害が次の基準に達したとき。

村内の人口	被害世帯数	摘要
1,089 人	15 世帯	平成 27 年国勢調査人口

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村内の被害状況が、特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 村内の被害が次の何れかに該当し、知事が特に救助を必要と認めたとき。

ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ　多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 救助法の適用手続

(1) 災害に際し、村における被害が２の救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、災害報告要領により村長は、直ちにその旨を知事に報告する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

5 救助の組織

本部が設置された場合における救助の組織は、「第３章第１節第１款　災害対策本部等の設置」に定めるところによる。なお、本部を設置するにいたらない場合においては、平常の組織をもって対処する。

6 災害救助法による救助の程度と期間

災害救助基準は、資料編―資料-47 のとおりである。

第17節 文教対策

実施担当	医療班、教育班

第１款 学校教育対策

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

村立学校の応急教育は、教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

ア　応急教育計画の作成

教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

イ　被害調査

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育班と連携して応急教育実施のための場所を確保する。(資料編―資料-45)

《 応急教育の場所 》

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	・特別教室　・屋内運動場　・２部授業を実施
校舎の全部が被害を受けた場合	・公民館等の公共施設、被害を受けていない小中学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	・公民館、公共施設等 ・応急仮設校舎の設置

ウ　応急学級編成

教育班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等災害時の教育課程の編成を行い、速やかに児童生徒及び保護者に周知する。

エ　応急教育の内容

応急教育における指導内容については、おおむね次のとおりとする。

《 生活に関する指導内容 》

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
・飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ・衣類、寝具の衛生指導 ・住居、便所等の衛生指導 ・入浴その他身体の衛生指導	・児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ・児童生徒相互の助け合いの精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は村教育委員会の了

解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ア　校長の措置

(ｱ) 事前準備

a　校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。

b　校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じる。

(a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。

(b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。

(c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。

(d) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。

(e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知する。

(ｲ) 災害時の体制

a 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

b 学校長は、教育班と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。この場合、児童・生徒は、学校において保護者に引渡す。保護者に引渡しができない児童・生徒は、学校内で保護する。

c 学校長は、児童・生徒・職員・施設及び設備等の災害状況を速やかに把握し、教育班を通じて本部に報告する。

d 勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は、所属の学校に参集し、村が行う災害応急復旧対策に協力する。また、学校長は、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。

e 学校長は、参集した教職員の所属・職・氏名を確認し、教育班がこれをまとめて本部に報告する。

f 本部長は、教育班を通じて学校長に対し適切な緊急対策を指示する。

g 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

h 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策を行う。校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、村教育委員会に要請を行う。

(5) 教職員補充措置

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《 教育実施者の応急確保策 》

- 臨時学級編成による教育
- 県教育委員会に他市町村からの応援要請
- 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

（当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。）

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、村は県と連携し、援助支援を行う。

(1) 教材・学用品の給与の対象

災害により住家に被害を受け、教材・学用品を喪失、又はき損し、就学に支障がある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を給与する。

教科書、学用品等	配給方法
教科書、文房具・通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	他機関への救援要請

(2) 教材・学用品の給与の期間

救助法が適用された場合の給与期間は、災害発生の日から教科書は１ヶ月以内、その他については 15 日以内と定められている。但し、交通通信の途絶による学用品の調達、輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

(3) 教材・学用品の給与の方法

給与は、次のとおりに実施する。

① 教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

② 学用品、文房具については、被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成する。

③ 教科書、文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに配分する。

④ 救助法が適用されない場合の教材・学用品については、教育委員会、学校であらかじめ購入計画をたてておく。

学用品の調達先は、資料編―資料-14 のとおりである。

(4) 教材・学用品給与の費用の限度

被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物給付をもって実施する。

(5) 学資等の援助措置

天災その他不慮の災害により、学資等の負担に耐えられなくなった児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

3 学校給食の応急措置

災害の長期化、又は学校施設が被災して通常の教育環境でなくなった状態で応急給食を行う場合、教育委員会は、応急給食の実施について関係機関と協議する。但し、次の場合には応急給食を実施しない。

① 災害により給食物資の調達が困難な場合

② 共同調理場が被害を受けたため、調理が不可能な場合

③ 共同調理場が災害救助のため使用される場合

④ 衛生的な調理環境が保たれていない場合

⑤ その他、給食の実施が外因的な事情により不可能な場合

4 災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

ア　校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を施す。

イ　校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

施設内における児童生徒の救護は、原則として当該学校医、学校歯科医、薬剤師並びに養護教諭等がこれに当たる。

教育班は、医療班と協力し、児童生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生の確保に努める。

災害後の感染症、防疫対策については、学校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

ア　「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。

イ　災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害直後の教育現場において、教職員は、児童・生徒のストレス反応等の様子に注意を払い、随時、状況を「教育班」に報告する。「教育班」は、被災した児童・生徒の健康管理と併せて、専門医やカウンセラーの派遣等によるカウンセリング(心理学的援助)を実施するものとし、児童生徒及び教職員への心のケアについての支援に努める。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア　教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

イ　多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア　児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ　家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第２款 文化財保護対策

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

教育委員会は自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていく。

文化財の現況は、資料編―資料-48 のとおりである。

第18節 農林水産関係対策

実施担当	農林班

第１款 農産物応急対策

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は、台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、周知徹底をはかるとともに、必要な指導を行う。

(2) 事後対策

台風等災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、周知徹底をはかるとともに、必要な指導を行う。

2 農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア　災害により農産物のまきかえ、及び植えかえを必要とする場合は、村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ　村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をまとめて管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

ウ　県は連合会等から種苗の斡旋依頼の要請があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保をはかる。

(2) 病害虫防除対策

ア　緊急防除対策の樹立

村長は、県の行う災害による病害虫緊急防御対策に従い、具体的な防除を指示する。

イ　農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、村においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

村長は、家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、獣医師会の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し必要な防疫を実施する。

災害による死亡家畜については家畜の飼養者をして、村に届出を行なわせるとともに家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

ア　被災家畜には伝染病疫病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、防疫班及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ　災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班派遣を要請する。

(3) 飼料の確保

村長は、災害により飼料の確保が困難となったときは、県に対し必要数量の確保及び供給について斡旋依頼を行う。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種畜ならびに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその生産を確保するための斡旋を依頼する。

(2) 病害虫等の防除指導

災害により、水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生蔓延のため必要がある場合は、県に指導を仰ぐ。

5 林産物応急対策

村長は、関係機関と協力し、貯木場における流木対策として次の措置を講ずる。

(1) 災害が発生するおそれがある場合においては、その災害情報を木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。

(2) 災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ木材所有者等に対し予防措置に必要な資材等の準備について指導・啓発する。

(3) 木材が流出するおそれがある場合は、その所有者等に対してその木材をそれぞれ安全な場所に搬出し確実に固縛するよう指導又は勧告する。

(4) 搬出不可能な山元貯木場で木材が流出するおそれがある場合は、その所有者等に対し流木防止処置をするよう指導又は勧告する。

(5) 木材が流出した場合、村長はただちに警察、土木事務所及び下流の市町へ通報する。通報を受けた下流の市町は、ただちに警察、土木事務所等へその旨連絡する。

第４章 災害復旧・復興対策

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

実施担当	総務班

村、県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第１款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第２款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進する。この場合、被災地である村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、国や県に財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２節 迅速な現状復旧の進め方

実施担当	総務班

第１款 公共施設災害復旧事業計画

第１項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第２項 対策

1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 上下水道災害復旧事業計画
(4) 住宅災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(6) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
(7) 学校教育施設災害復旧事業計画
(8) 社会教育施設災害復旧事業計画
(9) 復旧上必要な金融その他資金計画
(10)その他の災害復旧計画

2　村における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行なわれるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。特に災害復旧資金の必要を生じた場合は緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

第２款 激甚災害の指定

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第３節 計画的復興の進め方

実施担当	総務班

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。なお、基本法第 28 条の２第１項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき対応する。

第１款 災害復興対策本部の設置

村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第２款 災害復興方針・計画の策定

1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、議会議員、村民代表、行政関係職員等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を村民に公表する。

2 災害復興計画の策定

村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、被災地域復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第３款 災害復興事業の実施

1 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

村は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第４節 被災者の生活再建等の支援

実施担当	総務班、村民班

第１款 被災者への広報及び相談窓口の設置

1 総合相談窓口の設置

村は県と連携して、「第 3 章第 14 節第 2 款　相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

2 総合相談窓口の設置

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため県と共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、福祉こどもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、
総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、ＮＴＴ、村、村社会福祉協議会

第２款 生活確保資金の融資等

第１項　基本方針

村、県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、村は県と連携して、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図る。

第２項　対策

1 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害弔慰金等の支給

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 法 82)に基づき、村条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。なお、費用負担は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 となっている。

災害弔慰金等一覧は、資料編―資料-49 のとおりである。

3　災害援護資金の貸付

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 法 82)に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 をそれぞれの村に、無利子で貸付けることとなっている。

災害援護資金	対災象害	自然災害 ―― 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害	
	貸付限度額	①世帯主の１ヶ月以上の負傷	150万円
		②家財の1/3以上の損害	150万円 ┐ 250万円
		③住居の半壊	170万円(250) ┘ ┐ 270万円 (350) ┐ 350万円
		④住居の全壊	250万円(350 ┘
		⑤住居の全体が滅失もしくは流失	350万円
		特別の事情がある場合は( ) 内の額	
		重複する場合は50万円を調整する	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)
			1 人　220万円
			2 人　430万円
			3 人　620万円
			4 人　730万円
			5 人 以 上　(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。
		利率	年3%(据置期間は無利子)
		据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)
		償還期限	10年(据置期間を含む)
		償還方法	年賦又は半年賦

4　生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の 「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の 1.5 倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費　150 万円以内　　②住宅経費 250 万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
措置期間	６か月以内
償還期間	７年以内
償還方法	月賦

5　母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県（窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所 ）、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200 万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年 1.5% ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から 6 箇月
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

6　被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法人は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10 万人未満に限る。）における自然災害

オ　アからウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の２つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の４分の３の額）

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００万円（又は１００万円）

(4) 支給の仕組み

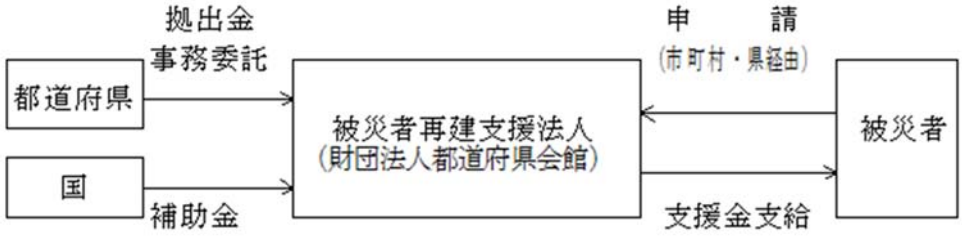

・申請窓口：村
・申請時の添付書面
①基礎支援金　罹災証明書、住民票　等
②加算支援金　契約書（住宅の購入、賃借等）　等
・申請期間
①基礎支援金　災害発生日から１３月以内
②加算支援金　災害発生日から３７月以内

7　宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額
６億円（平成１９年度から県、市町村が１億円ずつ３年間積み立て）

(2) 基金の設置場所
財団法人宮崎県市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村
自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（１世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額　１世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。
ア　全　　壊　２０万円
イ　半　　壊　１５万円
ウ　床上浸水　１０万円

(5) 支援金交付先　被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み

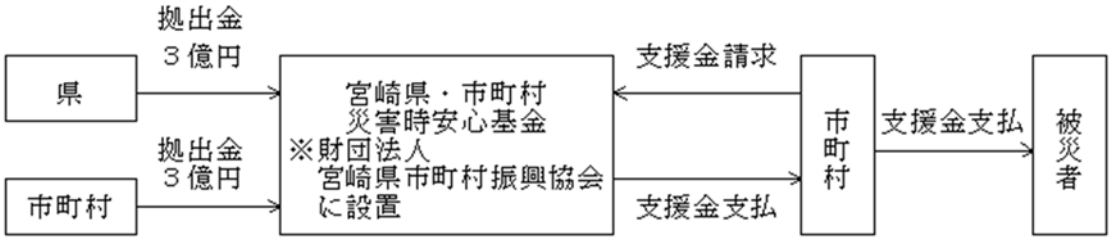

8　罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。

第３款 雇用の確保

第１項　基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第２項　対策

1　離職者への措置

村は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 諸制度の活用

県及び公共職業安定所と連携し、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(3) 労働者の斡旋依頼

災害救助法が適用された場合は、県及び公共職業安定所へ労働者の斡旋依頼を行う。

2　雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定依頼

村は、被災地域を管轄する公共職業安定所の長へ、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うよう依頼する。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給依頼

村は、被災地域を管轄する公共職業安定所の長へ、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するよう依頼する。

3　被災事業主に関する措置

村は、宮崎労働局へ、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うよう依頼する。

第４款 税対策等による被災者の負担の軽減

第１項　基本方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

第２項　対策

1　国税等の徴収猶予及び減免の措置

村長は、広範囲にわたる災害のため必要と認めるときは、村税条例の定めるところにより徴収を猶予し、又は減免することができる。

2　その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア　被災者に対する通常葉書(1 世帯当たり 5 枚)・郵便書簡(1 枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。

イ　被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｱ) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(ｲ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

「電話サービス契約約款第 111 条」に基づき、災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ　不使用月の電気料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ　被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ　被災により 1 年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第５款 住宅確保の支援

1　災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設する。

ア　地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ｱ) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(ｲ) 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸(激甚災害は 100 戸)以上のとき

(ｳ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ　火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)
(ｱ) 被災地域の滅失戸数が 200 戸(激甚災害は 100 戸)以上のとき
(ｲ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理する。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

ア　入居者資格
次の各号（高齢者等にあっては、(ｱ)、(ｳ)及び(ｴ)）の条件を具備する者
(ｱ) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
(ｲ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
(ｳ) その者の収入が公営住宅法施行令第６条第３項第２号に規定する金額を超えないこと。
(ｴ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ　建設戸数
(ｱ) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の 3 割(激甚災害は 5 割)以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3 割(激甚災害は 5 割)をこえることができる。
(ｲ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 3 割(激甚災害は 5 割)以下の場合、3 割(激甚災害は 5 割)に達するまで建設することがある。

2　災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行なわれるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者(罹災の日から２年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、村及び県は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

村は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

第６款 災害復興基金の設立

村は県と連携して、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

実施担当	商工観光班、農林班

第１款 中小企業の復興支援

1　中小企業者に対する金融制度の周知

村は県と連携し、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

2　融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応する。

〔経済変動･災害対策貸付の融資条件等〕　（H28.4.1 現在）

資金名	経済変動・災害対策貸付	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5 千万円(組合 8 千万円)	3 千万円(組合 8 千万円)
利率	1.2%～1.7%（別途、保証料 0.40%～1.50%）	
据置期間	18 月以内	12 月以内
償還期間	10 年以内	7 年以内

〔セーフティネット貸付の融資条件等〕　（H28.4.1 現在）

資金名	セーフティネット貸付	
融資対象	セーフティネット保証４号（突発的災害（自然災害等））の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5 千万円(組合 8 千万円)	3 千万円(組合 8 千万円)
利率	1.0%～1.5%（別途、保証料 0.55%）	
据置期間	18 月以内	12 月以内
償還期間	10 年以内	7 年以内

第２款 農林水産業の復興支援

1　農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

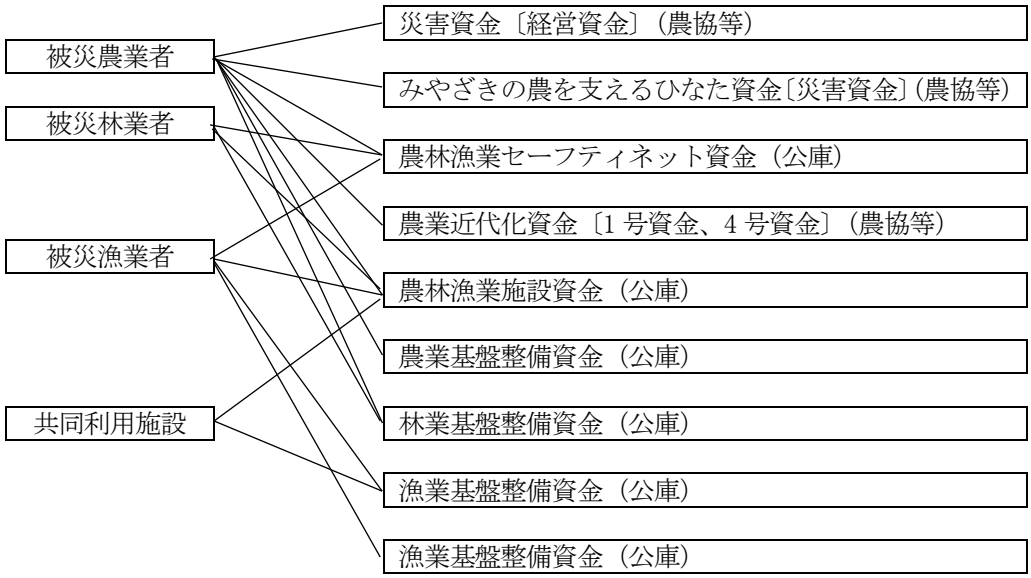

※　公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2　農業関係

被害農業者および被害農業協同組合に対しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図るよう推進する。また農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農創設維持資金の導入を行い農業経営の維持安定を図るとともに、農地等の災害復旧資金として、土地改良（災害）資金の活用および被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害）資金、共同利用施設（災害）資金の積極的導入を図り災害復旧を容易ならしめる。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（１号資金、４号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3　林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進する。

4　水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。

5　農林漁業関係融資制度一覧

農林漁業関係融資制度一覧は、資料編―資料-50 のとおりである。

第３編 風水害等対策編

第１章 災害特性等

第１節 基本的考え方

本村を含む宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により大きな被害を被っている。

このため、本編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成５年の台風１３号、平成９年の台風１９号をはじめ、県下における過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２節 本村における風水害の概況

本村における主な災害は台風による暴風雨災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

第１款 台風等による災害

1 台風等による災害の状況

① 昭 40.7.5

梅雨前線による大雨のため、八重吐合地区で住家２戸が床上浸水した。

② 昭 43.9.24

台風 16 号来襲、大字小川に集中豪雨があり、河川が氾濫し水田流出 3ha、越野尾～木浦間道路決壊、村内の家屋全壊 11 戸、半壊２戸、床上浸水８戸、激甚災害の指定を受けた。

③ 昭 46.8.4

台風 19 号来襲、村所小学校裏山崩壊、鉄骨建へき地集会室（393 ㎡）全壊、便所全壊、校舎の１階の一部は埋没、当直の教諭１名軽傷、村所児童館の屋根（231 ㎡）は国道をこえ裏山に飛ばされた。

八重地区で住家４戸流出、被害総額１億８千万円、８月２日から５日までの降雨量は 985 ミリ、４日 12 時から 15 時までの降雨量は 106 ミリに達した。

④ 昭 46.8.29～30

台風 23 号来襲、竹原で山林崩壊により住家が埋没全壊死者１名、上米良鳶の元で山林大崩壊住家７戸全壊流出、村所大王の山林崩壊のため宮の瀬住宅に被害あり、村所橋付近の水位は 7m をこえた。

別当谷は国道より２m 位増水、村所街は下流より浸水し農協まで達し材木等が氾濫した。被害は村内全域に及び住宅全壊 20 戸、半壊 13 戸、床上浸水 33 戸、床下浸水 44 戸、罹災者は 360 人、被害総額３億６千５百万円となり、災害救助法の適用を受けた。

⑤ 平成 5.9.3～4

台風 13 号来襲、１時間最大雨量は 74 ㎜を記録、総雨量は 327 ㎜に達した。被害は、村内全域に及び住宅床上・床下浸水 66 戸、全半壊６戸、被害額は 14 億５千７百万円に上がり、激甚災害の指定を受けた。

⑥ 平成 16.8.29～30

台風 16 号来襲、一ツ瀬川の水位が危険水位を大きく超え、水位計の最上部にまで達した。台風に伴う雨量は 400㎜ を超え、竹原地区・上米良地区・板谷地区で一ツ瀬川等が氾濫。住宅半壊１棟、一部破損 20 棟、床下浸水 12 棟の被害が出た。

⑦ 平成 16.9.6～7

台風 18 号来襲、八重地区山瀬谷において大規模な土砂崩れが発生。土砂が民家付近の川をせき止め氾濫。台風に伴う雨量は 500ｍｍを超えていた。住宅全壊１棟、一部破損３棟、床上浸水７棟の被害が出た。台風 16 号・18 号の被害額は 40 億円に上がった。

⑧ 平成 17.9.5～6

台風 14 号来襲。板谷地区鶴瀬谷において大規模な山林崩壊が発生。土石流となって上板谷地区まで流れ込み空家２棟が全壊。台風に伴う雨量は 900 ㎜を超え、村内全地区において住宅の浸水、道路決壊、山林崩壊の被害を受ける。住宅半壊１棟、一部破損が４棟、床上浸水７棟、床下浸水が 28 棟の被害が出た。被害総額 38 億円

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は１個の台風で死傷者 369 名、住家 11,837 戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の２倍以上となった例もある。(昭和 26 年 10 月 14 日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

⑨　令和 1.9.20～21

台風 17 号来襲。八重地区竹元谷において大規模な山林崩壊が発生した。土石流となって吐合地区や下流域の八重地区内まで流れ込み河床が上昇し、床上浸水２世帯、床下浸水２世帯の被害を受けた。台風に伴い、村西部を中心に線上降水帯が発生し、最大時間雨量 91.0㎜、最大 24 時間雨量 699.0㎜の降雨があった。村内において、道路の決壊、山林の崩壊などの被害を受けた。被害総額約 14 億円

2 宮崎県における台風の特性

本村を含む宮崎県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、宮崎県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

宮崎県に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間 1949～2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。）年平均 2.9 個となっており、毎年 2 個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると表 1-3 のとおりである。これによると、台風の襲来期間は７月上旬から 10 月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は７月下旬と８月中旬から９月下旬までとなっている。さらに詳しくみると､7 月下旬は 20 回、8 月下旬は 20 回と多い傾向がある。

表 1-3 台風の月別襲来回数(昭和 40 年～平成 26 年)

月／旬	7 月	8 月	9 月	10 月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

宮崎県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、つぎのようになっている。

① 九州南部に上陸した九州縦断・・・・・・・・・・13 個
② 九州西部に上陸した九州斜断・・・・・・・・・・ 6 個
③ 日向灘を北上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 個

④ 九州西方海上を北上・・・・・・・・・・・・・・・12 個
⑤ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 個
(図 1-1 に示す)

(4) 宮崎県における台風の強さ

宮崎県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s(1951 年 10 月 14 日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原 839mm(1971 年８月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから本県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、表 1-4・表 1-5 のとおりである。

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きてきいる。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。宮崎県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

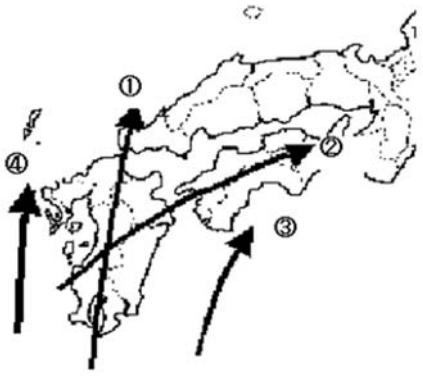

図 1-1　宮崎県に被害をもたらした台風の経路
（昭 24～平 26 年）

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時から、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間は、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、本県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200mm の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風の中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったころで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

宮崎県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表1-4(1)　台風による日最大風速の累計順位　(m/sec)

	地名	種別／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大風速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	2018.12
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.7	1961.6～
		風向	S	SSE	SSE	SSE	NW	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2005.9.6	1964.9.24	2018.12
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1942.6～
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	2018.12
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	2018.12

表1-4(2)　台風による日最大瞬間風速の累計順位　(m/sec)

	地名	種別／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	2018.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2018.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2018.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2018.12

表1-5 日最大降水量・日最大１時間降水量の累年順位（mm）

	地名	種類／順位	１位	２位	３位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量 年月日	587.2 1939.10.16	490.2 1886.9.24	437.5 1990.9.29	1886.1～ 2018.12
	延岡	降水量 年月日	363.5 2001.10.16	315.0 2004.10.20	309.5 2011.10.21	1961.8～ 2018.12
	都城	降水量 年月日	429 2005.9.5	400.5 1982.8.26	344.5 1971.8.29	1942.6～ 2018.12
	油津	降水量 年月日	348.7 1951.6.30	346.0 2008.9.18	325.0 1988.7.25	1949.1～ 2018.12
	高千穂	降水量 年月日	355 2005.9.6	317 2004.8.30	314 1997.9.16	1976.1～ 2018.12
	神門	降水量 年月日	628 2005.9.6	584 2004.8.30	535 2005.9.5	1979.2～ 2018.12
	西米良	降水量 年月日	354 2005.9.5	333 2005.9.6	331 2004.8.30	1979.1～ 2018.12
	えびの	降水量 年月日	715 1996.7.18	688 1997.9.16	639 2005.9.6	1976.1～ 2018.12
日最大１時間降水量	宮崎	降水量 年月日	139.5 1995.9.30	134.0 1939.10.16	91.6 1942.6.23	1925.1～ 2018.12
	延岡	降水量 年月日	82.7 1963.10.25	80.0 2000.7.27	76.0 2000.9.22	1961.6～ 2018.12
	都城	降水量 年月日	96.5 2012.7.22	76.5 2008.8.5	72.5 2006.6.24	1942.6～ 2018.12
	油津	降水量 年月日	89.5 1981.9.25	84.0 1974.9.26	77.5 1970.7.3	1949.2～ 2018.12

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア　台風の経路別にみた宮崎県の暴風の特性

台風の経路により宮崎県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

(ｱ) 台風の進路で異なる本県の暴風

宮崎県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと表 1-6 のとおりである。

これによると

① 九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。

② 九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・風速 20m/s 前後で①次ぐ。

③ 九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

表1-6　台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）

①上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 20. 9.17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風第13号	S E 35.2
30. 9.30	台風第22号	SSE 32.6
39. 9.24	台風第20号	ESE 29.2
44. 8.22	台風第 9号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風第13号	S E 27.4

②西方型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 24. 7.17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7.20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9.10	台風第12号	SSE 18.8
32. 8.19	台風第 7号	ESE 22.0
平成 1. 7.27	台風第11号	E 20.4
5. 8.10	台風第 7号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風第14号	ESE 21.1

③東方型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 36. 9.16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風第 9号	N E 18.0
54. 9.30	台風第16号	N 17.3
平成 2. 9.29	台風第20号	N E 17.0
15. 8. 8	台風第10号	N E 15.9
16.10.20	台風第23号	NNE 16.9

（統計期間：1945～2008 年）

(ｲ) 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

① 西方型・・・宮崎の暴風(「10m/s 以上の風」)以下同じ)は台風が北緯 25°付近に達したころから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したころ観測される。

② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯 28°付近に達したころで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30°線に達したころに現れるが、台風の中心が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。

③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯 27°付近に達したころから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったころに吹き終る。最大風速は、北緯 31°～32°付近で観測される。

イ　台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ｱ) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

① 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。

② 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。

③ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(ｲ) 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25°付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風の中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

3 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、表 1-7 のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200㎜ で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350㎜ 以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-7 総降水量と水害の程度

被害種類 / 降水量	床上浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200㎜ 以下	なし	なし	少	少	なし
300㎜	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350㎜ 以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

第２款 低気圧と前線

低気圧の雨量は、ときに平地で日雨量 400㎜ 越えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した587.2㎜、昭 14.10.16)もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通１回の低気圧がもたらす雨量は夏期 50～100㎜、冬期は 10～40㎜ 程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨が最も雨量が多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

第３款 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

宮崎県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991 年から 2015 年の統計では 23 個であり、全国４位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、宮崎県では台風によるものが多く、台風の中心が宮崎県から見て、南から西にあり、200㎞～300㎞ 離れて位置する場合に発生しやすい。

また、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

1 宮崎県の竜巻災害の実例

① 延岡市で発生した竜巻（平成 18 年台風第 13 号）

平成 18 年９月 17 日、14 時頃、台風第 13 号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者３名、負傷者 143 名、住宅全壊 79 棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約 7.5㎞、幅 150m～300m におよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約 90㎞ と推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでＦ２と推定された。

（参考）竜巻の強さと基準（日本版改良藤田スケール）

階級	風速(3 秒平均)	主な被害の状況（参考）
JEF0	25-38m/s	・物置が転倒する。 ・自動販売機が転倒する。 ・樹木の枝が折れる。
JEF1	39-52m/s	・木造の住宅の粘土瓦が比較的広い範囲で浮き上がったりはく離する。 ・軽自動車や普通自動車が横転する。 ・針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66m/s	・木造の住宅の小屋組（屋根の骨組み）が損壊したり飛散する。 ・ワンボックスの普通自動車や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・墓石が転倒する。 ・広葉樹の幹が折損する。
JEF3	67-80m/s	・木造の住宅が倒壊する。 ・アスファルトがはく離したり飛散する。
JEF4	81-94m/s	・工場や倉庫の大規模な庇の屋根ふき材がはく離したり脱落する。
JEF5	95-m/s	・低層鉄骨系プレハブ住宅が著しく変形したり倒壊する。

第３節 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、本村を含む宮崎県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後村域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風 13 号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成 5 年 9 月 2 日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145 名
家屋全半壊流出	385 戸
一部損壊	33,444 戸

(2) 台風 12 号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和 29 年 9 月 13 日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129 名
家屋全半壊流出	2,430 戸

(3) 枕崎台風(風が強く被害の大きかった代表的な台風)

来襲年月日	昭和 20 年 9 月 17 日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565 名
家屋全半壊流出	33,944 戸

(4) 台風 19 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成 9 年 9 月 15 日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12 名
家屋全半壊流出	13 戸
床上浸水	2,486 戸

第２章 風水害予防対策計画

第１節 風水害に強いまちづくり

実施担当	総務課、福祉健康課、建設課、村民課、消防団

第１款 風水害に強いまちづくり

1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

(1) 村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 浸水想定区域については、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、下記の事項について定める。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合、その施設の名称・所在地

オ　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 村は、地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者又は管理者等への洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 村長は、上記(2)のア～オに関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(5) 本村における対策

ア　水害危険区域

(ｱ) 水防危険区域は、資料編―資料-7　災害危険箇所一覧表中、河川の欄に掲載されている区域とする。

(ｲ) 浸水想定区域は、資料編―資料-8　西米良村洪水・土砂災害ハザードマップに掲載されている区域とする。

イ　危険を受ける区域とこれにともなう避難、立退き計画

避難立退き計画は、「第 3 章第 7 節第 1 款　避難誘導の実施」に定めるところによる。

(6) 浸水想定区域に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施する。

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設は、資料編―資料-16 のとおりである。

2 土砂災害警戒区域の指定等

(1) 村は、土砂災害警戒区域について、地域防災計画において警戒区域ごとに下記の事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
オ　救助に関する事項
カ　その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 村は、地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定める。

(3) 村長は、下記の事項に関する事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
ア　土砂災害に関する情報の伝達方法
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

(4) 土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施する。

土砂災害警戒区域は、資料編―資料-8　西米良村洪水・土砂災害ハザードマップに掲載されている区域とし、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、資料編―資料-17 のとおりである。

3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次による。

(1) 危険区域の調査

村は、土砂災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れ、その他異常現象により災害の発生するおそれがある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。

(2) 危険区域
ア　洪水、地すべり、山崩れ、急傾斜等により災害が発生するおそれのある地域の状況は、資料編―資料 7　災害危険箇所一覧表のとおりである。
イ　県及び村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を推進する。(「4 建築物の安全性確保」に詳述)
ウ　水防管理者(村長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団(消防団)を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。
エ　村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の対策

村における各災害危険区域に対する応急体制は、「第 3 章　災害応急対策計画」に定めのあるもののほか、おおむね次による。

ア　組織

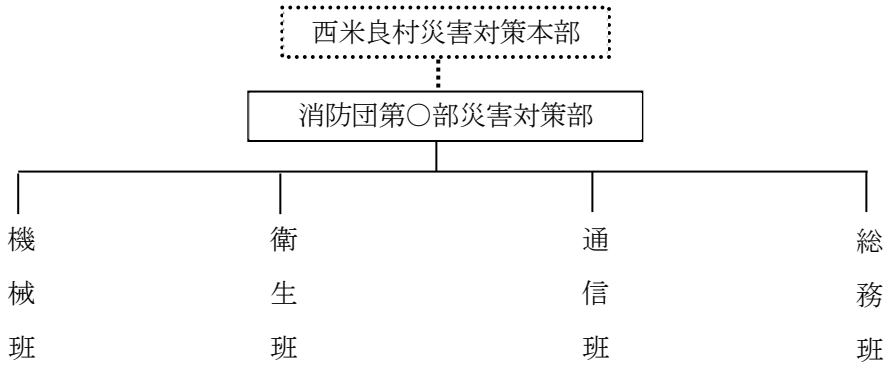

(ｱ) 第〇部災害対策部長は、消防団長があらかじめ団員のうちから任命しておく。
(ｲ) 班長及び班員は、第〇部災害対策部長がその所属する団員と協議の上定める。

イ　業務内容

各災害対策部における業務内容は、次のとおりとし、部毎に各班員で業務を分担する。

業務内容
● 部内の災害対策についての企画及び各班の連絡調整 ● 関係機関との連絡協調 ● 気象情報（警報）等の一般広報 ● 本部に対する災害報告 ● 本部の指示に基づく各種対策の実施 ● 危険区域の監視及び巡視 ● 異常現象の早期発見とその状況調査 ● 総務班に対する状況報告 ● 被災者の救出 ● 傷病者に対する救護及び緊急輸送 ● 救出、救護及び応急措置等に必要な資器材の整備保管 ● 避難所の開設 ● 避難経路の選定 ● 避難の誘導 ● 避難者の確認

(4) 危険区域の調査結果の周知

ア　災害危険箇所の点検体制の確立

村は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ｱ) 村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(ｲ) 村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ　災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(ｱ) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。

(ｲ) 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配布

(ｳ) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織（自治公民館）等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

(5) 危険箇所への対策

村は県と連携して、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施する。

また、村及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進する。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進する。

4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

ア　木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ　村営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア　建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ　なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると村長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第 10 条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県でが必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し住民の生命の安全を図る。

5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第２款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編参照）

第３款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編参照）

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、診療所、建設課、村民課、教育総務課、消防団

第１款 災害発生直前における体制の整備

1 減災協議会の設置

水災については、村、県、各市町村、河川国道事務所が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

2 警報等の伝達体制の整備

村、県及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

村は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておく。

3 避難誘導体制の整備

村は県と連携して、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備しておく。

村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

避難誘導体制の整備については、「共通対策編第 2 章第 2 節第 7 款　避難収容体制の整備」によるほか、本款の定めによる。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

村は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(2) 避難計画の作成

村は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況

イ　住民への情報伝達方法

防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ　避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ　避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織（自治公民館）のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

青年団体の会員数は、資料編―資料-44 のとおりである。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織（自治公民館）、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

(4) 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令基準の明確化

村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の判断基準を策定する。

また、村は、避難勧告等について、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進める。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対し避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(5) 避難所・避難路の安全確保

村は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

村は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、主に以下のような伝達手段によりにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
イ　ラジオ御放送（コミュニティ FM を含む）
ウ　同報系防災行政無線（戸別受信機を含む）
エ　緊急速報メール
オ　ツイッター等のＳＮＳ（ソーシャルネットワークシステム）
カ　広報車、消防団による広報
キ　電話、ＦＡＸ、登録制メール
ク　消防団、警察、自主防災組織（自治公民館）、近隣住民等による直接的な声かけ

(7) 自主避難体制の整備

村は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

4 災害未然防止活動体制の整備

(1) 水防施設等の整備

村は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに水防器材の備蓄を行う。

(2) 水防施設等の状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、資料編―資料-6 のとおりである。

(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

一ツ瀬川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示したハザードマップを作成し、各世帯に配布する。

特に浸水想定区域の住民に対しては周知徹底を図るとともに消防団等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立などの体制作りに努める。

5 水防計画等の整備

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア　水防組織、水防団、消防団の確立・整備

イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄他、次に掲げる事項

(ｱ) 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

(ｲ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ　通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

エ　平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ　河川ごとの水防工法の検討

カ　居住者への立退の指示体制の整備

キ　洪水時等における水防活動体制の整備

ク　他の水防管理団体との相互応援協定の締結

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

ケ　水防機関の整備

コ　水防計画の策定

サ　水防協議会の設立

シ　水防訓練の実施（年１回以上）

・水防技能の習熟

・水防関係機関、自主防災組織（自治公民館）との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。

第２款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編参照）

第３款 活動体制の整備（共通対策編参照）

第４款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編参照）

第５款 医療救護体制の整備（共通対策編参照）

第６款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）

第７款 避難収容体制の整備（共通対策編参照）

第８款 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編参照）

第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編参照）

第10款 住民等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編参照）

第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編参照）

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施

防災関係機関の防災訓練の実施については、「共通対策編第２章第２節第12款　防災関係機関の防災訓練の実施」によるほか、以下のとおりとする。

村は県と連携して、水害・土砂災害に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害・土砂災害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ等を活用しつつ行う。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編参照）

第３節 住民の防災活動の促進

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、教育総務課、消防団

村は県と連携して、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

村は県と連携して、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

村は県と連携して、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織（自治公民館）で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織（自治公民館）等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

村は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。
　その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
・風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

その他住民の防災活動の促進については、「共通対策編第２章第３節　住民の防災活動の促進」による。

第３章 風水害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第１節 災害発生直前の対応

実施担当	総務課、消防団

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期す。

第１款 警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行う。

本村の予報区は以下の通り。

府県予報区	宮崎県
一時細分区域	北部山沿い
市町村等をまとめた地域	椎葉・美郷地区

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

＜特別警報･警報･注意報の概要＞

種　類	概　要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかけるために発表する警報
警報	重大な災害が発生するおそれが高まっている場合に、警戒を呼びかけるために行う予報
注意報	災害が発生するおそれのある場合に、注意を呼びかけるために行う予報

＜特別警報･警報･注意報の種類と概要＞

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく特大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土別砂災害)、大雨特別警報（浸水害)、大雨特別警報（土砂災害、警浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報 洪水警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき警に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報報洪水警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表注される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそ報れがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(2) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の種類及び基準

＜特別警報＞

現象の種類	基　　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の暴風が吹くと予想される場合 高潮温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

＜注意報･警報＞

（令和元年５月 29 日現在）

種類		発表基準
気象注意報	大雨	表面雨量指数基準：14 土壌雨量指数基準：162
	洪水	流域雨量指数基準：一ツ瀬川流域=30.1、板谷川流域=14.7 複合基準(※1)：一ツ瀬川流域=（10，30.1），板谷川流域=（12，14.7） 指定河川洪水予報による基準：－
	強風	平均風速：10m/s
	風雪	平均風速：10m/s 雪を伴う
	大雪	24 時間降雪の深さ：10 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧	視程：100m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%
	なだれ	積雪の深さが 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さが 30cm 以上
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下　山沿いで最低気温-8℃以下
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：120mm
気象警報	大雨	（浸水害）表面雨量指数基準：22
		（土砂災害）土壌雨量指数基準：236
	洪水	流域雨量指数基準：一ツ瀬川流域=37.7，板谷川流域=19.3
		複合基準(※1)：－
		指定河川洪水予報による基準：－
	暴風	平均風速：20m/s
	暴風雪	平均風速：20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ：24 時間降雪の深さが 30cm

※１：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

警報･注意報基準一覧表の解説

① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。

② 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

③ 表中において、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を”－”でｍそれぞれ示している。

④ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

⑤ 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

⑥ 降水警報･注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空欄の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishhou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

⑦ 降水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している、その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishhou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

⑧ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 警報文、及び注意報文の構成

ア　標題

標題は、警報又は注意報の種類を示す。

イ　発表年月日、発表時刻、及び発表気象官署名

ウ　注意警戒文

注意・警戒に必要な情報を二重括弧を付して 100 文字以内で表現する。なお、警報で特に重要な変更を行う際(当面は土壌雨量指数履歴順位を活用した大雨警報の切替に限る。)には、「重要変更！」を注意警戒文の先頭に付加し、その旨を呼びかける。

また、警報を緊急に発表する費用がある場合は、二重括弧で囲まれた注意警戒文を主として、それ以下の本文を簡略化することがある。

エ　本文

本文は原則として、二次細分区域ごとに次に掲げる事項を内容とする。

(ｱ) 発表行

注意報警報の種類ごとに発表・継続・解除・警報から注意報・重要変更を表示

(ｲ) 特記事項行

・土砂災害・浸水害への注意・警告
・土砂災害の危険性への言及
・警報現象への可能性

(ｳ) 予想行
　予想される現象の開始時刻、終了時刻、ピーク時刻及び最大値等を箇条書き
(ｴ) 付加事項行
　注意報警報の予測に関連し、留意すべき気象現象の特徴
(ｵ) お知らせ行
　特に周知を必要とする場合、(訂正に関する周知など)に限り最後に記述。
(ｶ) 同時に２以上の注意報・警報を発表する場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した一つの注意報文又は警報文として発表する。

(4) 警報、及び注意報の切替、解除等

ア　２以上の警報又は注意報を発表した後において、これらの一部の警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その警報又は注意報を新たに発表して切り換える。

イ　１又は２以上の警報又は、注意報を発表した後において、これらのうちの全部もしくは一部の警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たな警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと、追加するものとをあわせて、２以上の警報又は注意報を新たに発表して切換える。

ウ　警報事項、又は注意報事項の必要がなくなった場合は当該警報又は注意報を解除する。

(5) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が台風、大雨その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいい、次の性質のものがある。

ア　注意報、警報を発表するには時期尚早の段階で、将来、注意報、警報に相当する気象現象が起こることを警告するアラーム的な情報

イ　すでに発表した注意報、警報文では、十分に表現できなかった気象のその後の変化や防災上の注意事項を補足する補完的な情報

ウ　大雨洪水警報が発表されているとき、記録的な１時間雨量（120110㎜以上）を観測した場合は、「標題」、「発表年月日」、「発表官署名」及び「見出し」で構成され、さらに厳重警戒を呼びかける特別な大雨情報

例文

宮崎県記録的短時間大雨情報　　第○○号
平成○○年○○月○○日○○時○○分　宮崎地方気象台発表
○時○分　宮崎県で記録的短時間大雨
西米良村○○で 120 ミリ

(6) 火災気象通報

消防法に基づき、宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを村長に通報する。

（注）　宮崎地方気象台が行う火災気象通報は当分の間、「乾燥注意報」と「強風注意報」の発表によってこれに代えるの。

(7) 土砂災害警戒情報

宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住

民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(8) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

宮崎県の発表基準は、１時間１２０ミリ以上を観測又は解析したときである。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(10) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省九州地方整備局長又は知事が行う。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

(11) 火災警報

消防法に基づき村長が一般に対して警戒を喚起するために行う。

火災警報の発令の基準は、次のとおりである。

ア　知事から火災気象通報を受けたとき。

イ　気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき。

(12) 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

2 警報時の伝達組織及び伝達方法

(1) 気象警報等

ア　伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達する。

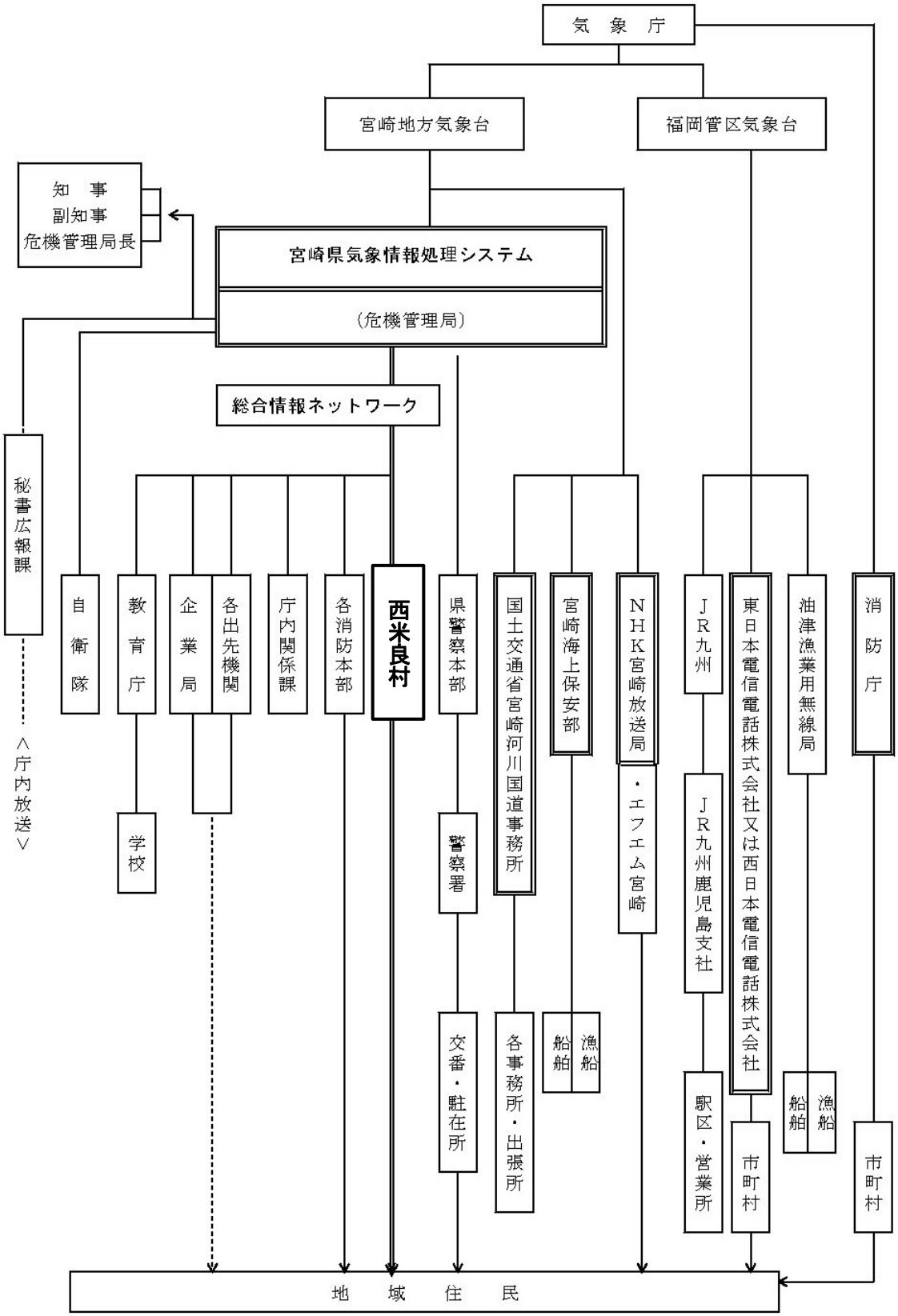

注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

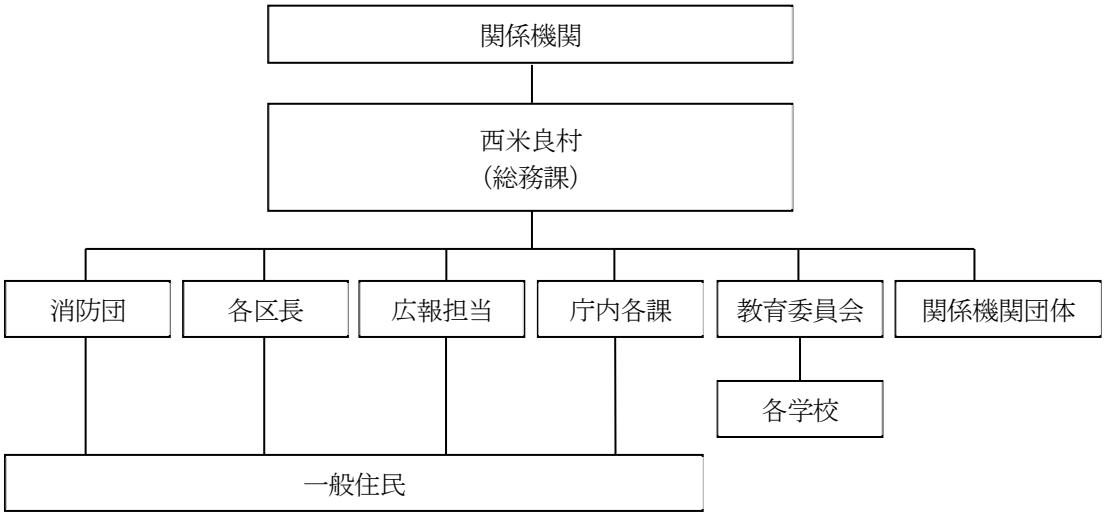

イ　伝達方法

(ｱ) 関係機関から通報される気象警報等は、勤務時間中は総務課、勤務時間外は当直員が受領する。

(ｲ) 村は(ｱ)の警報を受領したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、アの伝達系統により関係機関、団体、学校、一般住民等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図る。周知の方法は、おおむね次のとおりである。

ａ 行政告知端末及び広報車等による。

ｂ その他適切な方法による。

(2) 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達方法は第 9 節・水防計画に定めるところによる。

(3) 火災警報

火災警報の伝達組織及び伝達方法は第 10 節・消防計画に定めるところによる。

3 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常現象（たつまき、強い降雪等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を村長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は、その旨を直ちに村長に通報する。

(3) 村長の通報

村長は(1)及び(2)によって異常現象を知ったときは、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

ア　気象官署

イ　異常現象によって災害の予想される隣接市町村

ウ　異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

エ　その他の関係機関

(4) 住民に対する周知徹底

村長は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知を図る。

(5) 異常現象通報系統

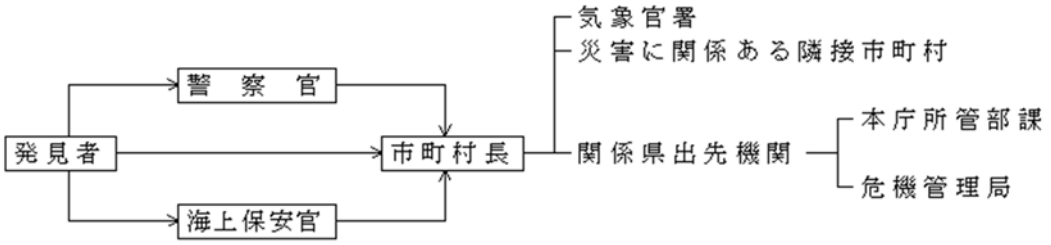

4 気象警報等の受領伝達担当者

気象警報等の受領伝達担当者は、総務課とする。

第２款 避難誘導の実施

1 警戒活動等の実施

村長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難勧告等の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施する。

2 要避難状況の早期把握

村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告等の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、村・消防団その他は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

村・消防団その他は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 避難勧告等の伝達

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、

対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

村は、本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

5 早期自主避難の実施

村長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ　渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し流れが止められているおそれがあるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ　がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合

カ　その他

6 安全確保措置の周知

村が避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

7 避難準備・高齢者等避難開始の発令時の対応

村は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図る。

第３款 災害の未然防止対策

1 河川堤防等の巡視

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(1) 巡視責任者及び担当区域

水害危険区域については担当部長が責任者となり巡視し、その他の地域については巡視を必要と認められる地域を管轄する部の部長が責任者となり、危険区域を巡視する。

(2) 巡視の方法

巡視は、気象の状況により間隔を定め定期的に行う。

(3) 巡視責任者の措置

水防本部が設置された場合における異常発見の通報は、直ちに有線電話その他の方法により、本部にしなければならない。

2 水門等の適切な操作

河川管理者、農業用用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を住民に対して周知する。

(1) 水門及び樋門の操作管理者は、操作する者を監視員として予め定めておかなければならない。

(2) 監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がでないようにしなければならない。

(3) 監視員は、出水の状況により水門及び樋門の開閉その他必要な措置をとりその状況を本部へ報告しなければならない。

3 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

第２節 活動体制の確立

実施担当	総務班、商工観光班、福祉健康班、医療班、建設班、農林班、村民班、教育班 消防団

第１款 災害対策本部等の設置

本部の設置については、「共通対策編第 3 章第 1 節第 1 款　災害対策本部等の設置」によるほか、以下のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長（総務班長）を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務班、建設班職員及び消防団員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

本部	風水害		
	配備内容	配備基準	配備体制
情報連絡本部	・総務班、建設班職員及び消防団員は自宅待機を行い、連絡の取れる体制をとる ・大規模被災暦箇所の情報収集	・気象情報等により、各種警報等の発表や災害発生のおそれがあり、総務課長が必要と認める場合	情報収集配備
	・総務課長（総務班長）を責任者とする ・総務班、建設班及び消防本部部長は配置につく ・その他各班の所要職員及び消防団員は自宅待機の体制をとる	・24 時間以内に台風による影響が本村に及ぶおそれがある場合 ・村域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合 ・気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とする場合 ・その他総務課長が必要と認める場合	情報連絡配備

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、副村長（災害対策本部副本部長）を本部長とする災害警戒本部を設置する。

本部	風水害		
	配備内容	配備基準	配備体制
警戒本部	・副村長（災害対策副本部長）を責任者とする ・災害対策副本部長、消防団長、消防副団長は配置につく ・その他の各班の所要職員及び消防団員は必要に応じ配置につく ・大規模被災暦箇所の道路巡視を強化する	・村域に局地的な災害が発生し、その対策を要する場合 ・村域に災害が発生することが予想される場合 ・消防団の出動を要請する必要がある場合 ・その他副村長が必要と認める場合	警戒配備

3 災害対策本部の設置

次の場合は本部を設置する。

本部	風水害		
	配備内容	配備基準	配備体制
災害対策本部	・村長（本部長）を責任者とする ・各班の所要職員が配置につく	・村域に重大な影響を及ぼす災害が発生することが予想される場合 ・村民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生した場合 ・台風が本村を直撃することが明らかな場合 ・その他村長が必要と認める場合	非常配備
	・村長（本部長）を責任者とする ・本部の全組織が配備につく	・災害救助法の適用を要する大規模な災害が予想される場合 ・特別警報が発表された場合 ・その他村長が必要と認める場合	特別非常配備

第２款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、「共通対策編第 3 章第 1 節第 2 款　職員の参集及び動員」による。

第３節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

実施担当	総務班、商工観光班、消防団

第１款 災害情報の収集・連絡（共通対策編参照）

第２款 通信手段の確保（共通対策編参照）

第４節 広域応援活動

実施担当	総務班

第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照）

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照）

第５節 救助・救急活動

実施担当	総務班、医療班、建設班

第１款 救助・救急活動（共通対策編参照）

第６節 医療救護活動

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第１款 医療機関による医療救護活動（共通対策編参照）

第２款 医療活動の実施（共通対策編参照）

第３款 搬送体制の確保（共通対策編参照）

第４款 医薬品等の供給（共通対策編参照）

第５款 医療情報の確保（共通対策編参照）

第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照）

第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照）

第８節 避難収容活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、、村民班、消防団

第９節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、建設班

第10節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班

第11節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、医療班、村民班、消防団

第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、むら創生班

第13節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、建設班

第14節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編参照）

実施担当	総務班、建設班、村民班

第15節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第16節 自発的支援の受入れ（共通対策編参照）

実施担当	総務班、むら創生班、福祉健康班、教育班

第17節 災害救助法の適用（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第18節 農林水産物応急対策計画（共通対策編参照）

実施担当	農林班

第19節 雪害対策計画

実施担当	総務班、医療班、建設班、農林班、教育班

豪雪に際し村民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、村内主要道路の交通の確保を図り併せて豪雪災害の拡大を防止するための対策は次による。

1 実施責任者

村は、協力機関団体などと緊密な連携を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずる。

2 組織の確立

豪雪による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、第１節・組織計画により本部を設置し必要な配備体制をとる。

3 道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

村内の主要道路を主体として隣町、隣県との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図るうえに重要な路線について交通量、道路現況、沿道の状況及び気象条件等を勘案するとともに、県と協議して決定する。

(2) 除雪計画路線

県及び村における除雪計画路線は次のとおりとする。

番号	関係土木事務所	路線名	区域	延長	巾員	備考
1	西都土木事務所	国道 219 号	熊本県境―村所	15.0km	4.0m	
2	〃	国道 265 号	小林市須木区境～椎葉村境	34.1 km	3.5m	

(3) 除雪機械、融雪剤等の整備

村は県と協議のうえ、県有機械、村有機械及び民間のものを借上げ使用するものとし、ただちに出動できる体制を確立するほか、融雪剤、砂利、砂を特定の場所に配置して容易に使用できる体制を整備しておく。

(4) 情報連絡

情報連絡については「第３章第２節第１款　災害情報の収集・連絡」によるが、とくに村長は地域内積雪、除雪路線の状況等を西児湯地方支部を通じ県支部へ通報する。

4 なだれ対策

(1) 危険箇所の調査等

村及び関係機関は区域内で、なだれの発生が予想される箇所の巡回調査を行ない、早期発見に努めると共にその対策を検討しておく。

(2) 標識の設置

なだれの発生が予想される箇所にはその旨を標示し、住民に周知徹底を図り災害の防止に努める。

(3) 事故防止体制

気象予警報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し所要資器材の備蓄を図る。

5 医薬品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品、血清、急病人の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置する。

6 主要食糧等の確保

(1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の配給については、必要に応じ卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化を、消費者に対する事前の受配指導を行う。

(2) 生鮮食糧品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い迅速なる補給体制を確立しておく。

7 農林対策

(1) 農作物対策

ア　なたね、麦類

(ｱ) 積雪までに十分な生育量を確保するために播種期が遅れないように適期播種に努めること。

(ｲ) 窒素過多になると被害が大きくなるので適性施肥を行うこと。特に常襲積雪地では、リン酸カリを多めに施用すること。

(ｳ) 麦体を硬く作ることが必要であるので、中耕や麦踏みを十分実施すること。

(ｴ) 土壌水分が多いと雪ぐされ病が発生しやすいので排水をよくしておくこと。

(ｵ) 融雪後、雪害が見られたときには、三要素の追肥を行なって生育の回復を図ること。

イ　茶　　樹

(ｱ) 秋芽の充実を図るために秋の管理（深耕、施肥）を適期にかつ十分に実施し、秋の施肥は窒素の割合を減らすこと。

(ｲ) 秋の整枝をさけて春整枝を行うこと。

(ｳ) 被害が出た場合は被害部を剪除すること。

(ｴ) 被害園は春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図ること。

(ｵ) 防風垣などによる強風防止

(ｶ) 敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。

(ｷ) 蒸散抑制剤の散布により被害防止に努める。

ウ　果樹

折枝、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施する。

エ　園芸

施設ハウスやトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等事前対策について指導を行う。

(2) 畜産対策

ア　運動不足防止のための飼養法の改善と、し尿処理等畜舎衛生の保全に努めること。

イ　飼料は事前に十分貯蔵しておくよう指導するとともに、不足を生じた場合はただちに輸送できるよう体制を整えておく。

(3) 林産対策

（造林地、苗畑）

ア　造林地、苗畑の被害復旧には造林木の雪起し手入れ等に多くの縄、支柱等の資材が必要なので森林組合、農協等と十分連絡をとり、これが確保を図る。

イ　雪害によって「キクイムシ類」「雪くされ病」等の大量発生が予想されるところでは損傷

木を速やかに林外へ搬出し、後日の病害虫発生に万全を期する。

ウ　森林国営保険の対象、雪害地については被害の状況を適確に把握し早急に必要な事務手続きをとるよう指導する。

（しいたけ栽培地）

エ　人工ほた場の天井笠棚が破損した場合、早急に復旧するよう指導する。

オ　伏込地の原木及びほた木が倒伏した場合はながく放置せず組み直すよう指導する。

8 通学児童生徒に対する措置

(1) 村教育委員会は児童、生徒に対し、なだれの発生を予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団あるいは父兄、教員の引率又は危険箇所を迂回して登下校するよう指導する。

(2) 村内における各地区は、それぞれ区長の指示により、緊急、通学等の路線の確保に努める。

第４章 風水害復旧・復興対策

第１節　地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第２節　迅速な現状復旧の進め方（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第３節　計画的復興の進め方（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第４節　被災者の生活再建等の支援（共通対策編参照）

実施担当	総務班、村民班

第５節　被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編参照）

実施担当	商工観光班、農林班

第４編 航空災害対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定める。

宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。

宮崎空港‥‥‥‥‥‥‥‥‥国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域
宮崎空港隣接区域‥‥‥宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域
宮崎空港周辺地域‥‥‥宮崎空港を中心とする半径９キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く。）
その他の地域‥‥‥‥‥‥‥県内における上記以外の地域

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２章 航空災害予防計画

第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

実施担当	総務課、むら創生課、診療所、消防団

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集体制の整備

村は、航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生の情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から体制を整備する。

2　通信手段の整備

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化など効率的な通信手段の確保に努める。

第２款 活動体制の整備

1　災害応急体制の整備

航空災害対策に関係する機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

2　防災関係機関相互の連携体制の強化

航空災害対策に関係する機関は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図る。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編第２章第２節第３款」による。

第４款 医療救護体制の整備

「共通対策編第２章第２節第４款」による。

第５款 緊急輸送体制の整備

「共通対策編第２章第２節第５款」による。

第３章 航空災害応急対策計画

第１節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

実施担当	総務班、消防団

第１款 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

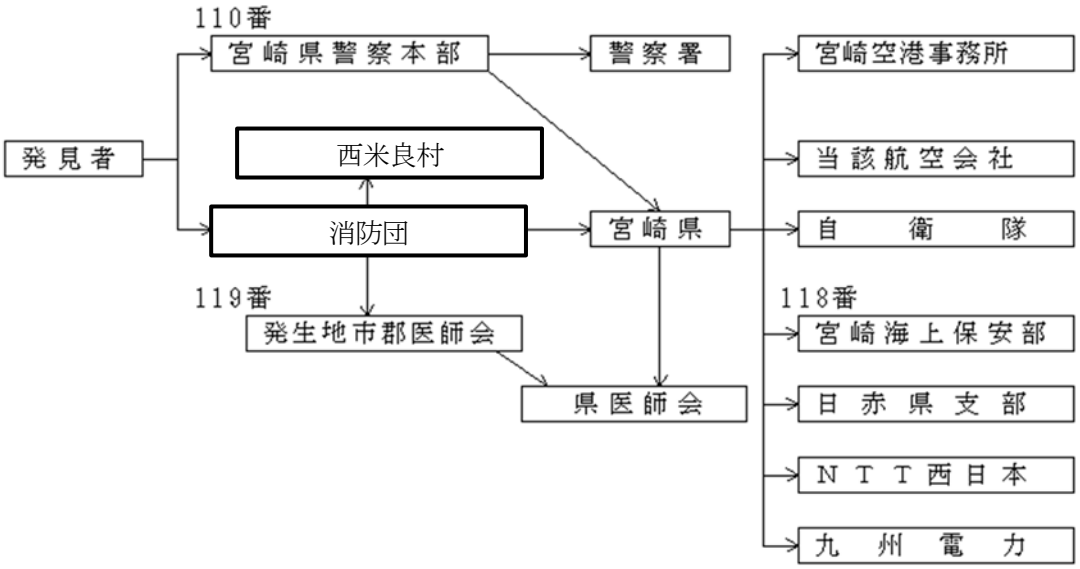

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

第２節 活動体制の確立

実施担当	総務班、消防団

村は、本部を設置し、県本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣する。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

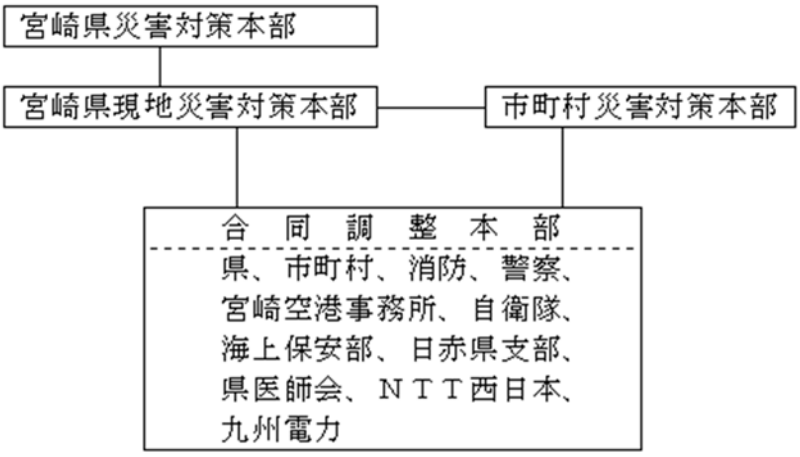

第３節 広域応援活動

実施担当	総務班

第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照）

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照）

第４節 捜索、救助・救急及び消火活動

実施担当	総務班、医療班、建設班、消防団

第１款 捜索活動

村は、航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合、消防団員等を動員し、捜索活動に当たる。

第２款 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、「共通対策編第 3 章第 4 節　救助・救急及び消火活動」によるが、概要は次のとおりとする。

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、消防団は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、村長及び村長の委任を受けた吏員及び消防団員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、消防団では対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。（宮崎県消防相互応援協定による。）

第３款 救急・救助活動

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行う。

第５節 医療救護活動

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第１款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

医療救護活動に関しては、「共通対策編第３章第５節第６款」による。

第６節 警戒区域の設定等

実施担当	総務班

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第７節 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

1　被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、村、県、航空会社をはじめとして関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

2　広報活動

航空会社、村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア　村及び関係機関の実施する応急対策の概要
イ　避難の指示、勧告及び避難先の指示
ウ　乗客及び乗務員の住所、氏名
エ　地域住民等への協力依頼
オ　そのほか必要な事項

第５編 道路災害対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２章 道路災害予防計画

第１節 道路交通の安全のための情報の充実

実施担当	総務課

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第２節 道路施設等の管理と整備

実施担当	建設課

第１款 事故災害等発生防止のための措置

1　管理する施設の巡回及び点検

村は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

(1)　管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に行う。

(2)　大規模な地震、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2　安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、むら創生課、診療所、消防団

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集体制の整備

(1) 村に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から村（施設管理者）へ災害発生の情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア　発見者等からの情報連絡

村は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ　関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

村は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、ＮＴＴ公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

村は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

2　通信手段の整備

(1) デジタル化の促進

村は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

(2) 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

村は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

(3) 最新の情報通信機器等の整備

村は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第２款 活動体制の整備

1　担当職員の招集・参集体制の整備

(1) 参集範囲の明確化

村は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておく。

(2) 招集連絡手段の整備

村は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2　関係機関相互の協力体制の整備

村は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行う。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

3　応急対策のための資機材等の整備、備蓄

村は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4　コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

村は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5　研究機関等との連携

村は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第３款　救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編参照）

第４款　医療救護体制の整備（共通対策編参照）

第５款　緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）

第６款 訓練、研修等の実施

村は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図る。

第４節 道路利用者に対する防災知識の普及

実施担当	総務課

村は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第３章 道路災害応急対策計画

第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

実施担当	総務班、商工観光班、村民班、消防団

第１款 災害情報の収集・連絡

1　事故災害等状況の把握と確認

村は、自己の管理する道路での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

2　通行の禁止又は制限

村は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

3　二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、村は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第２款 通信手段の確保

1　無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2　ＮＴＴ公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してＮＴＴ公衆回線等の緊急増設をＮＴＴに要請する。

3　最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

第２節 活動体制の確立

実施担当	総務班、消防団

村は、村域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

第３節 交通誘導及び緊急交通路の確保

実施担当	総務班、建設班

1　一般住民等への情報提供

村は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2　迂回路の確保

村は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3　救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4　仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

村は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5　危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6　二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行う。

第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、医療班、建設班、消防団

第５節　医療救護活動

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第１款　重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編参照）

第６節 道路施設の応急復旧

実施担当	総務班、建設班

「共通対策編第 3 章第 12 節第 1 款　公共土木施設等の応急復旧」参照

第７節 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

1　被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

村は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

村は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やＴＶ画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2　報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、県、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やＴＶ画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第６編 危険物等災害対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、村内において危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため村等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２章 危険物等災害予防計画

第１節 危険物等施設の安全性確保

実施担当	総務課

危険物等による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

１　危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、村は県と連携して、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

村は県と連携して、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、診療所、消防団

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については「共通対策編第２章第２節第１款　情報の収集・連絡・分析整理体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

危険物等施設管理者は災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておく。

第２款 活動体制の整備

1　活動体制の整備

村は県と連携して、危険物等災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

2　危険物等災害用資機材の整備

危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努める。

(1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

(2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

第３款 消火体制の整備

1　消防計画の作成

村は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図る。

2　消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編第２章第２節第３款　救急・救助及び消火活動体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

村は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努める。

3　消防水利の確保

「共通対策編第２章第２節第３款　救急・救助及び消火活動体制の整備」参照

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編参照）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）

第６款 避難収容体制の整備（共通対策編参照）

第７款 防災関係機関等の防災訓練の実施

村、県及び各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

1　訓練の方法

村、県及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施する。

2　訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施する。

(1) 緊急通信訓練
(2) 避難救助訓練
(3) 資機材調達輸送訓練
(4) 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
(5) 総合訓練
(6) その他

第３節 防災知識の普及

実施担当	総務課、消防団

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせる。

(1) 教育の種別

ア　消防法関係

・危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

イ　労働安全衛生関係

・雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育

・職長等の教育

第３章 危険物等災害応急対策計画

第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡

実施担当	総務班、消防団

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1　危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

(1)　危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

(2) 村は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

(3) 村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

2　通報連絡系統

危険物施設における危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりとする。

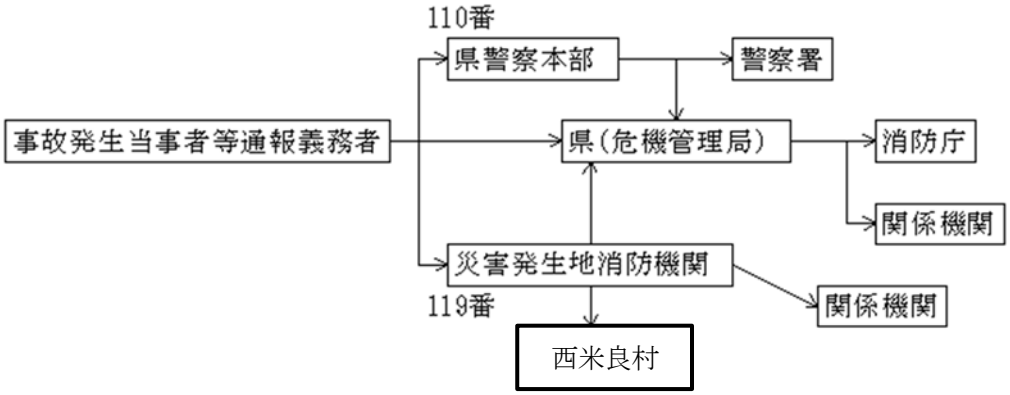

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名｛1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故｝

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台／人	
	消防団		台／人	
	消防防災ヘリコプター		機／人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
	その他		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分			
	使用停止命令　月　日　時　分			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3　即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物等に係る事故

危険物等に係る次の事故のうち周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

①　危険物等施設の事故

②　無許可施設の事故

③　危険物等運搬中の事故

(例示)

・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの

・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの

・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故

・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第２節 活動体制の確立

実施担当	総務班、消防団

第１款 活動体制の確立

村は、危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第２款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

1　事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
2　事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

第３節 広域応援活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第４節 災害の拡大防止活動

実施担当	総務班、消防団

1　事業所の災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

2　立入禁止区域の設定

警察及び消防団は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

第５節 救助・救急及び消火活動

実施担当	総務班、消防団

「共通対策編第３章第４節第２款」によるほか、以下による。

1　消火活動

消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努める。

2　救助・救急活動

警察及び消防団は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

3　事業所による消火活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

第６節 医療救護活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、建設班

第８節 危険物等の大量流出に対する応急対策

実施担当	総務班、建設班、村民班、消防団

1　河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2　交通規制等の実施

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第９節 避難収容活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班、消防団

避難収容活動については「共通対策編第 3 章第 7 節」によるほか、以下の通りとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

1　避難誘導

避難誘導を行うに当たって、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班、福祉健康班

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

第７編 大規模な火事災害対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、村内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、村がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２章 大規模な火事災害予防計画

第１節 大規模な火事に強いまちづくり

実施担当	総務課、建設課、消防団

第１款 大規模な火事に強いまちの形成

1　防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

(2) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2　避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

村は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア　避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ　避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は 500m 以内、規模は１～２ha 程度とする。

(3) 避難路の整備

広域避難地を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

・避難路は概ね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(4) 避難路の確保

村職員、警察官、消防団員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努める。

第２款 火災に対する建築物の安全化

１　建築物の不燃化の促進

(1) 屋根不燃化区域の指定

村は県と連携して、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について指定を行う。

(2) 建築物の防火の推進

村は県と連携して、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、診療所、建設課、消防団

第１款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編参照）

第２款 活動体制の整備（共通対策編参照）

第３款 消火体制の整備

１　消防計画の作成

村は、次の項目について計画を作成し、その推進を図る。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災警報等計画

(4) 消防団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

ア　特殊建物、施設の多い地域の計画

(ｱ) 重要文化財の計画

(ｲ) 重要建物、施設の計画

(ｳ) その他

イ　危険物の貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画

ウ　急傾斜地域の計画

エ　その他

(8) 異常時の消防計画

ア　強風時の計画

イ　乾燥時の計画

ウ　飛火警戒の計画

エ　断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

ア　林野火災の計画

イ　車両火災の計画

ウ　航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

ア　機械器具操法訓練

イ　機関運用及び放水演習

ウ　自動車操縦訓練
エ　非常招集訓練
オ　飛火警戒訓練
カ　通信連絡訓練
キ　破壊消防訓練
ク　林野火災防御訓練
ケ　車両火災防御訓練
コ　航空機火災防御訓練
サ　危険物火災等特殊火災防御訓練
シ　災害応急対策訓練
ス　自衛消防隊の指導

(11) 火災予防計画
ア　防火思想普及計画
イ　予防査察計画

2 出火防止体制の整備

(1) 火災予防調査

火災を未然に防止し、もしくは火災の被害をより少なくするため消防対象物の調査を次の事項により実施する。

ア　定期調査

定期的に行う調査対象物の指定、調査班及び期間について定める。

イ　臨時調査

次のような場合で必要と認める時に臨時的に調査ができる体制を整えておく。

(ｱ) 年末、年始、祭礼等
(ｲ) 防火対象物の新築、増築及び改築等
(ｳ) 管内の住民から特に要請があった時

ウ　特別調査

次のような場合で、緊急に必要があると認める時に調査ができる体制を整えておく。

(ｱ) 類似火災の続発
(ｲ) その他

(2) 消防調査

消防調査は、消防機関が災害が発生した場合に適切な防ぎょ活動を実施するため、次の事項について調査を行う。なお、火災の発生及び拡大の危険区域については、その状況を図示し、消防団の活動の資料とする。

ア　消防地理調査

消防活動をする上で影響のある次の調査対象物について行う。

地形、地物、道路、橋、川、建物、火災報知器、その他災害防ぎょ上注意を要する箇所

イ　消防水利調査

消防活動に必要な次の消防用水利の状況について行う。

消火栓、貯水池、貯水槽、河川水、プール、その他

(3) 危険物火災予防

西米良村火災予防条例に基づく危険物施設の基準の維持について万全を期する。

(4) 森林火災予防

村は、森林火災の予防、警報、消火等の施設を設備し、山林火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を的確に指導啓発し、森林火災の未然防止に努める。

ア　火入れについての許可又は届出の励行
イ　異常乾燥又は強風注意報が通知されている場合等の火入れの禁止
ウ　火入れ実施中において気象状況が急変した場合の応急処置
エ　入山者及び通行人の森林内における火の取扱方法

(5) 文化財の火災予防

村又は教育委員会は、次の措置を講じ文化財火災予防の徹底を図る。

ア　村教育委員会は、管内文化財の防災計画の策定を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして、火災予防の確立を期する。
イ　文化財の所有者管理者に防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう勧奨する。
ウ　文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(6) 一般家庭に対する指導

村は県と連携し、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア　住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
イ　住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
ウ　灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
エ　火を使う場所での不燃化及び整理整頓
オ　カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及
カ　発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底
キ 火災予防調査等の実施による平常時における点検や防火意識の啓発

(7) 事業所等に対する指導

ア　村は、多数の者が利用する公共施設や複合施設等については、必要に応じて、消防法等の関係法令に基づく防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ　村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(8) 消防同意制度の活用

村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

(9) 防炎物品の普及及び管理指導

村は、消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(10) 火災予防条例の活用

村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止する。

(11) 火災予防運動の実施

村は、毎年、火災の多発期に当たる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動(11 月 9 日～11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動(1 月 30 日～2 月 5 日)、春季全国火災予防運動

(3 月 1 日～3 月 7 日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編第 2 章第 2 節第 3 款　救急・救助及び消火活動体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 消防団員の教育訓練

村は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

※県消防学校での教育訓練

ア　消防団員

(ｱ) 普通科

(ｲ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ｳ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(ｴ) 現地教育(村の要請により教官を派遣して実施)

4 消防水利の確保

「共通対策編第 2 章第 2 節第 3 款　救急・救助及び消火活動体制の整備」参照

5 地域の初期消火力の向上

自主防災組織（自治公民館）を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織（自治公民館）等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編参照）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編参照）

第６款 避難収容体制の整備（共通対策編参照）

第７款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編参照）

第３節 住民の防災活動の促進

実施担当	総務課、消防団

第１款 防災知識の普及、予防啓発活動

「共通対策編第２章第３節第１款　防災知識の普及」によるほか次のとおりとする。

１ 火災予防指導

火災の予防指導は、防火管理者、危険物取扱者及び各種団体等を対象として、次の事項について指導する。

ア　消防関係法規の周知、徹底
イ　防火管理者が作成する消防計画の策定指導又は再検討
ウ　防火対象物及び消火設備の自主検査の強化
エ　自主防災組織（自治公民館）の強化
オ　その他

また、春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える３月と 11 月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本村においても村と県が中心となって、関係者の協力のもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、

ア　住宅防火対策の推進
イ　地域における防火安全体制の充実
ウ　物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
エ　社会福祉施設、診療所等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
オ　乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

等とする。

２ 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

婦人団体の会員数は、資料編―資料-44 のとおりである。

３ 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみるとき、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための

人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が 30～50 人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努める。

第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編参照）

第３章 大規模な火事災害応急対策計画

第１節 活動体制の確立

実施担当	総務班、消防団

第１款 村の活動体制の確立

村は、村域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第２節 災害情報の収集・連絡

実施担当	総務班、消防団

第１款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、村は宮崎地方気象台、県と連携して迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを村長に通報する。

＜宮崎地方気象台の値＞

① 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%を下り、平均風速（10 分間平均風速）が 7m/s を超える見込みのとき。

② 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みのとき。

(ただし、降雨及び降雨終了後、台風接近時、降雪中は通報しないこともある。)

○火 災 警 報：消防法に基づいて村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

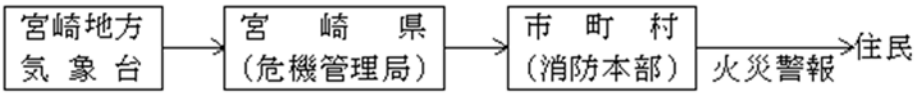

(2) 火災警報の周知方法

ア　主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示

イ　警報信号の使用(消防法施行規則別表第 1 の 3)

ウ　主要地域における吹流しの掲揚

エ　防災行政無線による放送

オ　その他広報車による巡回宣伝

その他必要な事項は、地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

村長(村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第２款 災害情報の収集・連絡

１ 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

(1) 村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

(2) 村は県と連携して、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(3) 村は県と連携して、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

第１号様式(火災)　　第　報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物　2.林野　3.車両　4.船舶　5.航空機　6.その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(　月　日　時　分) 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢)　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
その他参考事項			

2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

(1) 火災等即報

ア　一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

(ｱ) 死者 3 人以上生じたもの

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

イ　個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ｱ) 火災

a 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）

(c) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(d) 損害額 1 億円以上と推定される火災

b 林野火災

(a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請したもの

(c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

航空機、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

(例示)

・トンネル内車両火災

d その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第３節 広域応援活動

実施担当	総務班、消防団

第１款 地方公共団体による広域的な応援体制（共通対策編参照）

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照）

第４節 救助・救急及び消火活動

実施担当	総務班、医療班、消防団

第１款 救助・救急活動（共通対策編参照）

第２款 消火活動

１ 消防機関による消火活動

消防機関による消火活動については、「共通対策編第３章第４節第２款　消火活動」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア　避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ　重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ　火災現場活動の原則

(ｱ) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に救護活動の拠点となる診療所及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(ｲ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ｳ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 異常時の消防活動

平均風速が 10ｍを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめる。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

第５節 医療救護活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照）

第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照）

第７節 避難収容活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班

避難収容活動については「共通対策編第３章第７節」によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

１ 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

第８節 被災者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

「共通対策編第 3 章第 14 節」によるほか、次による。

1 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

第４章 大規模な火事災害復旧・復興対策

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編参照）

実施担当	総務班

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編参照）

実施担当	総務班、村民班

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編参照）

実施担当	商工観光班、農林班

第６節 事後の監視等の実施

実施担当	総務班

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずる。

第８編 林野火災対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本村の森林面積は村域面積の 96%に当たる 2.6 万 ha を占めている。森林は、木材の生産や住民の生命、財産を守る保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本編は、村内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため村がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用する。

第２章 林野火災予防計画

第１節 林野火災に強い地域づくり

実施担当	総務課、建設課

第１款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

村は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進する。事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画する。

(1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
(2) 火災予防上の林野管理に関する事項
(3) 消防施設・設備の整備に関する事項
(4) 火災防御訓練に関する事項
(5) その他林野火災の防止に関する事項

第２款 防火機能を有する林道、森林の整備

村は、国、県と連携して、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

第３款 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第 21 条に基づく村長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

第４款 林野所有(管理)者への指導

村は県と連携して、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。

(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
(3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
(4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
(5) 火災多発期(11 月～3 月)における見巡りの強化
(6) 林野火災消火用諸資機材の整備

第５款 林野火災特別地域対策事業の推進

村を含む宮崎県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要のある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっている。村は本事業の推進に努める。

第２節 災害防止のための気象情報等の充実

実施担当	総務課

1　乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表する。

発表の基準は、最小湿度 40％以下で、実効湿度が 65％以下になると予想される場合である。

2　火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第 22 条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに村に通報する。

村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(1) 実効湿度が 60％以下で、最小湿度が 40％を下り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

(2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第 34 条の火災警報信号により周知する。

＜火災警報信号＞

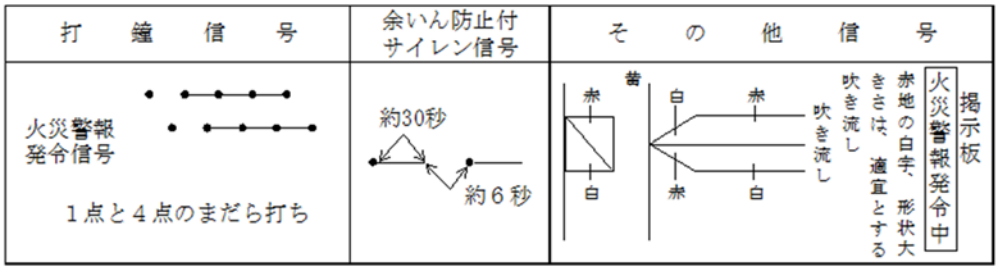

第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、消防団

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　多様な情報収集手段の活用

村は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化する。

2　通信手段の確保

村は、住民に対する災害情報等を広報するため、防災行政無線の整備を推進する。

村は県と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

第２款 活動体制の整備

村は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルの作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

第３款 消火体制の整備

1　消防体制の整備

村及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

2　消防施設・設備の整備

村は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

第４節 住民の防災活動の促進

実施担当	総務課、消防団

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

第１款 防災知識の普及、予防啓発活動

村及び関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

関係機関は、毎年１月 30 日～2 月 5 日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

2 防火パレードの実施

村は県と連携して、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

3 広報等の実施

村は県と連携して、林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努める。

4 その他各種広報の実施

村は県と連携して、あらゆる機会を利用し、村民に対する効果的な啓発活動を行う。

第２款 防災訓練の実施

村は県と連携して、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、ＮＴＴ、トラック協会等関係機関の参加を得て行う。

第３章 林野火災応急対策計画

第１節 活動体制の確立

実施担当	総務班、消防団

第１款 村の活動体制

1　迅速な連絡と出動体制

村は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第１であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

2　現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、村は現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

3　災害対策本部の設置

火災が拡大し、村では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は下記のとおりである。

(1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
(2) 空中消火の要請の検討
(3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
(4) 警戒区域の指定

第２款 関係機関の活動体制

1　県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行う。

2　国(九州森林管理局)

(1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
(2) 県本部が設置されたときは、その方針に基づき活動する。

3　自衛隊

(1) 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣する。
(2) 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施する。

第２節 災害情報の収集・連絡

実施担当	総務班、消防団

第１款 火災通報

(1) 村(消防機関を含む)は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。

(2) 村は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。

(3) 村は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。

ア　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から１時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ　林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき

エ　近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、２次災害の危険性が予想されるとき

オ　以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

・焼損面積が 10 ヘクタールと推定されるもの
・空中消火を要請又は実施したもの
・住家等へ延焼するおそれがあるもの

第１号様式(火災)　　第　報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物　2.林野　3.車両　4.船舶　5.航空機　6.その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(　月　日　時　分) 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢)　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
その他参考事項			

第２款 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。

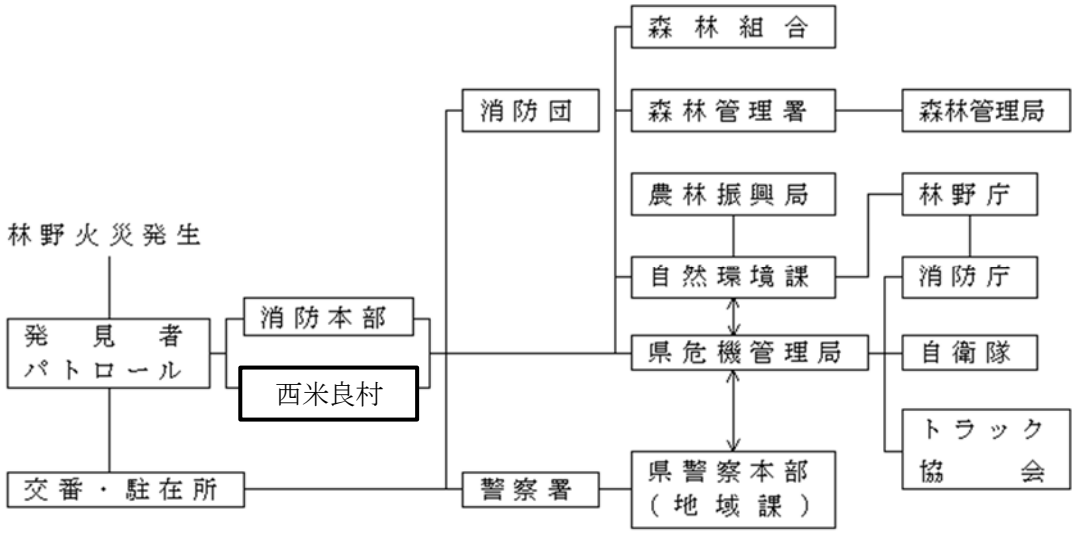

第３款 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用する。

このマップは、国土地理院発行の地図にＵＴＭグリッド（１㎞メッシュ）を組み込んだものである。

UTMグリッドコードの読み方

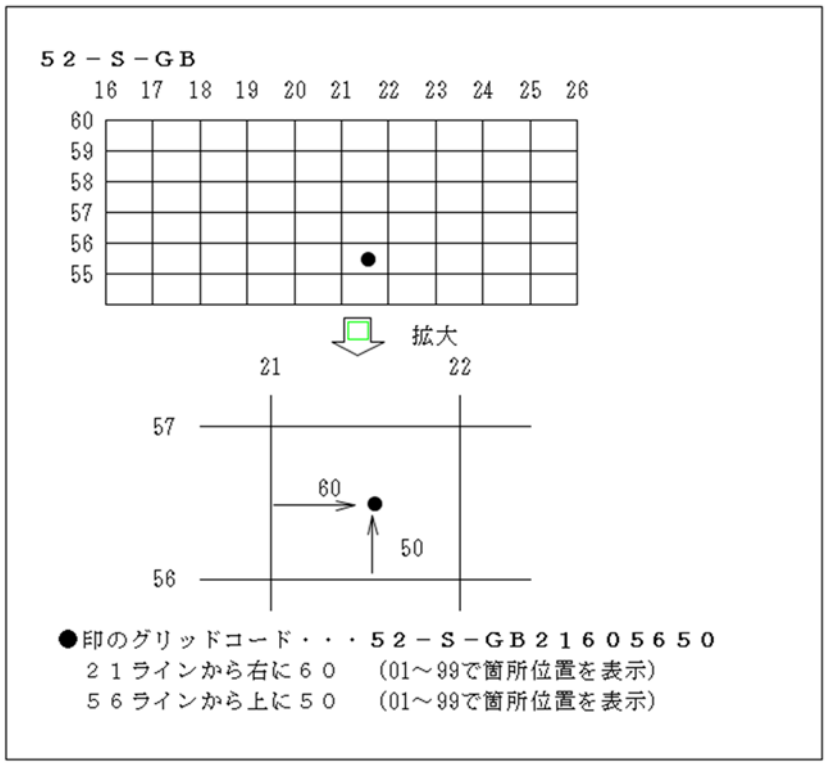

第３節 広域応援活動

実施担当	総務班

第１款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編参照）

第４節 消火活動及び救急・救助活動

実施担当	総務班、医療班、消防団

第１款 地上防御

1　消火体制の確立

村は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第２次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、村は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

2　防御作戦

村は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横⊂字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は

(1) 延焼方向の側面から進入する方法
(2) 焼け跡から進入する万法
(3) 等高線から進入する方法
(4) 谷川から進入する方法
(5) 山の反対側から侵入する方法

があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

3　地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

4　安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。村の現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

5　残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、村の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、村は巡視を行い異状を発見したならば直ちに対策をたてる。

第２款 空中消火

１　空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(1) 現地指揮本部

村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で村は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

(3) 空中消火用資機材等

ア　水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。

県内の水のうを保管状況は次のとおりである。

種別／保管場所	中　型 2,000L 型未満L
宮崎森林管理署倉庫	5基
合計	5基

イ　水槽

ナイロン製布地で消化薬剤の混合、貯水槽として使用。2,500 リットル。

(4) 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

・直接消火法…火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

・間接消火法…火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

2 空中消火の要請基準

村が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

(1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。

(2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合。

(3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。

(4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

3　空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

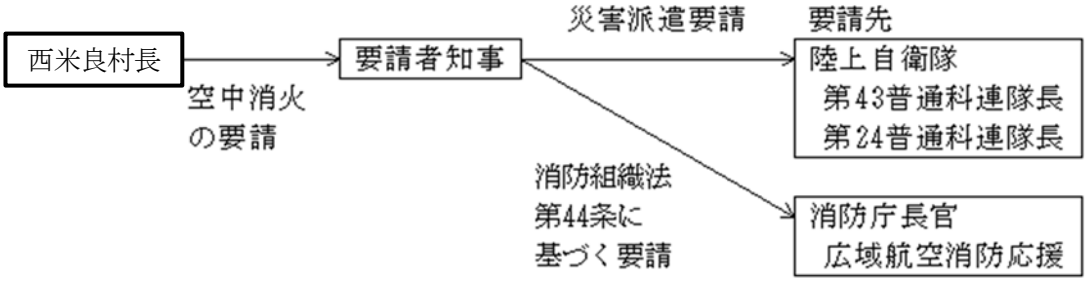

村長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、村長自身か、村長の意志を直接伝達し得る立場の者(助役、又は消防長)とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

(1) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物

(2) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者

(3) 資機材等の空輸の必要の有無

(4) 空中消火用資機材等の整備状況

(5) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

4　空中消火の準備

(1) 現場の状況等の報告

村長等は、地域防災計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

(2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(4) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県(危機管理局)は他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

(5) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び村は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

(6) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要す

るので、村は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

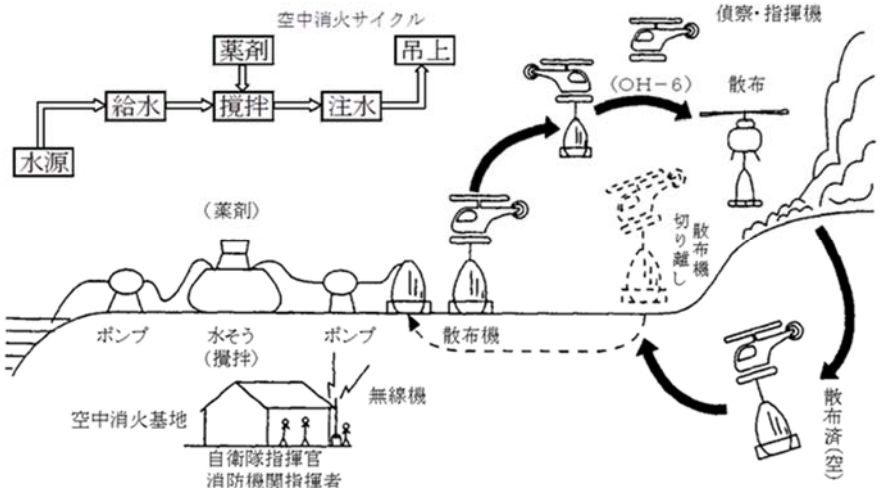

5　空中消火活動

(1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、村及び県へ報告する。

(2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

(3) 報告

村は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

①　発生場所
②　発生時間及び覚知時間
③　空中消火を要請した時刻
④　現場の状況
⑤　消防吏員及び消防団員の出場状況
⑥　その他必要な事項

6　空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は村の負担とする。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア　資機材の引渡し及び返納に要する費用
イ　使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
ウ　き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
エ　資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
ウ　活動のため現地で調達した資機材の費用
エ　その他必要な経費については、事前に協議しておく。

(1)及び(2)とも、２以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

第３款 救助・救急活動（共通対策編参照）

第５節 医療救護活動（共通対策編参照）

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編参照）

第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編参照）

第７節 住民等の避難及び救助対策

実施担当	総務班、消防団

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

第１款 入山者等の実態の把握

1　村は、林業作業期(夏　下草刈、秋～冬　枝落とし、春　植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
2　ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、村は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
3　村は設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認する。

第２款 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

1　防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2　広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

3　航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第８節 被災者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達する。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得る。

第９節 二次災害の防止活動

実施担当	総務班

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第９編 原子力災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

宮崎県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約 54 キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第 6 条の 2 の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められている。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ:Precautionary Action Zone）が概ね半径５キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone ）については、概ね 30 キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、宮崎県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定める。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第２条第１号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第２条３号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第２条４号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第２節 計画の性格

１　原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、西米良村の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針、宮崎県地域防災計画を踏まえて作成したものである。

２　地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「西米良村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この原子力災害対策編に定めのない事項については、地域防災計画の総論、共通対策編及び他編による。

なお、地域防災計画にも定めのない事項については、国、県の指示又は要請に基づき実施する。

３　本編の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、本編についても必要に応じて検討を加え、修正を行う。

第３節　本編の周知徹底

本編は、原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、村は関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図る。

また、各関係機関は、これに基づき必要に応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努める。

第４節　計画においてよるべき指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第５節　計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一宮崎県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が村に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から宮崎県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、宮崎県から距離が約 150 キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約 90 キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応する。

(1)　警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき

(2)　施設敷地緊急事態が発生したとき

(3)　全面緊急事態が発生したとき

第６節　防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画第１編総論を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定める。

１　村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者

【第１編　総論　第２章　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱　参照】

２　原子力事業者

機関名	業務の大綱
九州電力株式会社	（災害予防・災害応急対策） (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、防災関係機関が実施る対策への協力に関すること。

第２章 原子力災害予防計画

第１節 情報の収集・連絡体制等の整備

実施担当	総務課

１　情報の収集・連絡体制の整備

村は県及びその他の防災関係機関と連携し、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

２　情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努める。

３　通信手段の確保

村は県との的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。

また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努める。

第２節　応急体制の整備

実施担当	総務課

１　災害対策本部の体制整備等

村は、本部等を迅速・的確に設置・運営するため、本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

２　職員の参集体制の整備

村は、川内原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

３　防災関係機関相互の連携体制

村は、平常時から県及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図る。

４　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

村は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県、他の市町村や関係機関と相互の連携を図る。

第３節　住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

実施担当	総務課

１　屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

村は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。(避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、１週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。)

２　屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

村は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努める。

第４節　医療体制及び健康相談体制の整備

実施担当	総務課

村は県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第５節　住民等への的確な情報伝達

実施担当	総務課

村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織（自治公民館）等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて県に助言を求める。

さらに村は県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

第６節　原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

実施担当	総務課

村は県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
② 原子力施設の概要に関すること
③ 原子力災害とその特性に関すること
④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
⑥ 屋内退避及び一時移転等に関すること
⑦ 要配慮者への支援に関すること
⑧ 緊急時にとるべき行動
⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

第３章 原子力災害応急対策計画

第１節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

実施担当	総務班

県と九州電力株式会社において締結された「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」に基づき、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分している。

１　警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

(1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。

(2) 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡する。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

２　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

(1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリ等で送付する。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリ等の着信及び記載内容を確認する。

(2) 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

３　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

(1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

ア　九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡する。

イ　県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに村及び関係機関に連絡する。

(2) 県による情報の収集

県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行うとともに、立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受けた場合は、速やかに村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備える。

また、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行う。

第３節 活動体制の確立

実施担当	総務班

村は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際に県の対応に応じて本部又はそれに準じた体制をとる。

第４節　住民等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班

１　住民等への情報伝達活動

村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行う。

２　住民等からの問合せに対する対応

村は県と連携して、住民等の安心に資するため、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

■情報連絡系統図

（九州電力川内原子力発電所）

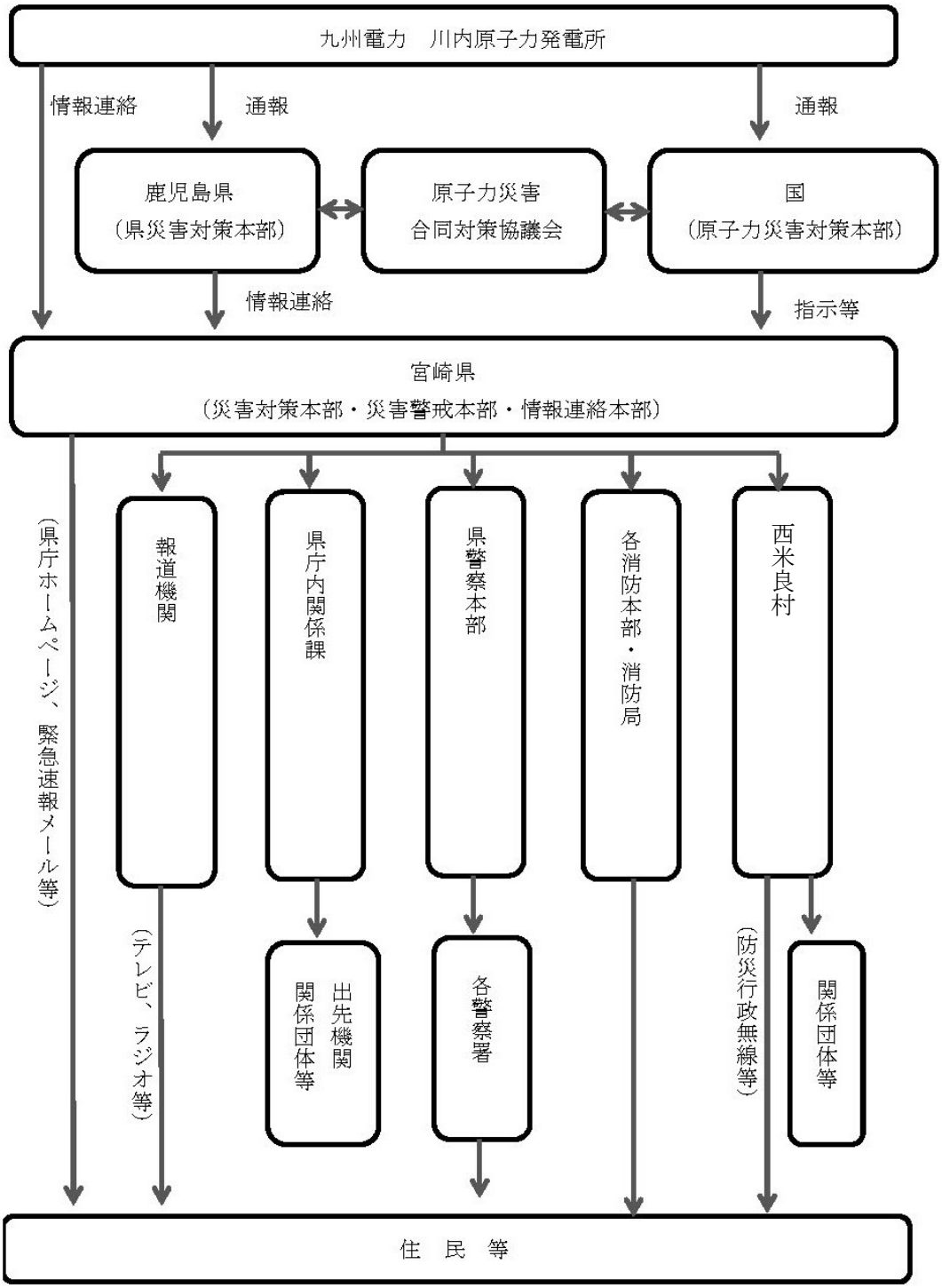

■ 情報連絡系統図

（四国電力　伊方原子力発電所）

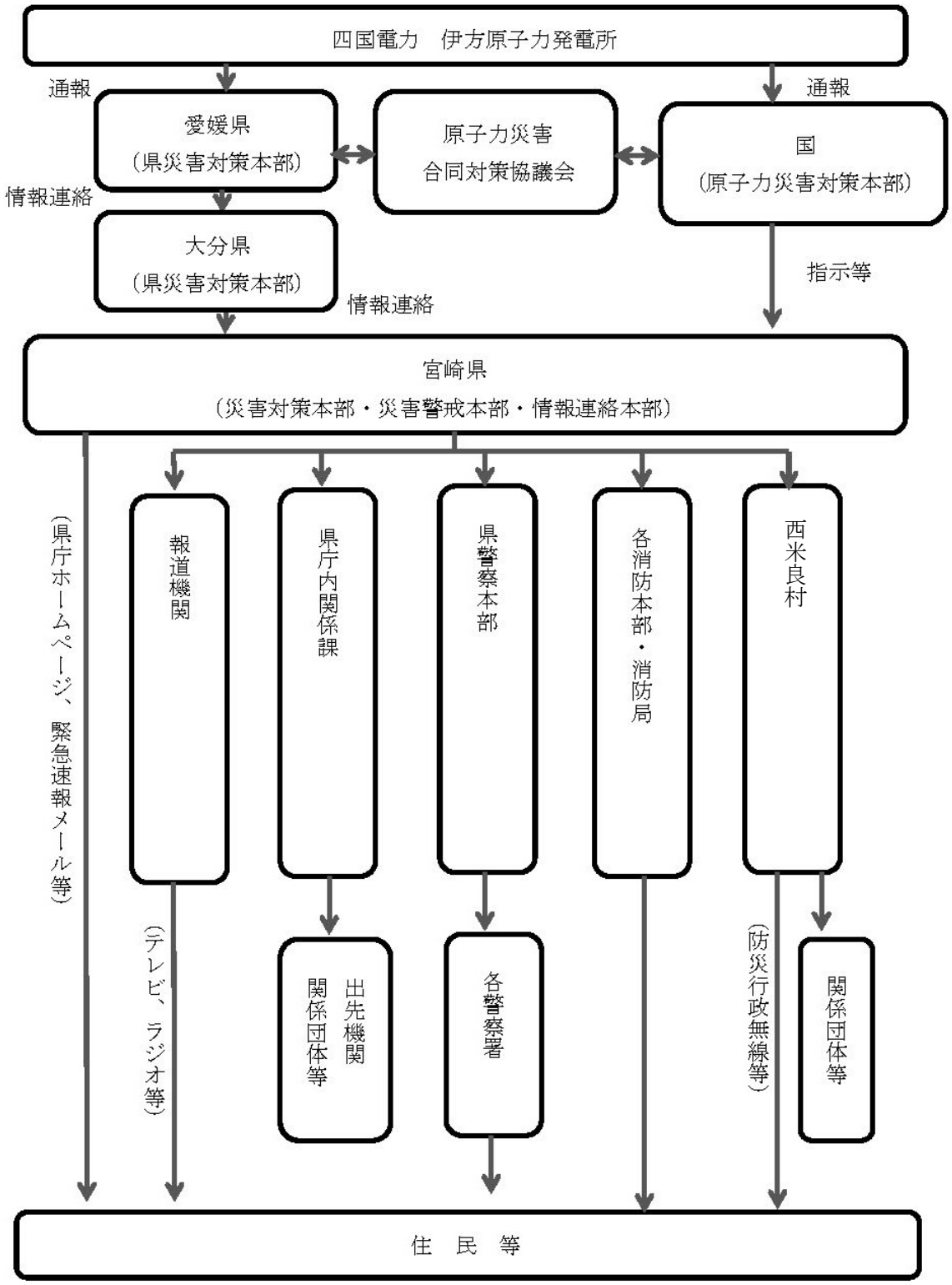

第５節　住民避難等の防護活動

実施担当	総務班、福祉健康班

村及び県は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

１　屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から 30㎞ を超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、村及び県は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

村は、県より原災法第 20 条第 2 項の規定による屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行う。

２　屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避する。村は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。

３　避難所の開設及び運営

村は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

４　要配慮者等への配慮

村及び県は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

第６節　医療及び健康相談の実施

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班

村は県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第４章 原子力災害復旧・復興計画

第１節　住民健康相談

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班

村は、県及び医療機関等に協力して、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。